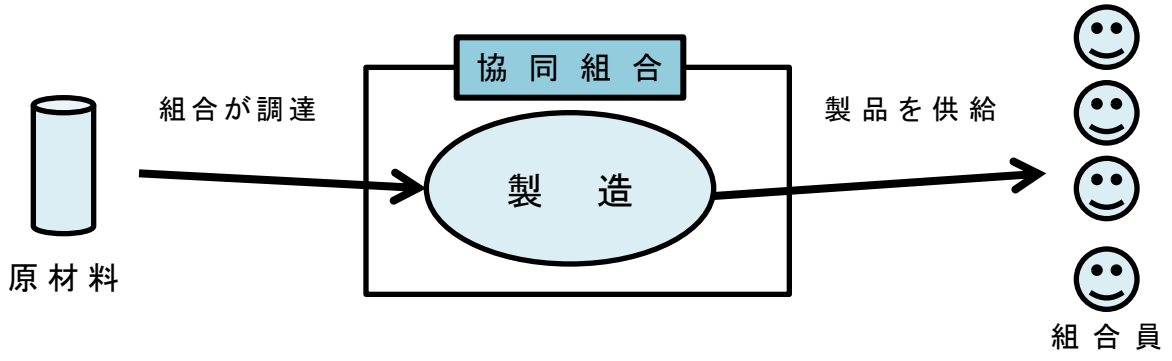


# 運 営

- ① 共同事業の概要について

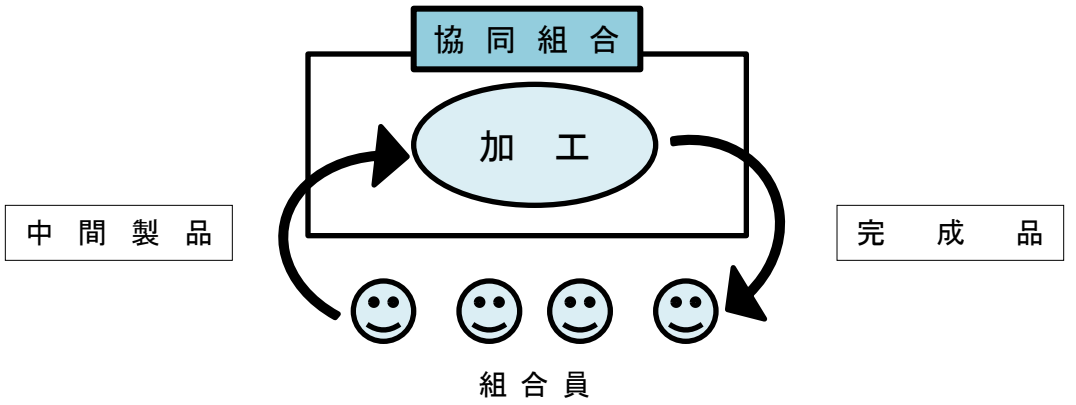
### ① 共同生産事業

共同生産事業とは、組合自らが所要の原材料、副資材を調達して製造を行い、組合の計算においてその生産品の価格を決定し、組合員に供給する事業。



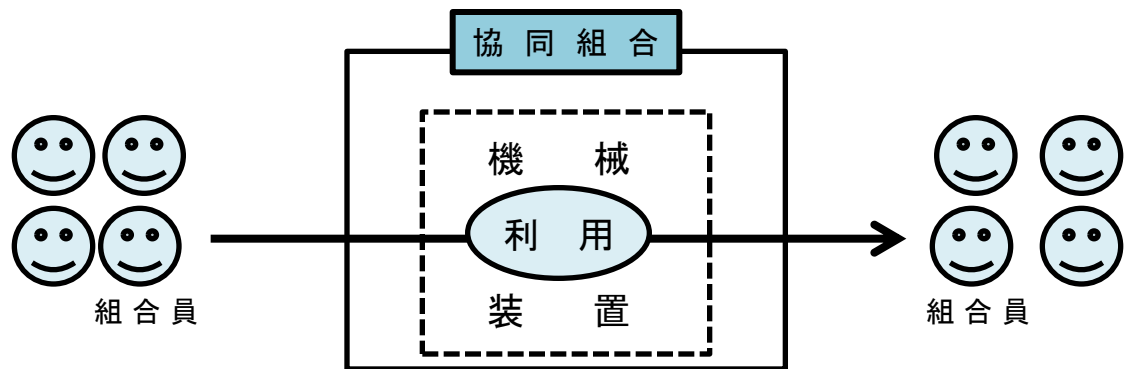
### ② 共同加工事業

共同加工事業は、組合員の生産過程での原材料、中間製品などに加工を行い、又は製品の完成に加工を施して完成品とする事業。



### ③ 施設の共同利用事業

共同利用事業とは、組合に設置した機械や装置などの施設を組合員に利用させるもので、組合員が組合の施設に出向いて、自ら施設を利用したり、組合の保有する機械を借出して利用するものである。



**【目的と効果】**

- ①原価の引下げ
- ②規格の統一
- ③品質の向上
- ④安定的供給

**【事業実施の要件】**

- ①工程の一部又は全部に高度の技術又は高価な設備を必要とする場合で、それらの技術又は設備を個々の組合員が単独では持ち得ないか、又は持つことが不利益であるとき。
- ②組合員が生産・加工工程等を外注している場合に納期、品質、価格、供給の安定確保に問題があるとき。
- ③大量受注製品について、特に規格の統一又は品質の向上が要求されるとき。
- ④個々の組合員が単独では、設備の効率的な利用ができないとき。
- ⑤原価の引下げが特に要請されているとき。
- ⑥組合員の取扱品の副産物の商品化が共同処理により可能なとき。

**【事業実施の計画に当たり留意すべき事項】**

- ①立地計画
- ②設備計画
- ③資金計画
- ④他の共同事業との関連
- ⑤利用度、採算性、利益計画

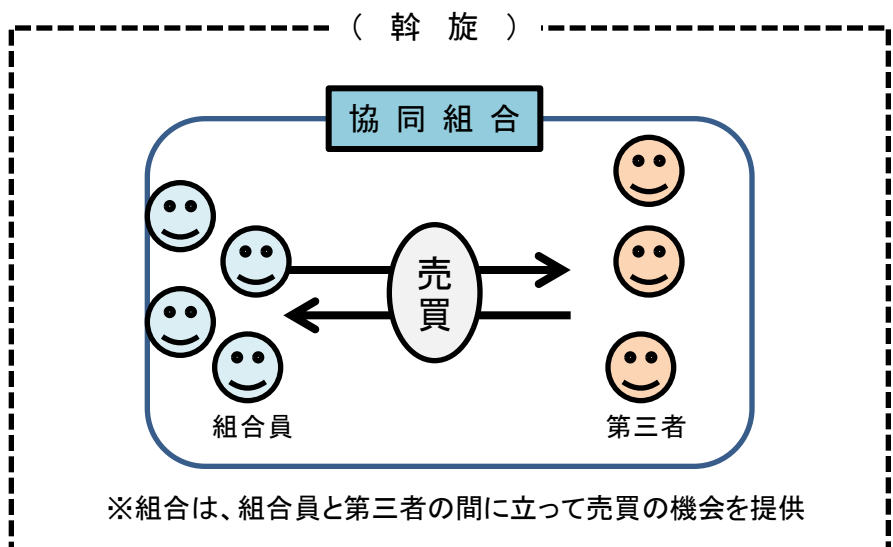
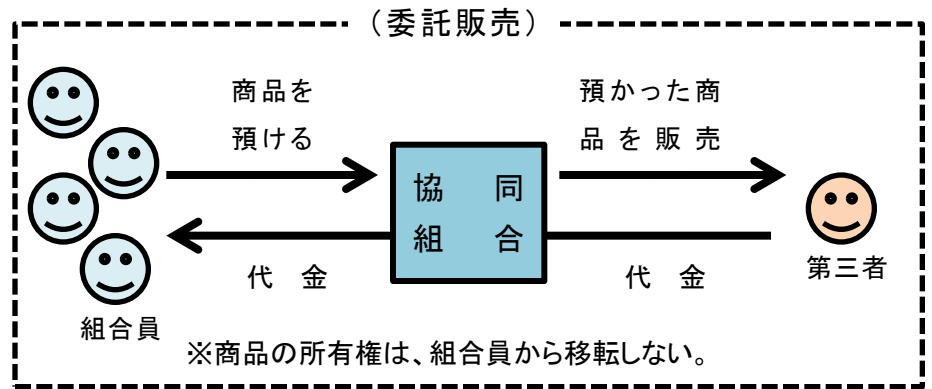
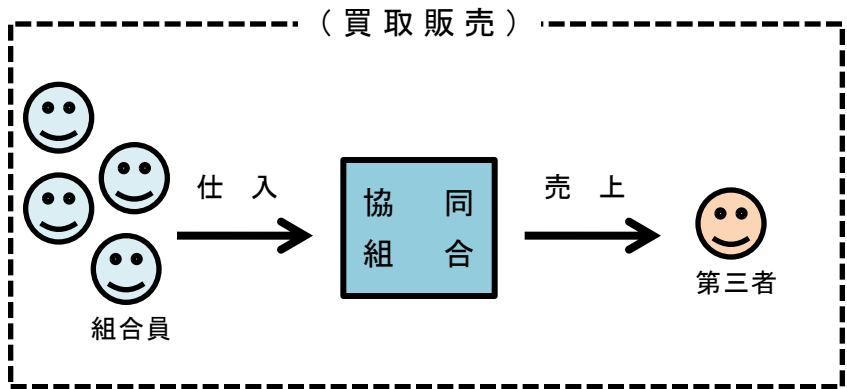
**【事業の管理について留意すべき事項】**

- ①生産計画の策定
- ②作業部門間の協力体制の確立
- ③設備管理体制の整備
- ④技術の向上、作業の標準化
- ⑤品質管理
- ⑥採算性の向上、予算統制、原価計算

#### ④ 共同販売事業

共同販売事業とは販売の窓口を組合に一本化する事業で、次の様なものがある。

- ① 組合員の生産・加工した製品又は販売する商品を、組合が組合員より仕入れて直接に第三者に販売する。(買取販売)
- ② 組合が組合員からの委託を受けて、組合が直接第三者に販売する場合。(委託販売)
- ③ 組合が組合員からの委託を受けて、販売先を斡旋する場合。(斡旋)



### 【共同販売事業の意義】

- ①中小企業者個々の事業活動の不利を補正し、自主的努力を助長する一つ的手段として、組合という組織により販売を行い、組合員である中小企業者の取引条件の改善を図る。
- ②正しい認識に基づいたマーケティング活動を行って組合員の取引範囲を拡張する。

### 【共同販売事業の形態】

- (1)同業組合的方式・・・業界団体としての組合が各種の共同事業を行う中で、組合員の販売面の合理化をねらって行う方式。  
共同販売組合的方式・・・共同販売事業の遂行を目標にして有志で結成された同志的組合において行う方式。
- (2)強制的な方式・・・特定の物品について販売の窓口を組合に一本化する場合であり、当該製品について一定の基準を設け、検査によって基準以外のものは不合格にするなど粗製乱造を防止し、かつ、乱売を避けられる。  
任意的方式・・・組合を通じての販売を組合員の任意に任せ、組合を通さずに独自で販売することも認める場合。
- (3)個別販売方式・・・組合員が組合に対して売り値や売り先を指定する場合で、あまり方式としては強力なものではない。  
総合販売方式・・・組合員の製品を組合が委託なり買い取りなどで引きとったうえで、組合自体の商品として販売する場合で製品の規格統一が前提となる。

### 【共同販売事業実施の要件】

- ①目的に即した共通の利害を有する者をもって構成されていること。
- ②組合の地区は、組合員相互の協同意識の高揚に支障のない程度であって、組合事業が効果的に運用される範囲になっていること。
- ③組合員の業種は、同一業種又は関連業種であること。
- ④組合員の質はなるべく均一性を持ち、相互扶助の精神が将来とも持続できるようになっていること。
- ⑤組合員の数は、組合のまとまりを阻害せず、かつ、事業の効率的運用に支障のない程度であること。

**【事業実施に当たっての留意点】**

- ①組合員の理解と協力が得られること。
- ②組合の組織、執行体制が強固で、執行部、職員が有能であること。
- ③対象品目の種類、企画が均一であること。
- ④対象品目の選定に当たっては、市価変動の激しいもの、保存の困難なもの、高額なもの等は避けること。
- ⑤やむを得ず④に掲げたような品目を扱う場合は、取引の時期、保存の方法、販売方法等について対策が講じられていること。
- ⑥事前に十分計画を練り、準備体制を整え、強固な地盤と体制が整った段階で着手すること。
- ⑦事業の方法が、組合員の取引先と競合する場合や、従来取引慣行を排除するとき等の場合には、十分組合環境を判断し、組合員のその後の販売活動に悪影響を及ぼさないようにすること。

**【組織及び事務機構の留意点】**

- ①販売機構はなるべく簡素に、管理が行いやすいものにする。
- ②共同販売事業についての担当責任者を明確にすること。
- ③機動性のある実施体制を確立すること。
- ④事務局体制を強化すること。

**【事業計画作成の留意点】**

(1)事業実施以前に科学的な市場調査を行うこと。

- ①対象商品をどんなものにするか。
- ②販売先をどこにするか。
- ③販売条件、価格をどう決定するか。
- ④競争商品は何であり、相互の特色は何か。
- ⑤自らの短所、長所を十分検討し、今までの市場における反響はどうか。

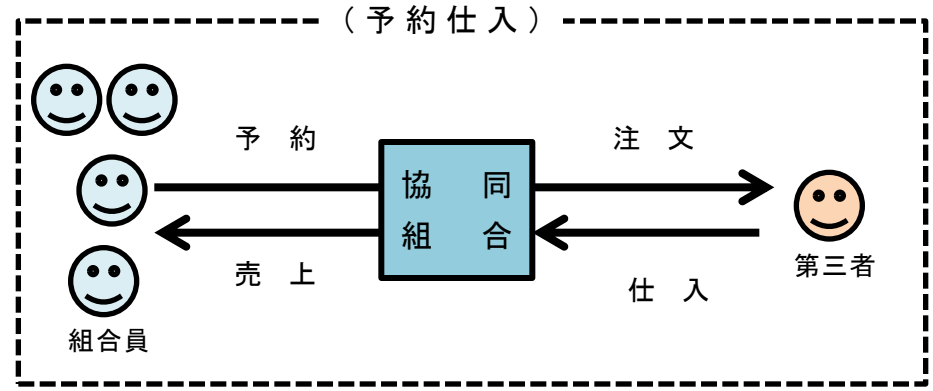
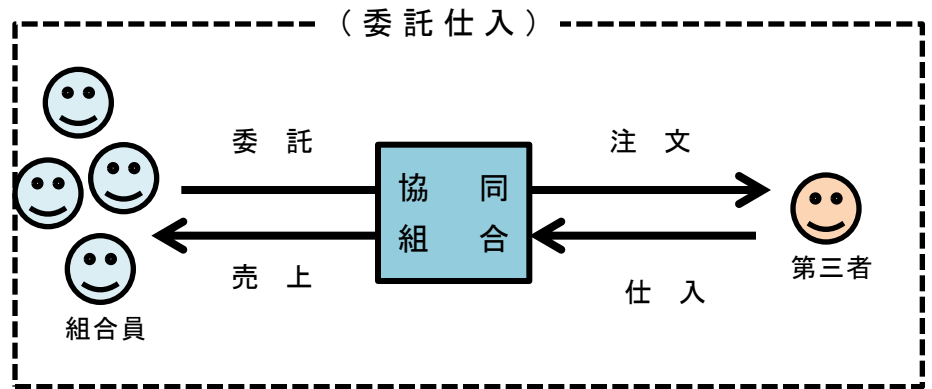
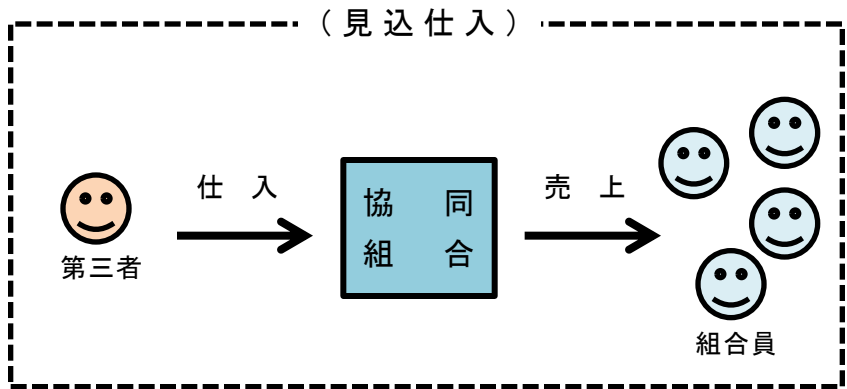
(2)具体的な販売計画をたてること。

- ①仕入方法
- ②販売方法
- ③在庫管理
- ④資金計画
- ⑤販売促進策

# ⑤ 共同購買事業

共同購買事業とは仕入を共同化する事業で、次の様なものがある。

- ① 組合があらかじめ組合員の需要を予測し自己の見込によって商品を仕入れ、組合員に供給する。(見込仕入 又は 買取供給)
- ② 組合員からの委託により商品を仕入、これを組合員に供給する。(委託仕入)
- ③ 実際の需要期より以前に、組合員からの予約を集め、これに基づいて必要量を仕入、組合員に供給する。(予約仕入)



### 【共同購買事業のメリット】

- ①大量取引を実現して、仕入原価の引下げをもたらす。
- ②取引単位と取引条件(支払方法その他)を有利にする。
- ③商品の種類・品質・規格を均一にする。
- ④組合に対する信用を高める。
- ⑤メーカーや問屋からの直接仕入が可能となる。
- ⑥大規模組織(企業)に対抗しうる。

### 【取扱品目を決定するに当たっての留意点】

- ①種類・品質・規格などが均一であること。
- ②市価がインフレーション、デフレーションの景気変動に対して激変しないようなものを選ぶ
- ③高価なものは避ける。
- ④こわれやすいものや保存の困難なものは避ける。

### 【事業実施の要件】

- ①個々の組合員の単独取引では、購入量が取引単位に達しないとき。
- ②個々の組合員では、信用が乏しく、取引条件が不利なとき。
- ③中間マージンが甚だしく大きく、これを省くことが必要なとき。
- ④取扱品が季節的に大量仕入を要するものであるとき。
- ⑤現金支払によって、取引が大幅に有利となるとき。



### 【組織及び事務機構】

- ①組織は、組合の目的を達成するための有効な手段であることを十分に意識し、組織づくりに当たって、なるべく簡素に管理が行われるようにする必要がある。
- ②組織図をつくるにあたっては、内部牽制制度を取入れたものであることが大切。
- ③事務機構は、形式的にも確定しておく必要があるため、事務局組織規程など規定を定めて文書化しておく必要がある。
- ④会議形式で即決的に提案を決裁する、権限基準の確立と権限の下部委譲により稟議制度にありがちな欠点の是正に努めるなどの必要がある。
- ⑤購買事業の目的、目標を組合員に伝えるための手段としてコミュニケーションは重要であるため、部会、委員会を設けて積極的な動機づけを図る必要がある。
- ⑥従業員の仕事に対するモチベーションを向上させることも考慮する。

### 【仕入れ商品の選定基準】

- ①組合員の経営合理化のうえで、必要度の高いもの。
- ②組合員全般に共通するもの。
- ③取扱の大量化並びに集中仕入が行えるもの。

### 【組合員に供給するにあたっての留意点】

- ①供給の相手方は組合員であるのが原則
- ②組合員が自主的に組合の取扱い商品を購入すべく、まとめて申込む習慣づけを徹底させるとともに、他からの売込みがあっても組合への忠実性を守り、利用実績を向上させることに努めるならば、供給管理は容易となる。
- ③組合員の経営実態や営業内容の把握に努めることにより、供給に伴う信用許容限度(売掛限度)を超えないようにする必要がある。
- ④供給業務については、情報の迅速な処理と事務そのものの人手の縮小を図るためにコンピュータの導入が有効である。
- ⑤組合員に対する供給の促進を図るために、各種販売促進活動及び売れ筋商品などの情報提供や、顧客管理などを併せて行うようにする。
- ⑥販売割当てに際しては、できるだけ科学的、かつ、正確なものであることが望まれる。
- ⑦大口利用者、早期決済をする者などには、割引、歩戻などの方法による優遇措置を考慮しても差し支えないので、留意すること。
- ⑧購買品の主な供給方法としては、(イ)組合が組合員に持込み供給するもの、(ロ)組合員が組合に出向き供給するもの、(ハ)仕入先から直接組合員に持込供給するものがある。

### 【商品の仕入及び供給を適切に行う方法】

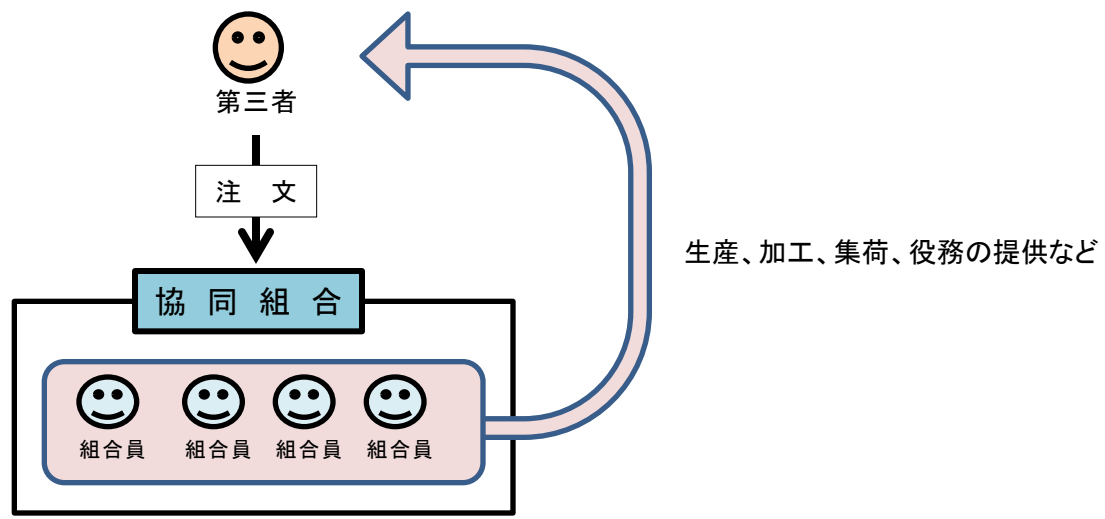
- ①視覚による商品管理
- ②金額を基準とした商品管理
- ③数量を基準とした商品管理

### 【在庫管理の方式】

- ①定期発注方式・・・一定期ごとに将来の払い出し予想をたて、その数量とその時点での在庫量及び注文残から計算した最小限の補充注文を行う方式。
- ②定量発注方式・・・在庫量がある程度まで下がると、自動的に一定量だけの補充の発注をし、在庫高をあらかじめ計画された最大最小量の中に維持しようとする方式。
- ③ダブル・ピン方式・・・台帳を使用せず、注文の時期を知るものを決めておいて補充発注を行う方式。

### ⑥ 共同受注事業

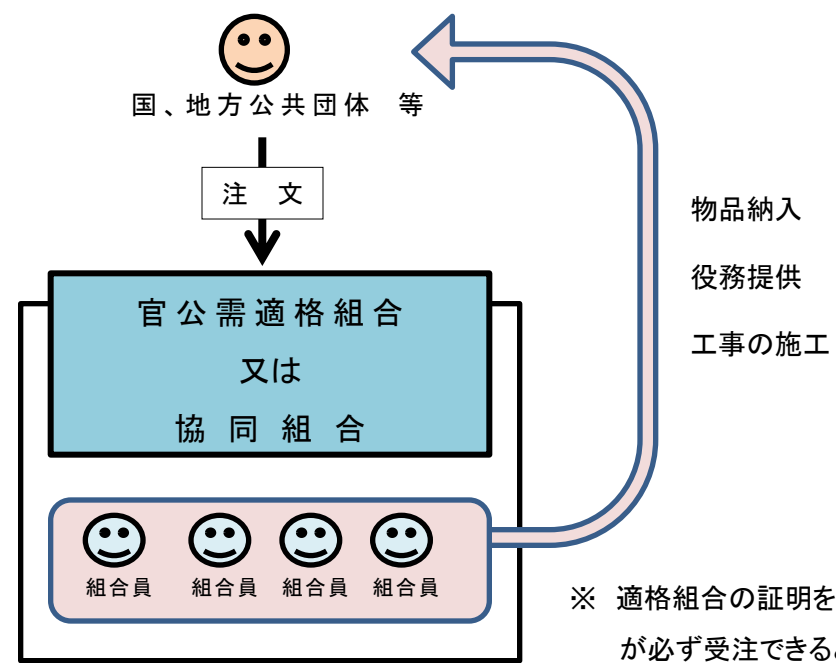
共同受注事業とは、組合が取引の主体となって注文を受け、その注文を組合員に提供させる事業である。



### ⑦ 官公需共同受注事業

共同受注事業で、官公需を受注する場合。  
官公需適格組合の証明を取得することで客観的に体制が整っていることを証明できる。

■ 官公需適格組合制度  
官公需の受注に対して特に意欲があり、受注した契約は十分に責任を持って履行できる体制が整備されている組合として、中小企業庁（北海道は経済産業局）が証明する制度【物品・役務の証明】と【工事の証明】がある。



※ 適格組合の証明を受けることで、官公需が必ず受注できるという訳ではない。

## 官公需適格組合とは

「官公需適格組合」とは、官公需の受注に意欲的で、かつ受注した契約は十分に責任をもって履行できる技術と経営基盤が整備されている組合と中小企業庁(北海道経済産業局)が証明した組合

## 中小企業に官公需の受注機会をできるだけ与えるために国が講ずべき措置

中小企業者に対する官公需施策を推進することを目的に

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)

が制定されている

- 第1に 国等が物品の買入れ、工事の請負、役務の提供等の契約を締結するに当たっては、中小企業者の受注機会の増大を図るように努めること。契約の相手方として組合を活用するよう配慮しなければならない。
- 第2に 国は、中小企業者向けの契約目標額と中小企業者の受注機会の増大を図るために「中小企業者に関する国等の契約の方針」を毎年閣議決定し、その要旨を公表すること。
- 第3に 各省各庁の長官が国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するとともに、経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し各省各庁の長等に対し必要な措置を講ずるよう要請できる。
- 第4に 地方公共団体は、国の施策に準じて中小企業者の受注機会の確保を図るための施策を講ずるよう努めなければならない。

## 官公需適格組合の受注体制

官公需適格組合では、共同受注規約を定め、共同受注委員会を設置して、契約した案件に対する各組合員の仕事の分担と連帯責任体制を明確にしています。

特に工事関係の組合では、共同施工又は分担施工の施工体制をとり、組合専従技術者が工事を監理・監督・指導等をするとともに、現場毎に企画・調整委員会を設けて工事が契約通りに確実に履行できる体制を整えています。

また、工事等の契約案件が確実に施工されていることをチェックする検査員を置くなど検査体制も確立されており、工事等に関する一切の責任は組合が負うこととし、さらにその実効を確保するために役員及び担当した組合員が連帯してその責任を負う仕組みをとっています。

## 1. 物品・役務の関係の証明基準

- ① 組合の共同事業が、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
- ② 官公需の発注について熱心な指導者がいること。
- ③ 常勤役職員が1名以上いること。
- ④ 共同受注委員会が設置されていること。
- ⑤ 役員と共同受注した案件を実施した組合員が連帯責任を負うこと。
- ⑥ 検査員を置くなど検査体制が確立されていること。
- ⑦ 組合運営を円滑に行うに足る経常的収入があること。

## 2. 工事関係の証明基準

上記の7項目に加え、さらに下記の要件が必要です。

- ⑧ 共同受注事業を1年以上行っており、相当程度の受注実績があること。
- ⑨ 組合専従技術者が工事を監理・監督・指導等をするとともに、総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が現場ごとに設置され、工事全体が契約通り施工される体制があること。
- ⑩ 工事1件の請負代金の額が3,500万円(当該建設工事が建築一式工事である場合は7,000万円)以上の物件を受注しようとする組合は、常勤役職員が2名以上おり、その役職員のうち1名は受注しようとする工事の技術者であること。  
(標記金額未満の場合は、常勤役職員は1名以上で基準を満たします)
- ⑪ 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足る経理的基礎を有していること。

## 工事の施工体制

組合が工事を施工するには、次のいずれかの方法をとる必要がある。

## ① 共同施工方式

この方法では、施工を担当する各組合員の技術者、施工ノウハウ、資金、機器材等のいわゆる経営資源を組合に持ち寄り組合自身が施工主体となって工事を完成させる方法。

## ② 分担施工方式

組合が受注した工事を施工することになった組合員に、工事の一部分の施工をそれぞれ割当てて工事を完成させる方法。組合は組合員との間で元請、下請関係が成立しているので各施工担当組合員に分担施工させる工事代金の合計が、3,000万円(建築工事一式は、4,500万円)以上になる組合の場合には、特定建設業許可を取得しておく必要がある。

- ① 適格組合の取得申請を行うことや事業規約、各委員会規約の制定及び各委員会の設置等(事業追加や脱退予告期間の延長等の定款変更が必要になる場合もある)を総会で決議する。  
※ 工事の場合、組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年とすることが必要です。
- ② 組合は、証明申請書及び添付書類を作成し、中央会へ提出する。  
(「物品」、「役務」は証明を希望する日の30日前、「工事」は50日前までに提出)
- ③ 中央会は、申請内容について事実確認等を行い(必要に応じ実地調査を行う。)、調査結果報告書を添えて管轄する経済産業局に電子メールで送付する。  
(「物品」、「役務」は証明を希望する日の20日前、「工事」は同じく30日前までに提出)
- ④ 経済産業局で書類を審査し、適合と認める場合には、証明書を中央会を経由して交付する。(有効期間は3年)で、有効期間を経過し更新する際にはその都度同様の手続きを行う。  
なお、「工事」については書類審査のほか、経済産業局で開催される審査諮問委員会(中央会担当者が出席)で意見聴取をされた上で証明を受ける。  
※ 申請の受付は、「物品」・「役務」は随時行っていますが、「工事」は証明始期が4/1、7/1、10/1、1/1の年4回に限られているため、それに合わせた申請を行う必要があります。

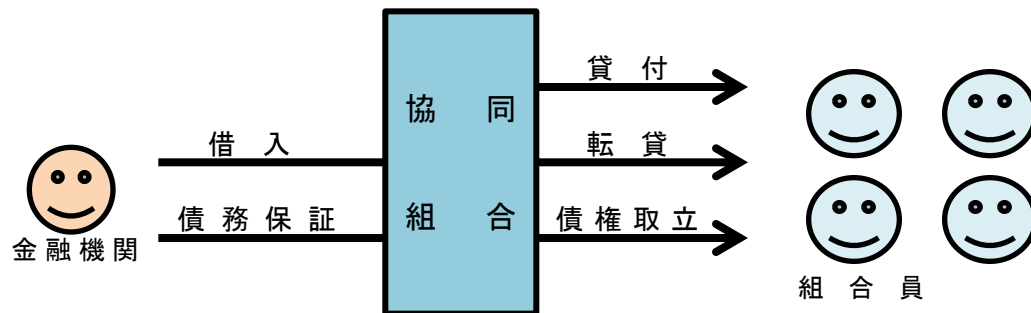
官公需適格組合の証明を受けることができないケース

- ① 設立後1年を経過しない組合
- ② 定款によりその行おうとする共同受注の対象事業について関係法令に基づく許可、認可、登録又は届出を要する場合には、当該許可等を受けていない組合
- ③ その直接の又は間接の構成員たる事業者の3分の1以上が大企業又は大企業若しくはその役員から当該事業者の発行済株式総数の2分の1以上の出資を受けている等大企業からその事業活動について実質的に支配を受けていると認められる中小企業者であるもの
- ④ 経済産業局長より証明を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない組合

## ⑧ 共同金融事業

共同金融事業とは、組合が組合員に対し、その事業上必要とする資金を貸付又は信用の補完を行う事業で、次の様なものがある。

- ①事業資金の貸付： 組合が組合員に対し、金銭を貸付けるのは事業資金に限られ、組合員個人やその家族の生活資金などは貸付けることはできない。
- ②貸付けるべき資金の借入： 金融事業を行うために必要な資金を金融機関より借入できる。
- ③債務の保証・債権の取立： 組合は定款に定めてある金融機関に対し、組合員の債務を保証し、委任を受けて、債権の取立を代行できる。



### 共同金融事業 その1

#### 【金融事業運営にあたっての原則】

- ①対人信用の原則
- ②公正、不偏、妥当の原則
- ③共同事業の一部であること
- ④会計の独立・明確化
- ⑤貸付利息・手数料の限度内決定

### 【事業資金の貸付】

#### (1)貸付方法による分類

- ①証書貸付(借用証書又は消費貸借証書) ②手形貸付 ③手形割引 ④一括決済方式による貸付

#### (2)担保の有無による分類

- ①担保貸付 ②無担保貸付 ③保証付貸付

#### (3)貸付期間による分類

- ①長期資金貸付 ②短期資金貸付

#### (4)資金使途による分類

- ①設備資金貸付 ②運転資金貸付

### 【事業運営の準備】

- ①毎事業年度、その事業計画について総会で議決を経ておく。
- ②組合の最高借入限度、一組合員に対する貸付金、一組合員への債務保証額の最高限度などを総会で議決を得ておく。
- ③金融事業規約を制定して金融、期間、担保、保証人、利率、手数料などについて基準を作る。
- ④金融事業の迅速かつ適正な運営を図るため、金融委員会(理事会の諮問機関として)を設ける。

### 【担保物件】

- ①抵当権…債務者又は第三者が有する不動産を、その占有を移さずに債務の担保に提供すること。
  - ・普通抵当権…一回限りの特定の債権を担保するもので、債権が返済などによって消滅すると抵当権も消滅する。
  - ・根抵当権…一定の種類取引(金銭消費貸借、売買保証、その他)が継続的に反復して行われる場合に、その債務を一定限度まで担保するもの。
- ②質権…その目的物を債権者の手許に留め置き、債務が返済されない場合は、目的物を処分して優先返済を受ける担保権。
- ③譲渡担保…担保の目的物の占有、使用は引き続き債務者が行うが、その所有権のみを債権者に移し、債務が返済されない場合には債権者が目的物を処分して貸付金の返済に充当できる担保権。



### 【貸付の決定】

組合は調査が完了すると、それに基づき金融委員会等で審査を行い、貸付の可否を決定するが、その際の留意事項は、次の通り。

- ①金額 ②貸出形式 ③用途 ④返済方法 ⑤利率 ⑥担保 ⑦保証人

### 【貸付の実行】

通常の貸出実行の事務手続きは、次の通り。

- ①取引約定書の徴収(新規貸付のみ)  
②印鑑証明書、登記簿謄本等の徴求。  
③貸付契約の締結(金銭消費貸借契約証書)及び手形の徴求。  
④担保設定契約の締結及び登記等対抗要件の充足  
⑤保証契約の締結  
⑥火災保険金請求書に対する質券の設定  
⑦貸付金の払出し

### 【延滞発生後の貸付金管理】

貸付金が約定通り返済されず延滞となった場合、直ちにその実情を正確に把握し、組合としてとるべき有効適切な措置を講じなければならない。

- (1)督促・・・口頭や文書によって速やかに督促を行う。この場合、貸付先の現況、誠意なども考慮する必要がある。  
(2)返済充当・・・約束返済期日に遅れて全額返済されたときは、遅延した期間の損害金を徴求した上で完済処理をする。一部についてのみ返済があったときは、内入として受領。

### (3)延滞解消の諸手続

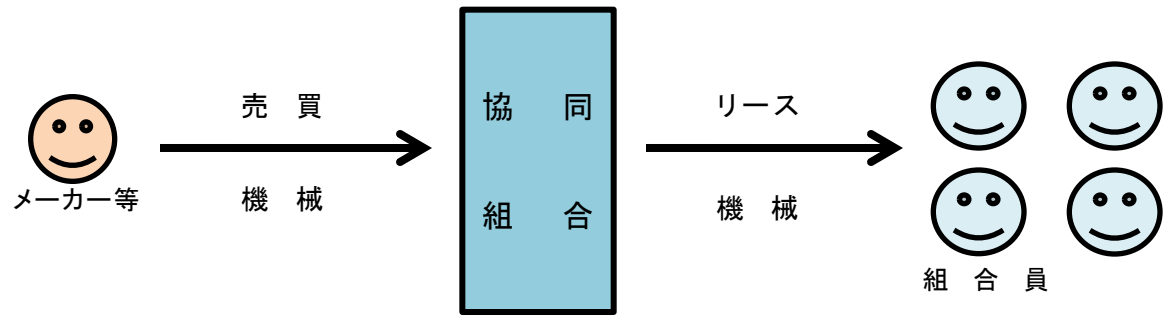
- ①返済条件の緩和 ②担保の任意処分(a抵当権 b機械 c手形 d指名債権 e株式・公社債)  
③第三者弁済(代位弁済)

⑨ 共同リース事業

共同リース事業とは、組合が組合員の必要とする設備・機械を購入して所有し、当該組合員と一定期間リース契約を締結することにより当該設備・機械を貸与する事業である。

リース：通常3年～5年程度の長期間の契約

レンタル：時間、日、月単位の通常1年以内の短期感の契約



共同リース事業

【リースとレンタルの違い】

項目	リース	レンタル
1 対象物件	企業の使用する償却資産たる動産であれば何でもよい。専用機種でも、特別仕様の機種でもよい。	限られた種類の汎用性ある商品を対象とする。
2 機種の選択	現金購入する際と同じ要領でユーザーが機種を選び、リース会社がユーザーに代わって代金を支払い、リースする。	レンタル会社の手持ち機種の中から選ぶ
3 契約期間	通常3～5年程度の長期にわたる契約	時間、日、月単位の通常1年以内の短期間の契約
4 ユーザー	特定の1社	不特定多数
5 契約内容	解約不能	解約可能
6 在庫	保有しない	一定の在庫を保有する
7 料金	a 一般的にはレンタルより安い b 基本リース期間を終了すれば、その後のリース料は大幅に安くなる。	a 一般的にはリースより高い b いくら長期間使用しても、レンタル料はかわらない。
8 目的	機械設備調達の新しい方法	物の一時的使用

運 營

② 中 小 企 業 基 本 法

# 中小企業基本法について

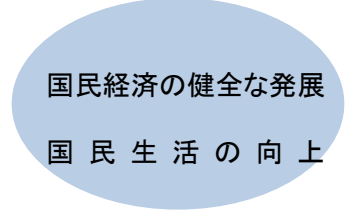
「中小企業基本法」の改正:小規模企業の事業活動の活性化を図る観点から「基本理念」と「施策の方針」を明確化するとともに、海外展開の推進等、中小企業施策として今日的に重要な事項が新たに規定された。

## 第1条「目的」

中小企業施策の基本理念、基本方針を定める  
 国及び地方公共団体の責務を明らかにする

中小企業施策を推進 →

目的！！



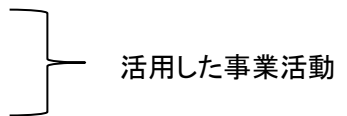
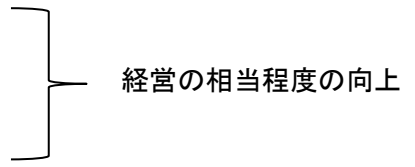
## 第2条「中小企業者の範囲及び用語の定義」

### ■ 中小企業者の範囲

業種	資本金	従業員
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

### ■ 用語の定義

- ① 経営の革新 → 新商品の開発、生産・新役務の開発又は提供  
 商品の新たな生産又は販売方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入  
 新たな経営管理方法の導入 その他新たな事業活動
- ② 創造的な事業活動 → 著しい新規性を有する技術  
 著しい創造的な経営管理手法
- ③ 経営資源 → 事業活動に活用される資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能 など）



### キーワード

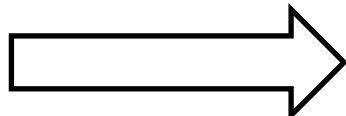
④ 小規模企業者 → 常時使用する従業員の数が20人以下の事業者（商業又はサービス業は 5人以下）

中小企業は

- ・多様な分野で特色ある事業活動
- ・多様な就業の機会を提供
- ・個人が能力を発揮する機会を提供

➡ 我が国の経済の基盤を形成！！

創意工夫を生かして事業活動



- ・新たな産業の創出
- ・就業機会の増大
- ・市場における競争を促進
- ・地域経済の活性化

➡ 我が国経済の活力の維持・強化

独立した中小企業の自主的な努力が助長される様に



- ・経営の革新及び創業の促進
- ・経営基盤の強化
- ・環境変化への適応が円滑化

を 図らなければならない！！

**追加**

小規模企業が

- ・地域における経済の安定
- ・地域住民の生活の向上及び交流の促進
- ・将来における我が国の経済及び社会の発展

に 寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み



その活力が最大限に発揮されなければならない

## 第5条 「基本方針」

政府は基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずる。

### 基本方針

- ① 中小企業の「経営の革新」及び「創業の促進」「創造的な事業活動」の促進を図る
- ② 中小企業の「経営資源の確保の円滑化」「取引の適正化」を図ることで「経営基盤の強化」を図る。
- ③ 中小企業の「経営の安定」「事業の転換の円滑化」を図ることで変化への適応の円滑化を図る。
- ④ 中小企業に対する「資金の供給の円滑化」及び「自己資本の充実」を図る。

## 第7条 「中小企業者の努力等」

- ① 中小企業者は自主的に経営及び取引条件の向上に努めなければならない。
- ② 中小企業者の事業の共同化のための組織 → 中小企業者と共に基本理念の実現に取り組まなければならない。
- ③ 中小企業者以外の者 → 国及び地方公共団体が行う施策に協力しなければならない。

## 第8条 「小規模企業に対する中小企業施策の方針」

### 全改

以下の方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずる。

- ① 地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とするとともに、地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図る。
- ② 成長発展の状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるような環境の整備を図る。
- ③ 金融、税制、情報の提供等について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

## 第12条 「経営の革新の促進」

国は、

- ・ 新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進
- ・ 商品の生産又は販売を著しく効率化させるための設備の導入の促進
- ・ 商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進

に 必要な施策を講ずるものとする。

## 第13条 「創業の促進」

### 改正

国は、中小企業の創業、特に女性や青年による中小企業の創業を促進するため、

- ・ 創業に関する情報の提供及び研修の充実
- ・ 創業に必要な資金の円滑な供給

に 必要な施策を講ずるものとする。

## 第14条 「創造的な事業活動の促進」

国は、

- ・ 商品の生産もしくは販売又は役務の提供に係る  
著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進
- ・ 創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債等による  
調達を円滑にするための制度の整備

に 必要な施策を講ずるものとする。

## 第15条 「経営資源の確保」

国は、経営方法の改善、技術力の向上、その他中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次の施策を講ずる。

- ① 中小企業の施設又は設備の設置、整備を促進
- ② 中小企業の技術の向上を図るため大学と中小企業との連携を促進
- ③ 中小企業に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し研修事業を充実させ新たな事業分野の開拓に寄与する情報提供を促進

## 第16条 「海外における事業展開の促進」

### 追加

国は、中小企業者がその事業基盤を国内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、

- ・ 情報の提供及び研修の充実
- ・ 資金の円滑な供給

に 必要な施策を講ずるものとする。

第17条 「情報通信技術の活用の推進」

追加

国は、

- ・情報の提供の充実
- ・資金の円滑な供給

に 必要な施策を講ずるものとする。

第18条 「交流又は連携及び共同化の推進」

国は、中小企業が相互に経営資源を補完できる様に、必要な施策を講ずる。

- ・ 中小企業者の交流又は連携の推進
- ・ 中小企業者の事業の共同化のための組織の整備
- ・ 中小企業が共同して行う事業の助成

第19条 「産業の集積の活性化」

国は、

- ・ 自然的、経済的、社会的条件からみて一体の地域
- ・ 同種の事業又は関連性の高い事業を相当数の中小企業者が連携して行っている

産業の集積

が 活性化するための施策を講ずる

第20条 「商業の集積の活性化」

国は、

相当数の中小小売商業者  
又は  
中小サービス業者が事業を行う商店街

商業の集積

が 活性化するため

地域住民の利便性を増進  
するための  
施設や共同店舗

の 整備に必要な施策を講ずる



第22条 「取引の適性化」

国は、  

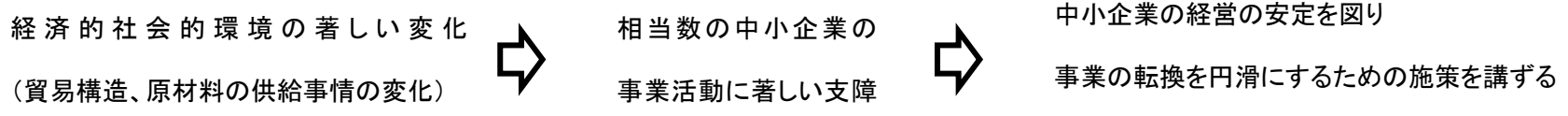
 中小企業の取引の適正化を図るため  
 ・ 下請代金の支払遅延の防止  
 ・ 取引条件の明確化の促進
 
 に 必要な施策を講ずるものとする。

第23条 「国等からの受注機会の増大」

国は、  

 国等の物品、役務等の調達 → 中小企業の受注の機会の増大
 
 に 必要な施策を講ずるものとする。

第24条 「第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」



- ① 中小企業者以外の者の事業活動 → 中小企業の利益の不当な侵害を防止
- ② 取引先企業の倒産 → その影響を受けて中小企業が倒産する事態の発生を防止するための 共済制度 を整備
- ③ 中小企業の事業の再建、承継 又は 廃止の円滑化 →
  - ・ 事業再生のための制度を整備
  - ・ 小規模企業のための共済制度を整備
  - ・ 事業の承継のための制度の整備

改正

第25条 「資金の供給の円滑化」

国は、  

 ・政府関係金融機関の機能強化    ・信用補完事業の充実    ・民間金融機関の適正な融資指導
 
 に 必要な施策を講ずるものとする。

第26条 「自己資本の充実」

国は、  

 ・投資の円滑化のための制度整備    ・租税負担の適正化
 
 に 必要な施策を講ずるものとする。

# 中小企業基本法

## 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 基本的施策

第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進（第十二条—第十四条）

第二節 中小企業の経営基盤の強化（第十五条—第二十三条）

第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化（第二十四条）

第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実（第二十五条・第二十六条）

第三章 中小企業に関する行政組織（第二十七条）

第四章 中小企業政策審議会（第二十八条—第三十二条）

附則

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

### （中小企業者の範囲及び用語の定義）

**第二条** この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2** この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。
- 3** この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。
- 4** この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。
- 5** この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をい

う。

### **(基本理念)**

**第三条** 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

### **(国の責務)**

**第四条** 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのつとり、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### **(基本方針)**

**第五条** 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- 二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- 三 経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- 四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

### **(地方公共団体の責務)**

**第六条** 地方公共団体は、基本理念にのつとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### **(中小企業者の努力等)**

**第七条** 中小企業者は、経済的社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようにしなければならない。

### **(小規模企業に対する中小企業施策の方針)**

**第八条** 国は、次に掲げる方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- 一 小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、適切かつ十分な経営資源の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とするとともに、地域の多様な主体との連携の推進によつて地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。
- 二 小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。
- 三 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

### **(法制上の措置等)**

**第九条** 政府は、中小企業に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

### **(調査)**

**第十条** 政府は、中小企業政策審議会の意見を聴いて、定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。

### **(年次報告等)**

**第十一条** 政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## **第二章 基本的施策**

### **第一節 中小企業の経営の革新及び創業の促進**

#### **(経営の革新の促進)**

**第十二条** 国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(創業の促進)**

**第十三条** 国は、中小企業の創業、特に女性や青年による中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

#### **(創造的な事業活動の促進)**

**第十四条** 国は、中小企業の創造的な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

## **第二節 中小企業の経営基盤の強化**

### **(経営資源の確保)**

**第十五条** 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。
  - 二 中小企業の技術の向上を図るため、中小企業者が行う技術に関する研究開発を促進し、国が行う技術に関する研究開発に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の試験研究機関及び大学と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び技能者養成の事業を充実すること。
  - 三 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し研修の事業を充実するとともに、新たな事業の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、中小企業者が経営資源を確保することを支援する制度の整備を行うものとする。

### **(海外における事業展開の促進)**

**第十六条** 国は、中小企業者がその事業基盤を国内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における事業の展開に関する情報の提供及び研修の充実、海外における事業の展開に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、中小企業者が供給する魅力ある商品又は役務に対する海外における関心及び理解の増進に努めるものとする。

### **(情報通信技術の活用の推進)**

**第十七条** 国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供の充実、情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **(交流又は連携及び共同化の推進)**

**第十八条** 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **(産業の集積の活性化)**

**第十九条** 国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

### **(商業の集積の活性化)**

**第二十条** 国は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(労働に関する施策)**

**第二十一条** 国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(取引の適正化)**

**第二十二条** 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(国等からの受注機会の増大)**

**第二十三条** 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **第三節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化**

**第二十四条** 国は、貿易構造、原材料の供給事情その他の経済的社会的環境の著しい変化による影響を受け、現に同一の地域又は同一の業種に属する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、中小企業の経営の安定を図り、及び事業の転換を円滑にするための施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の経営の安定を図るための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

5 国は、第一項及び前項の施策を講ずるに当たっては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるように必要な考慮を払うものとする。

### **第四節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実**

#### **(資金の供給の円滑化)**

**第二十五条** 国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### **(自己資本の充実)**

**第二十六条** 国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。

## **第三章 中小企業に関する行政組織**

**第二十七条** 国及び地方公共団体は、中小企業に関する施策を講ずるにつき、相互に協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の効率化に努めるものとする。

#### **第四章 中小企業政策審議会**

##### **(設置)**

**第二十八条** 経済産業省に、中小企業政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

##### **(所掌事務)**

**第二十九条** 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し経済産業大臣又は関係各大臣に意見を述べるができる。

3 審議会は、前二項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）、中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）、小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）及び小規模企業振興基本法（平成二十六年法律第九十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

##### **(組織)**

**第三十条** 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 委員は、前条第一項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 第二項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、経済産業大臣が任命する。

##### **(資料の提出等の要求)**

**第三十一条** 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

##### **(委任規定)**

**第三十二条** この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

**2024年版  
中小企業白書・小規模企業白書  
概要**

**令和6年5月  
中小企業庁**



# 2024年版 中小企業白書・小規模企業白書の概要

2024年版中小企業白書・小規模企業白書では、第1部で能登半島地震の状況や、新型コロナウイルス感染症の影響と対応、中小企業の現状と直面する課題、今後の展望について、分析を行った。第2部では、環境変化に対応して成長する中小企業や売上の確保などの経営課題に立ち向かう小規模事業者、そしてこれらの中小企業・小規模事業者を支える支援機関について、分析を行った。

## (中小企業・小規模事業者の動向)

1. 令和6年能登半島地震の状況と、これまでの新型コロナウイルス感染症の影響と対応について分析を行った。
2. 2023年は年末にかけて売上の増加に一服感が見られたものの、中小企業の業況判断DIは高水準で推移している。
3. 事業者が直面している課題として、売上高が感染症による落ち込みから回復し、**企業の人手不足が深刻化**していることが挙げられる。今後の展望として、就業者数の増加が見込めない中で、日本の国際競争力を維持するためには、**省力化投資や単価の引上げを通じて、中小企業の生産性を向上させていく**ことが期待される。

## (中小企業白書)

4. 成長する中小企業の行動を分析すると、企業の成長には、**人への投資、設備投資、M&A、研究開発投資といった投資行動が有効**である。また、成長投資に伴う**資金調達手段の検討**も必要である。

## (小規模企業白書)

5. 小規模事業者は、中小企業と比べ厳しい経営環境にある中で、コストを把握した**適正な価格の設定**や、**顧客ターゲットの明確化**に取り組むことで、売上高の増加につながる**ことが期待**できるほか、支援機関の活用も効果的である。また、新たな担い手の参入も生産性向上の効果が期待できる。

## 目次

### 第1部 中小企業・小規模事業者の動向

### 第2部 (中小企業白書・小規模企業白書別分析)

中小企業白書

環境変化に対応する中小企業

小規模企業白書

経営課題に立ち向かう小規模事業者

中小企業白書・小規模企業白書

中小企業・小規模事業者を支える支援機関

# 中小企業・小規模事業者の動向

- 【テーマ①】令和6年能登半島地震と中小企業のBCP策定の状況
- 【テーマ②】新型コロナウイルス感染症の影響と対応
- 【テーマ③】中小企業の業況と経営課題
- 【テーマ④】人手不足
- 【テーマ⑤】賃上げ
- 【テーマ⑥】省力化投資と生産性の向上
- 【テーマ⑦】海外需要と日本企業の決算状況
- 【テーマ⑧】価格転嫁
- 【テーマ⑨】事業承継
- 【テーマ⑩】経営改善・再生支援

# 【テーマ①】令和6年能登半島地震と中小企業のBCP策定の状況

- ① 2024年1月に能登半島地震が発生し、広い範囲にわたって建物や設備の損傷等の被害が多数発生。被害の大きな能登半島6市町は、被災以前から生産年齢人口の割合が低い状況。
- ② 災害への備えとして、BCPの策定を行うことが重要。BCPを策定する企業は増加傾向にある。

図1 被災地域の経済概要

	能登半島6市町	石川県	富山県	新潟県	福井県	
人口(2022年、万人)	13	112	102	215	75	
65歳以上の割合(%) (全国平均 29.0)	44.2	30.3	33.0	33.5	31.2	
75歳以上の割合(%) (全国平均 15.5)	23.8	16.2	18.2	17.7	16.5	
事業所数(2021年、件)	8,086	56,437	48,987	103,861	39,859	
県内総生産(名目、2020年度、兆円)	-	4.5	4.7	8.9	3.6	
全国計に占めるシェア(%)	-	0.8	0.8	1.6	0.6	
産業別構成比(%)	第1次産業	-	0.8	0.9	1.8	0.8
	第2次産業	-	28.0	36.7	30.1	36.1
	第3次産業	-	71.2	62.4	68.1	63.1
製造品出荷額等(2021年、百万円)	179,574	2,801,764	3,904,493	5,119,366	2,395,270	
年間商品販売額(2020年、百万円)	178,642	3,697,831	2,909,955	6,320,956	1,941,283	
延べ宿泊者数(2022年、人泊)	1,072,310	6,551,460	3,067,460	8,396,590	2,711,050	

資料：総務省「人口推計」、「都道府県・市区町村のすがた(社会・人口統計体系)」、総務省・経済産業省「令和3年経済センサス活動調査」、「2022年経済構造実態調査」、内閣府「県民経済計算」、観光庁「宿泊旅行統計調査」より中小企業庁作成

- (注) 1.能登半島6市町は、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町を指す。  
 2.能登半島6市町の人口は、データの制約上、2020年度時点の数値を用いている。  
 3.能登半島6市町の延べ宿泊者数は、データの制約上、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町、羽咋市、宝達志水町、中能登町の数値の合計を用いている。

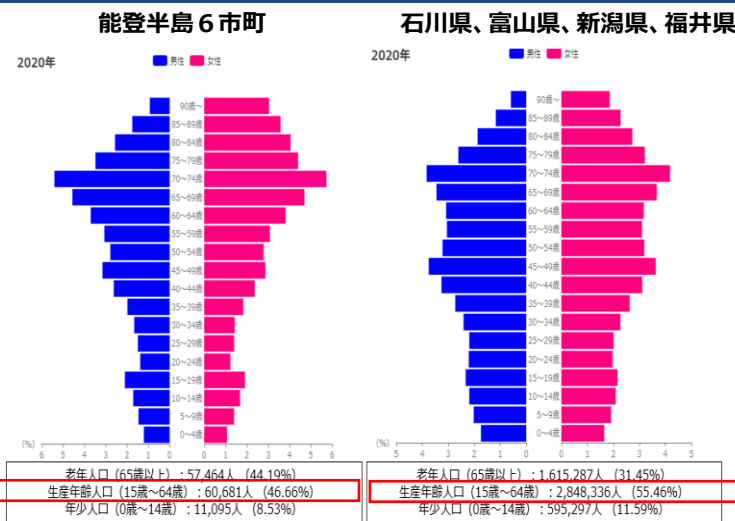
図2 令和6年能登半島地震の被害状況

ストック毀損額(推計)  
約1.1~2.6兆円

石川県を中心とした北陸三県に加え新潟県などの幅広い地域における産業の主要な生産拠点を有する企業と地場の企業、それらから影響を受けるセクターなどにおいて、**建物や設備の損傷等の被害が多数発生**している。

資料(左図)：内閣府「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」(2024年1月25日)より作成。石川・富山・新潟県の3県のストック毀損額の合計。  
 (注)能登半島地震による経済への影響を分析する一環として、東日本大震災や熊本地震の際の試算方法を踏まえ、市町村ごとの震度や被害状況に応じて、過去の大地震における損壊率を参照し、ストックの毀損状況を暫定的に試算したものである。  
 資料(右図)：内閣府「令和6年能登半島地震による被害状況等について(令和6年3月19日13:00現在)」(2024年3月19日)より作成。

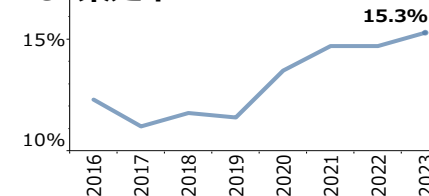
図3 RESASで見た被災地域の人口構成



資料：地域経済分析システム(RESAS)人口マップ(出所)総務省「国勢調査」(注)能登半島6市町は、石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町を指す。総数には年齢不詳を含む。

図4 中小企業のBCP策定状況と、策定したことによる効果

BCP策定率



効果(中小企業(n=9,740)のうち、事業継続計画を「策定している」と回答した企業に聞いたもの)

- 従業員のリスクに対する意識が向上した **51.6%**
- 事業の優先順位が明確になった **30.6%**
- 業務の定型化・マニュアル化が進んだ **28.7%**
- 業務の改善・効率化につながった **25.5%**

資料：(株)帝国データバンク「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査(2022年、2023年)」(注)1.「効果」は2022年調査の数値。  
 2.企業規模区分は、原則として中小企業基本法に準拠。ただし、全国売上高ランキング(TDB産業分類)に基づき、中小企業基本法で小規模企業を除く中小企業に分類される企業の中で、業種別の全国売上高ランキングが上位3%の企業を大企業として、また、中小企業基本法で中小企業に分類されない企業の中で、業種別の全国売上高ランキングが下位50%の企業を中小企業として区分。

# 【テーマ② - 1】新型コロナウイルス感染症の影響と対応

- ① 2020年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府は緊急事態宣言等による休業要請又は営業時間短縮要請を実施。その影響を受ける事業者に対しては、事業の継続や雇用の維持に向けた緊急的な支援策を実施し、失業率や倒産件数は比較的低い水準で推移。
- ② その後、各種措置の終了に伴い、倒産件数は増加に転じたものの、失業率は低水準が継続。

図1 事業継続・雇用維持に向けて、企業は資金繰り支援や給付金・補助金を利用

感染症に関する政府施策の利用経験（2023年11～12月時点）

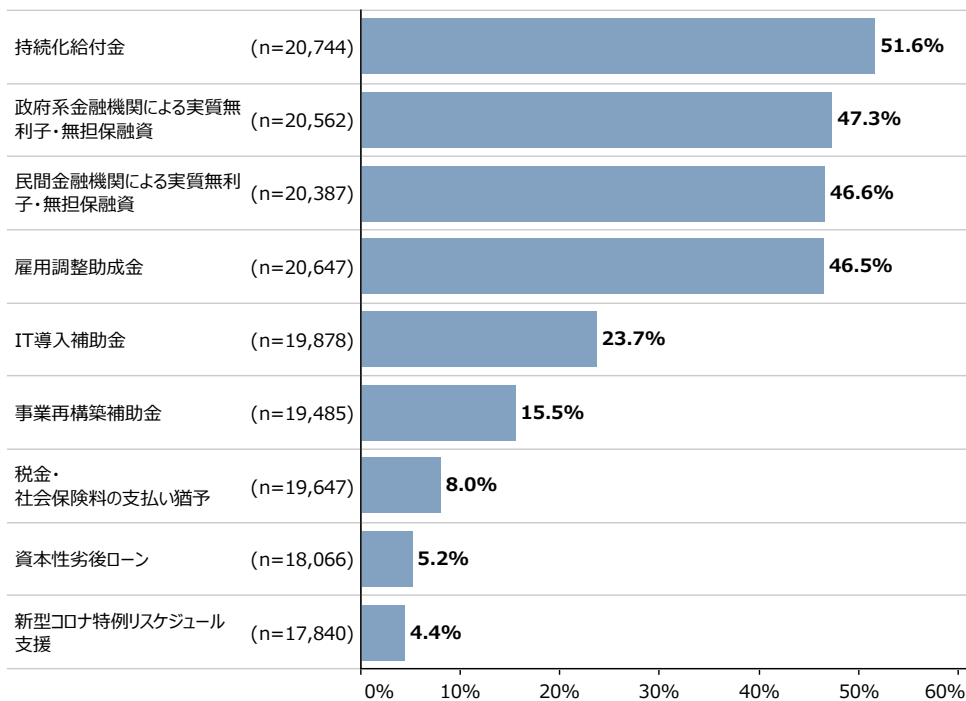
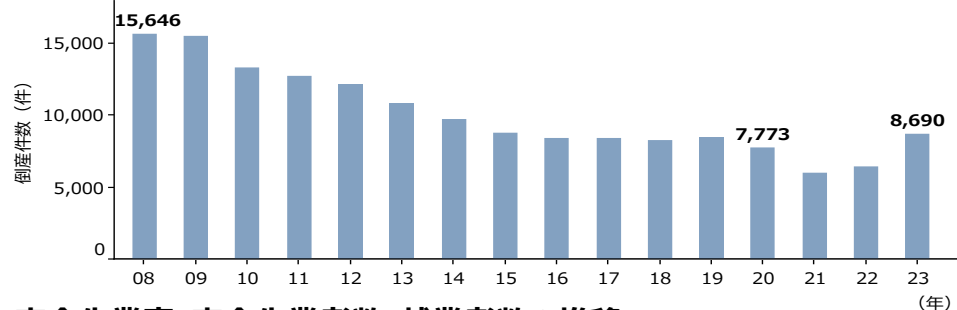
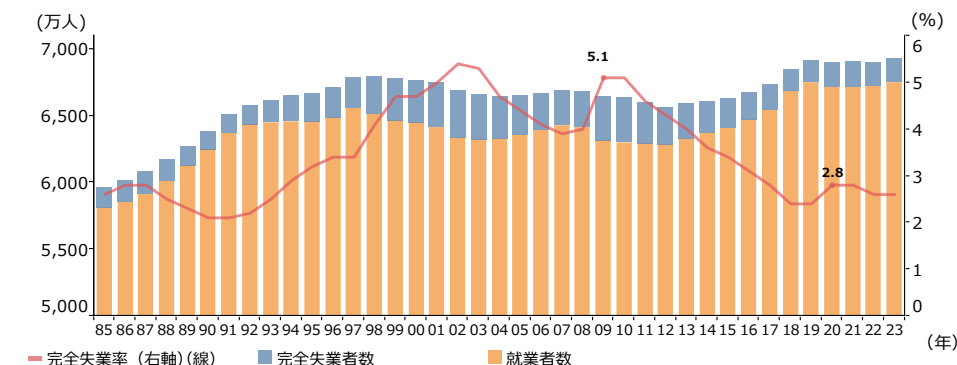


図2 足下の倒産件数は増加に転じたものの、失業率は低水準で推移

倒産件数の推移



完全失業率・完全失業者数・就業者数の推移



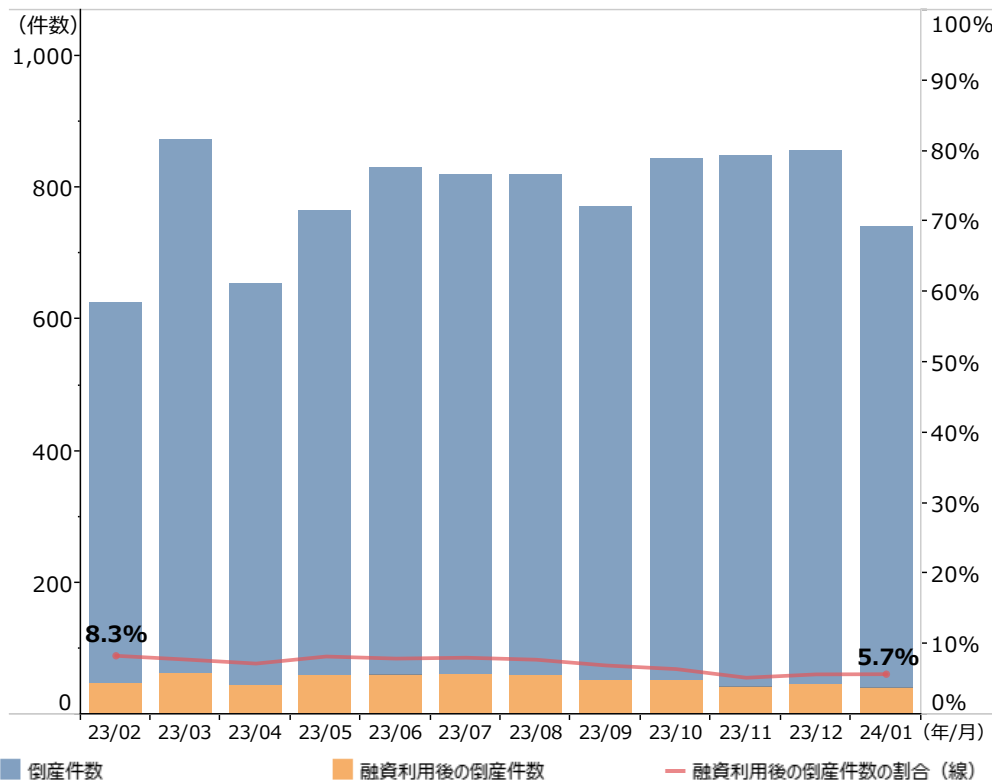
資料：(上図) (株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」、(下図) 総務省「労働力調査(基本集計)」  
 (注) (上図) 1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動を続けることが困難になった状態となること。また、私的整理(取引停止処分、内整理)も倒産に含まれる。  
 2.負債総額1,000万円以上の倒産が集計対象。

資料：(株)帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」(2023年11～12月)  
 (注) 感染症に関連する政府施策の利用有無について、「利用したことがある」と回答した企業の割合を示している。

# 【テーマ② - 2】ゼロゼロ融資の利用企業について

## 図1 倒産に占めるゼロゼロ融資を利用した企業の割合は低い

### 実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）利用後の倒産件数の推移

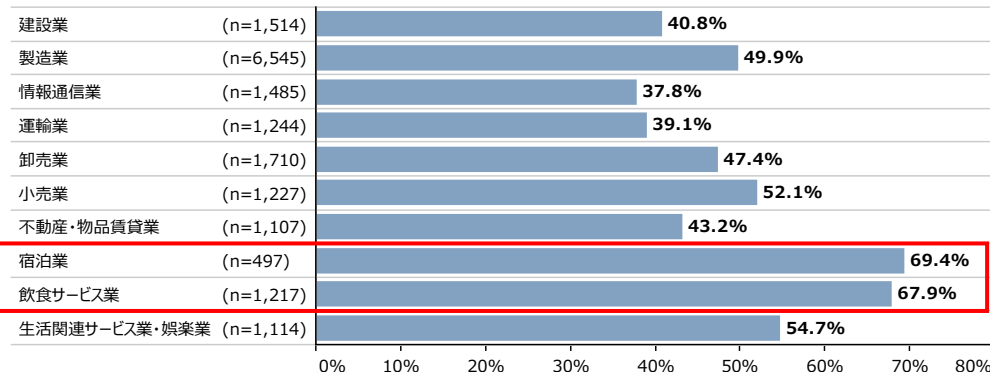


資料：(株)東京商工リサーチ「全国企業倒産状況」より中小企業庁作成  
 (注) 1.倒産とは、企業が債務の支払不能に陥ることや、経済活動が続けることが困難になった状態となること。また、私的整理（取引停止処分、内整理）も倒産に含まれる。  
 2.負債総額1,000万円以上の企業倒産のうち、「実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）」を受けていたことが判明した倒産（法的・私的）を集計対象としている。

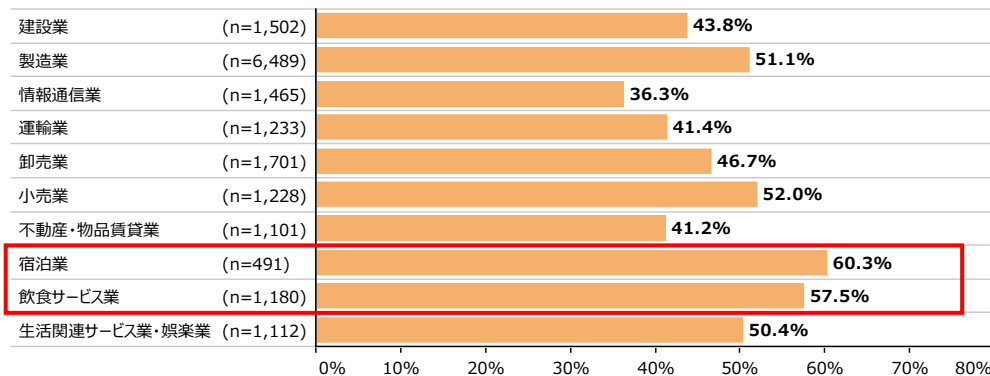
## 図2 ゼロゼロ融資は緊急事態宣言等の影響が大きい「宿泊業」、「飲食サービス業」で多く利用された

### 実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）を利用した企業の割合（業種別）

#### 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資



#### 民間金融機関による実質無利子・無担保融資



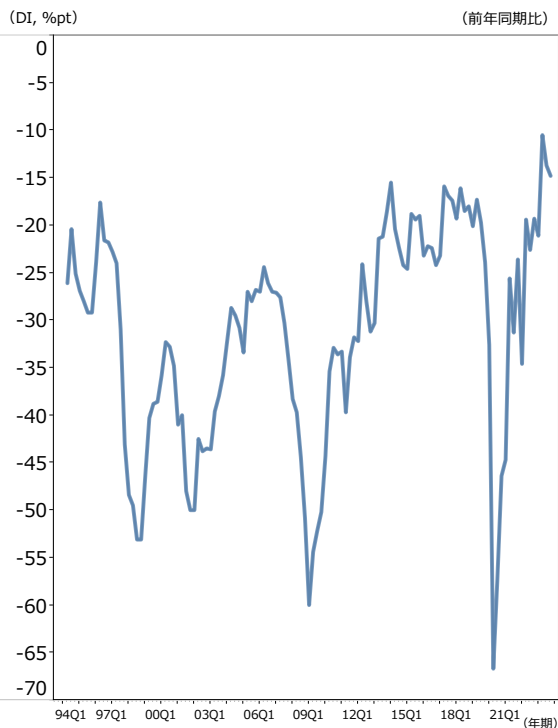
資料：(株)帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」（2023年11～12月）  
 (注) 「政府系金融機関による実質無利子・無担保融資」及び「民間金融機関による実質無利子・無担保融資」について、「利用したことがある」と回答した企業の割合を集計したもの。「分からない・知らない」と回答した企業を除く。

## 【テーマ③】中小企業の業況と経営課題

- ① 2023年は、年末にかけて売上げの好転に一服感が見られたものの、**中小企業の業況判断DIは高水準**で推移し、経済の状況が全体として改善する基調が継続した。
- ② 中小企業の経営課題の内訳を見ると、売上不振のほか、**原材料高や求人難の割合が高い状況**。

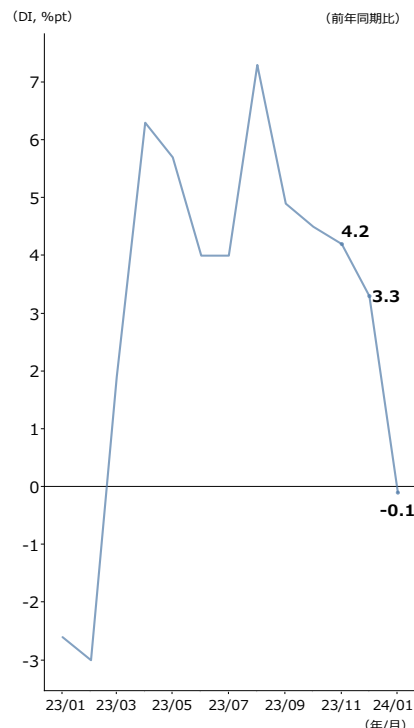
図1 足下では売上げの好転に一服感も見られるが、**中小企業の業況は高水準**

中小企業の業況判断DIの推移



資料：中小企業庁・(独) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」  
 (注) 1.景況調査の業況判断DIは、前年同期と比べて、業況が「好転」と答えた企業の割合(%)から、「悪化」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。  
 2.ここでの中小企業とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づき「中小企業者」をいう。

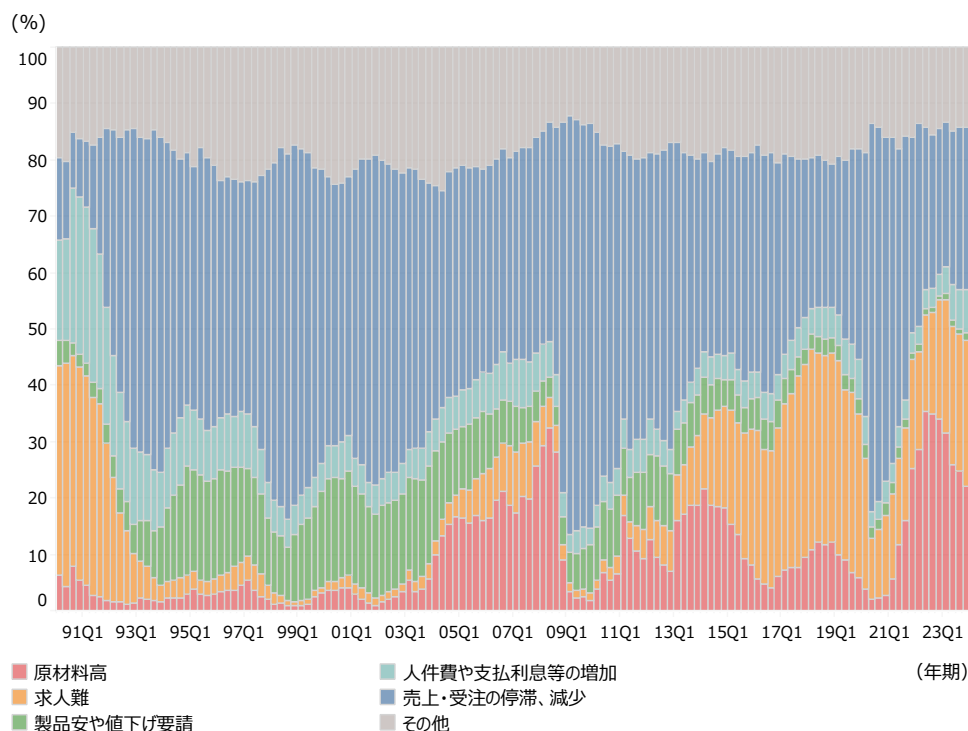
2023年の売上DIの推移



資料：日本商工会議所「商工会議所早期景観測調査(LOBO調査)」  
 (注) 売上DIとは、企業の売上げについて、前年同期と比べて、「増加」と答えた企業の割合(%)から、「減少」と答えた企業の割合(%)を引いたもの。

図2 中小企業は経営課題として、売上不振のほか、**原材料高や求人難にも直面**

経営上の問題点の推移(中小企業編)



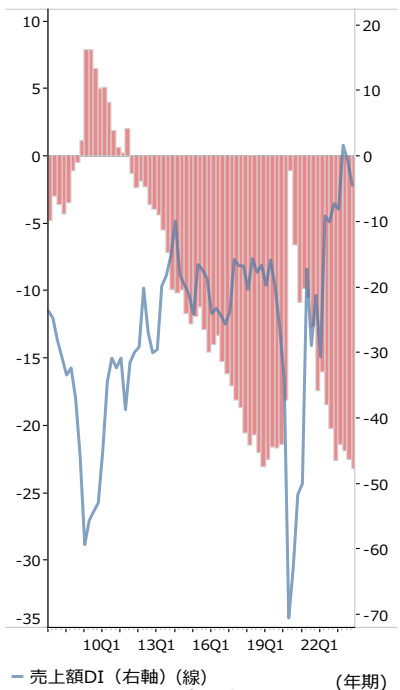
資料：(株) 日本政策金融公庫総合研究所「全国中小企業動向調査(中小企業編)」  
 (注) ここでいう中小企業とは、(株) 日本政策金融公庫取引先のうち、原則として従業員20人以上の企業。

# 【テーマ④ - 1】人手不足

- ① 売上が感染症の落ち込みから回復する中で、**人手不足が深刻化**。
- ② これまでは、生産年齢人口の減少を補う形で女性・高齢者の就業が進んできたが、足下は就業者数の増加が頭打ちとなり、**人材の供給制約に直面**。

図1 感染症の5類移行・需要回復により、人手不足が深刻化する一方、供給制約に直面

従業員数過不足DIと売上額DI（全産業）の推移  
(DI, %pt) (DI, %pt, 前年同期比)



有効求職者数・有効求人数・有効求人倍率の推移  
(倍) (百万人)

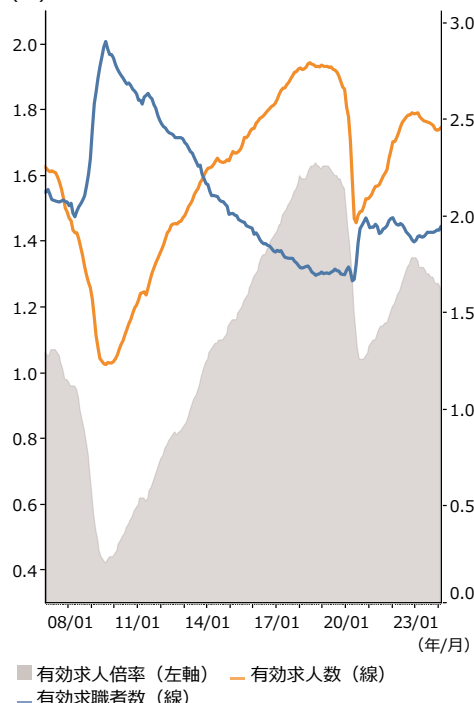
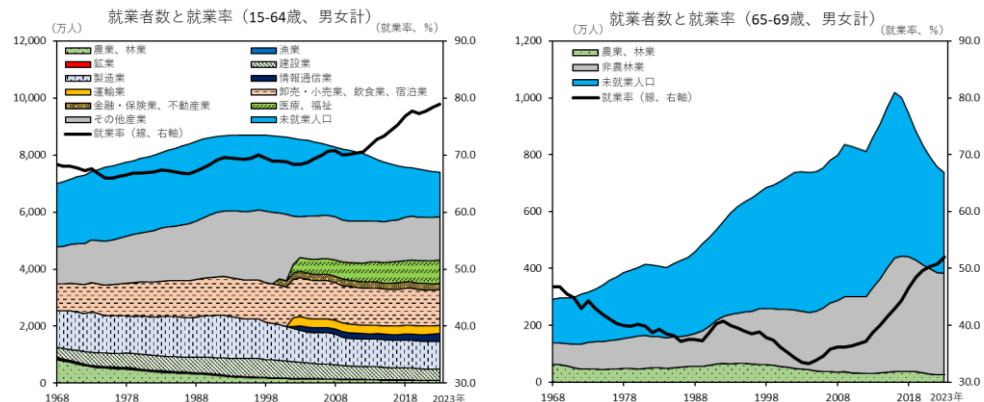
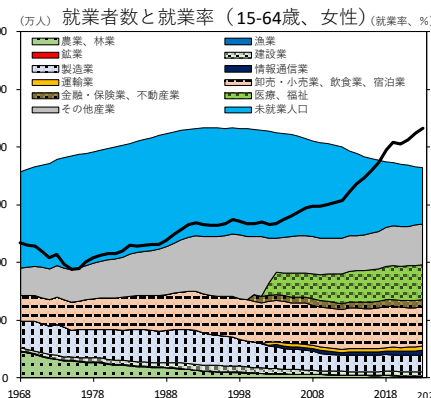
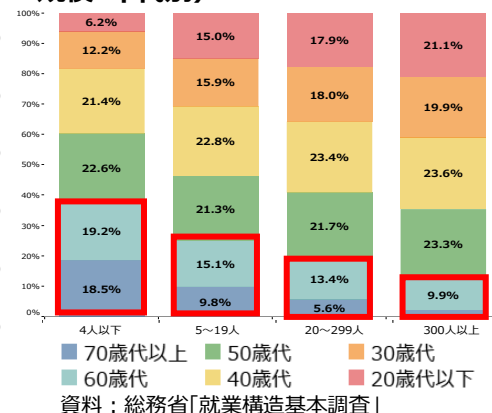


図2 生産年齢人口の減少を補うために、これまで女性や高齢者の活用が進んできた

生産年齢人口と65-69歳人口の就業率の推移



雇用者数の割合（2022年、従業者規模・年代別）



資料：総務省「労働力調査（基本集計）」

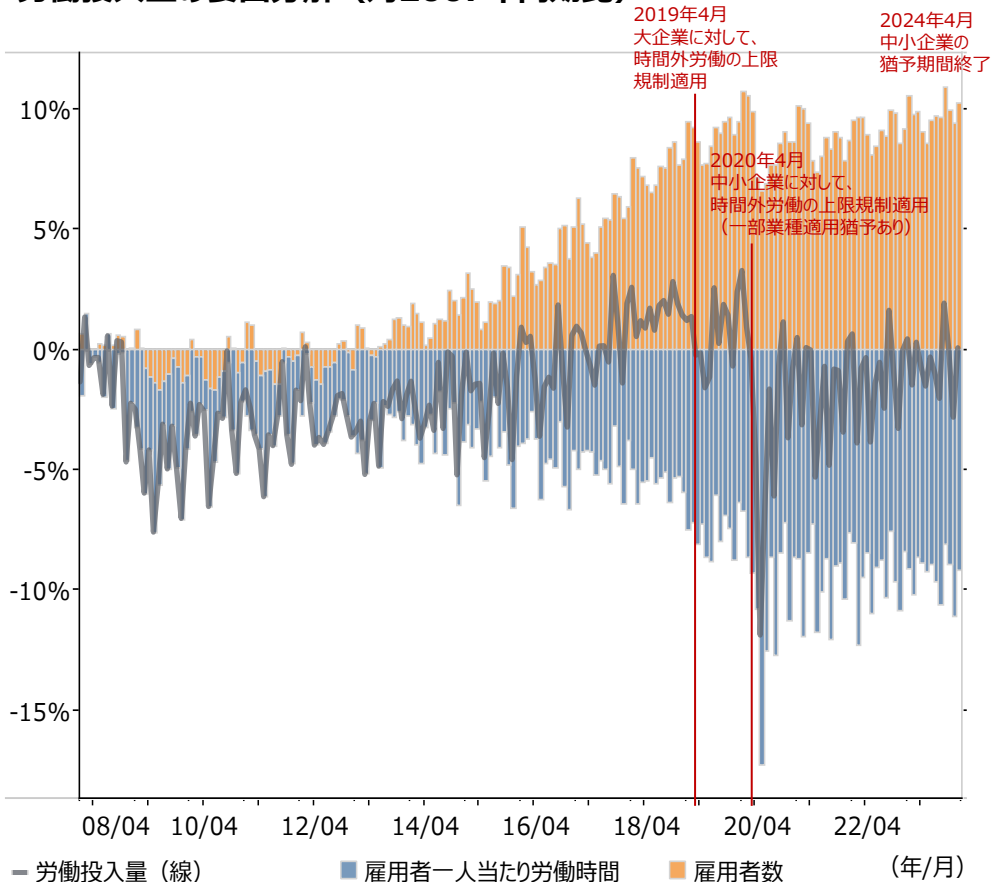
資料：総務省「就業構造基本調査」

資料：（左図）中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」、（右図）厚生労働省「職業安定業務統計」  
 （注）1.売上額DIは、今期の売上額について、前年同期と比べて、「増加」と答えた企業の割合（%）から、「減少」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。従業員数過不足DIとは、従業員の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合（%）から、「不足」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。  
 2.有効求職者数・有効求人数・有効求人倍率は、季節調整値を用いている。

# 【テーマ④ - 2】雇用者一人当たり労働時間の減少と人手確保のための取組

## 図1 時間外労働の上限規制に伴い、雇用者一人当たり労働時間の減少が労働投入量を下押し

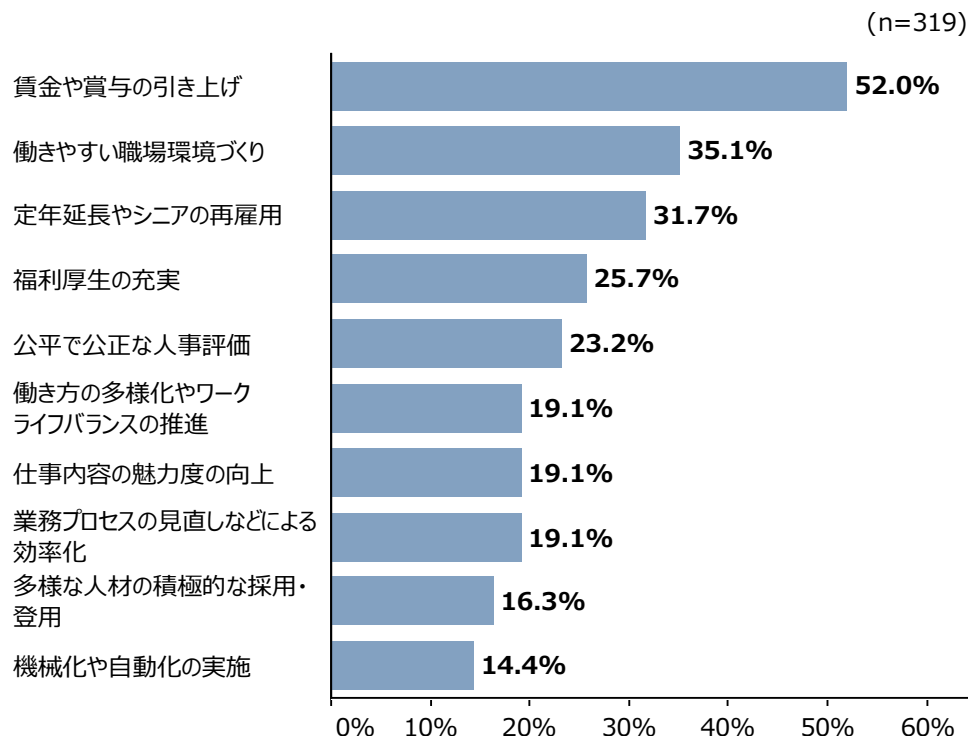
労働投入量の要因分解（対2007年同期比）



資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省「労働力調査（基本集計）」  
 (注) 1.ここでいう「雇用者一人当たり労働時間」は、総実労働時間指数（調査産業計、就業形態計、事業所規模5人以上）の値を用いている。  
 2.労働投入量は、総実労働時間指数（2020年平均=100）に雇用者数（原数値）を乗じて算出。  
 3.労働投入量の変化率（対2007年同期比）を、総実労働時間指数の変化率、雇用者数の変化率及び誤差項に要因分解しており、誤差項を除いて表示している。

## 図2 人材を十分に確保できている企業では、働きやすい職場環境・制度の整備が進んでいる

人手が不足していない企業の、その要因（複数回答、上位10項目）



資料：(株)帝国データバンク「企業における人材確保・人手不足の要因に関するアンケート」（2023年5月12日～16日）

(出所) 経済産業省「産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会（第20回）資料5 少子化対策に資する地域の包摂的成長について」（2024年2月20日）

(注) 1. 本調査全体における有効回答数は1,033社。人手が不足していない企業の「人手が不足していない要因」に対する回答を集計。

2. 「人手が不足していない」と回答があった346社のうち、中小企業319社分を集計。なお、ここでの中小企業とは、中小企業基本法上の中小企業者を指す。

3. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。



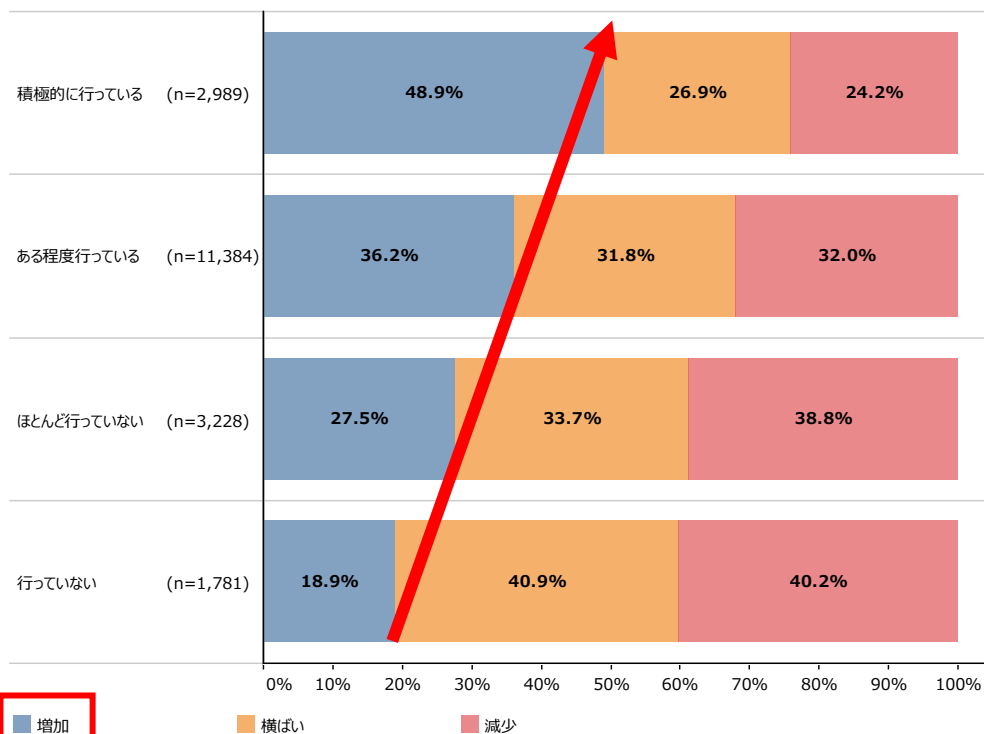
# 【テーマ④-3】人材確保・育成

① 人材の確保に向けては、経営戦略と一体化した人材戦略を策定した上で、職場環境の整備に取り組むことが重要。

② 人材育成は、人材の定着や労働生産性の向上にもつながることが期待される。

## 図1 職場環境の整備の効果

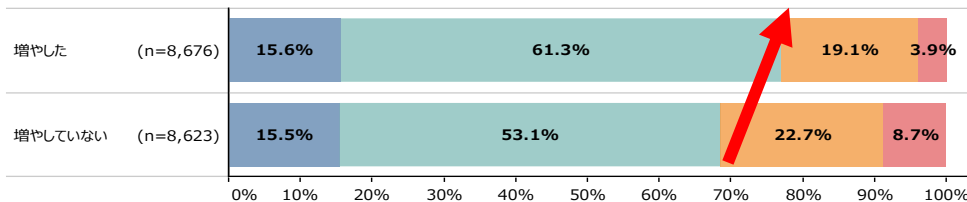
従業員数の変動状況（職場環境の整備への取組状況別）



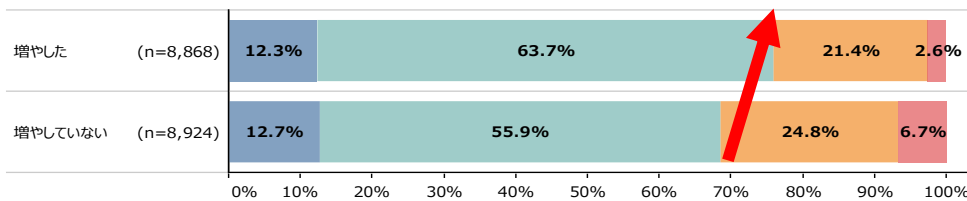
## 図2 人材育成の取組の効果

中核人材・業務人材の定着状況（人材育成の取組の増減別）

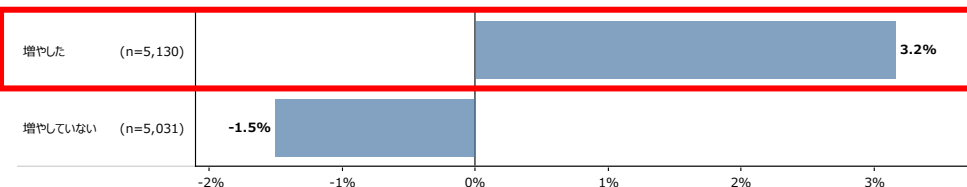
(1) 中核人材



(2) 業務人材



労働生産性の変化率（中央値、人材育成の取組の増減別）



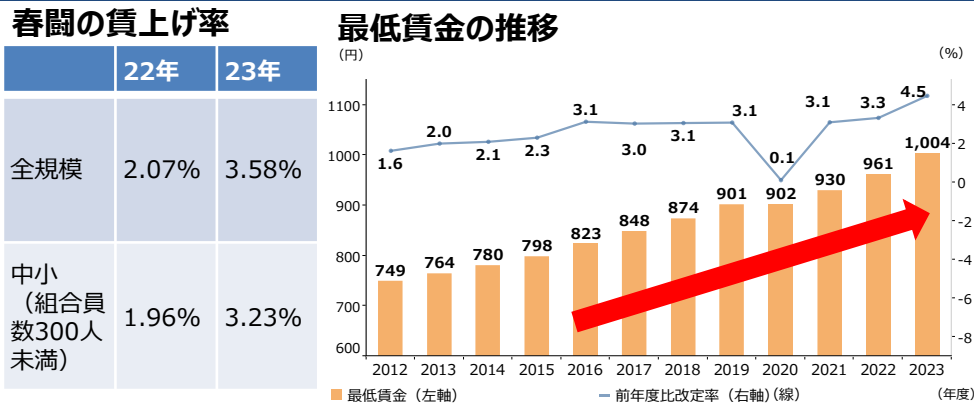
資料：(株) 帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」(2023年11~12月)  
 (注) 1.「職場環境の整備」への取組状況について、「分からない」と回答した企業を除く。また、「行っていない」は、「行っていない」、「今は行っていないが、1年以内に行う予定」と回答した企業の合計。  
 2.ここでいう「従業員」とは、「常時雇用する正社員、パート・アルバイト」を指し、「経営者、役員、無給の家族従業員、派遣・下請従業員等」は含まない。  
 3.従業員数の変化は、2023年と2019年を比較したもの。「分からない」と回答した企業を除く。

資料：(株) 帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」(2023年11~12月)  
 (注) 1.人材育成の取組について、「増やした」は、「大いに増やした」、「やや増やした」と回答した企業の合計。「増やしていない」は、「大いに減らした」、「やや減らした」、「変わらない」と回答した企業の合計。  
 2.人材育成の取組の増減は、2023年と2019年を比較したもの。  
 3.定着状況について、「分からない」と回答した企業を除く。  
 4.労働生産性の変化率は、2022年と2017年を比較して算出したもの。全体の中央値は0.7%。

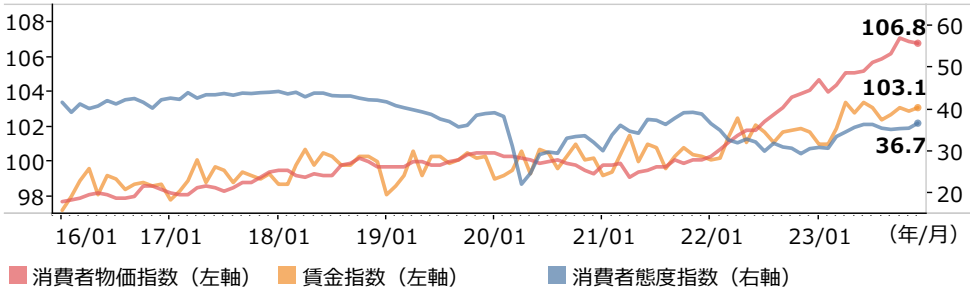
# 【テーマ⑤-1】賃上げ

- ① 物価に見合った賃金の引上げを通じて、需要の拡大につなげる好循環を実現することが重要。
- ② 春闘の賃上げ率・最低賃金の改定率は過去最高水準。一方で、人材確保の必要性や物価動向を背景に、賃上げの原資となる業績の改善が見られない中で、賃上げを行う企業が増加。

図1 春闘や最低賃金は引上げ傾向。需要拡大には、物価に見合った賃金の引上げが重要



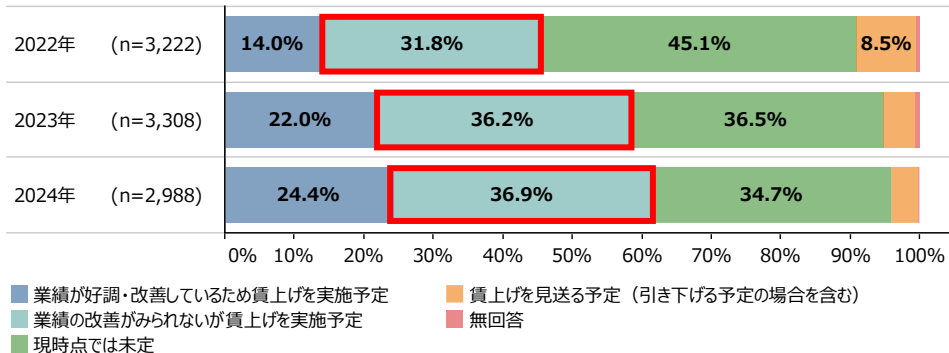
消費者物価指数・賃金指数・消費者態度指数の推移 (2020年=100)



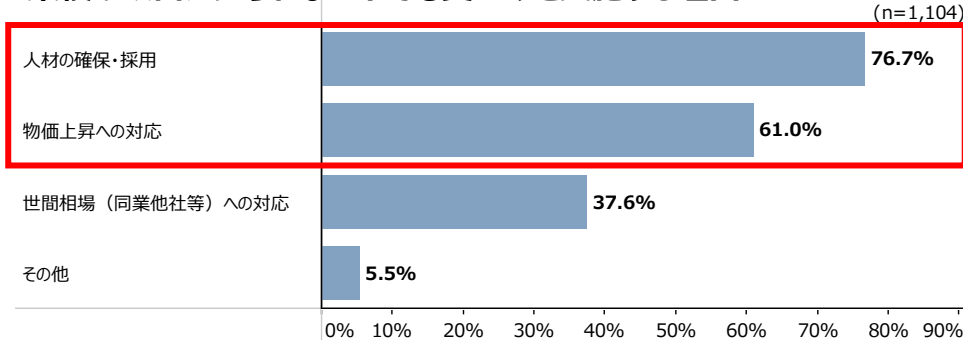
資料：(上図) 厚生労働省「地域別最低賃金の全国一覧」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争第7回(最終)回答集計(2023年7月3日集計・7月5日公表)」  
 (下図) 総務省「消費者物価指数」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」、内閣府「消費動向調査」  
 (注) 1.賃金指数は、事業所規模5人以上の、所定内給与の賃金指数を用いている。  
 2.賃金指数、消費者物価指数は2020年を基準とし、消費者態度指数は原数値(総世帯)を用いている。

図2 人材確保の必要性や物価動向を背景に、業績が改善しない中で賃上げを行う企業が増加

中小企業における賃上げの実施予定



業績の改善が見られない中でも賃上げを実施する理由



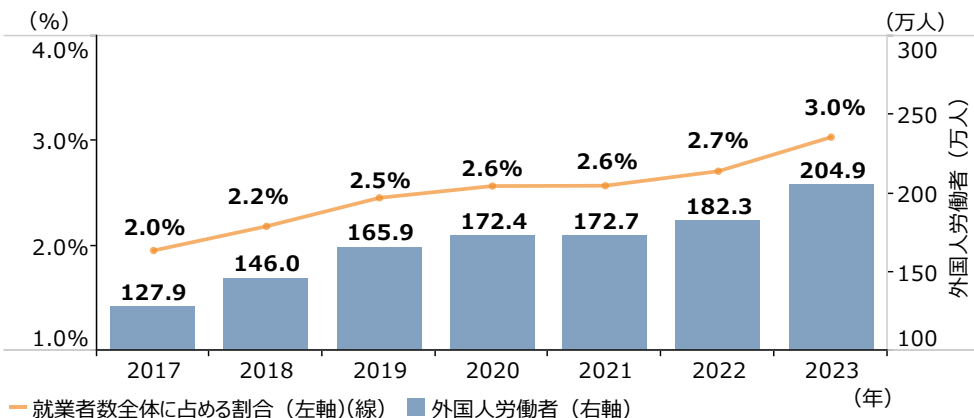
資料：日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」(2024年2月14日)

(注) (下図) 2024年度の賃上げの実施予定について、「業績の改善がみられないが賃上げを実施予定」と回答した企業に限って集計している。なお、複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

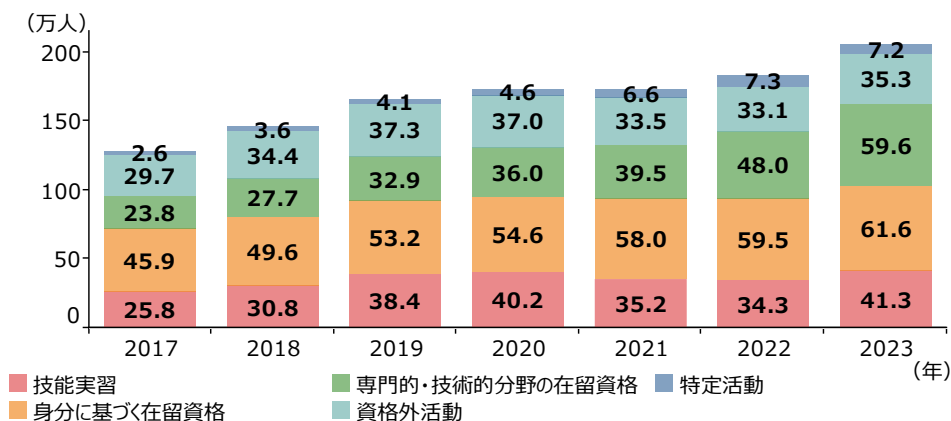
# 【テーマ⑤-2】外国人労働者の増加と平均賃金の比較

## 図1 就業者に占める外国人割合の推移

### 外国人労働者数の推移と就業者数全体に占める割合



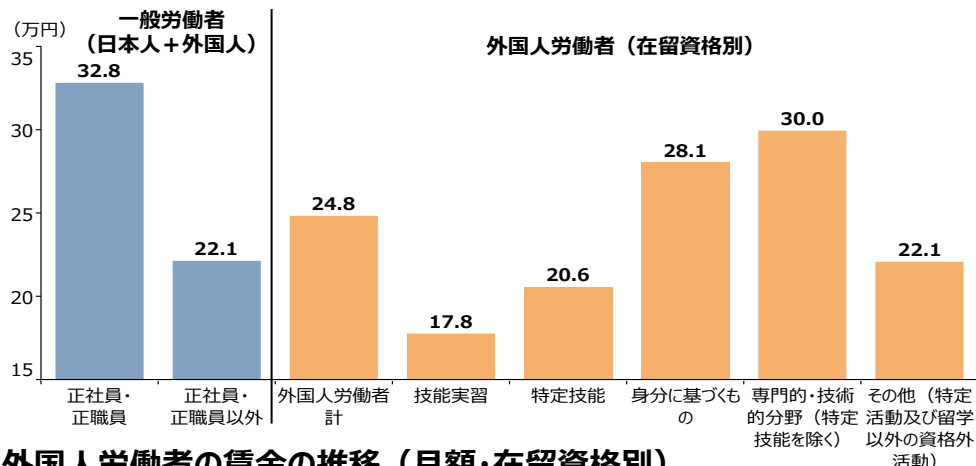
### 外国人労働者数の推移 (在留資格別)



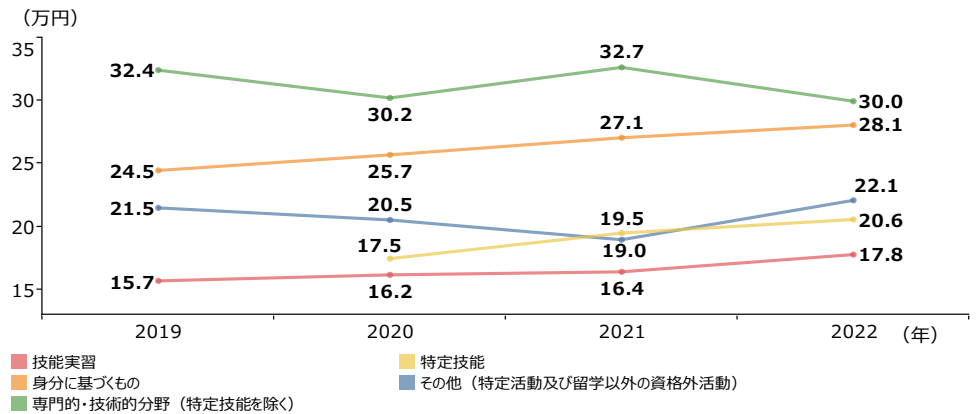
資料：総務省「労働力調査（基本集計）」、厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」  
 (注) 1.就業者数は年平均、外国人労働者数は各年10月末時点の数値。  
 2.外国人労働者数（在留資格別）については、「不明」を除いて表示している。  
 3.ここでいう「特定活動」は、ワーキング・ホリデー、外交官等に雇用される家事使用人等の合計。  
 4.ここでいう「専門的・技術的分野の在留資格」には、2019年以降は特定技能も含まれる。

## 図2 一般労働者・外国人労働者の賃金

### 一般労働者・外国人労働者の賃金 (月額・2022年時点)



### 外国人労働者の賃金の推移 (月額・在留資格別)



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1.ここでいう賃金とは、調査実施年6月分の所定内給与額の平均をいう。  
 2.「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」の一般労働者には、外国人労働者も含まれる。  
 3.「身分に基づくもの」には、永住者や日本人・永住者の配偶者等、定住者が含まれる。  
 4.「専門的・技術的分野 (特定技能を除く)」には、機械工学等の技術者や語学教師等 (技術・人文知識・国際業務) や、ポイント制による高度人材 (高度専門職)、企業等の経営者・管理者等 (経営・管理) が含まれる。

# 【テーマ⑥ – 1】省力化投資

- ① 人手不足への対応策として、採用等の人材確保に加えて**省力化に向けた設備投資**も必要であるが、規模の小さな企業ほど省力化投資が進んでおらず、**省力化の取組余地**が大きい。
- ② また、省力化投資は**人手不足緩和**だけでなく**売上高増加**にもつながることが期待される。

図1 人手不足対応の取組として、規模の小さな企業は省力化投資の取組余地が大きい

人手不足対応の取組の内訳（企業規模別）

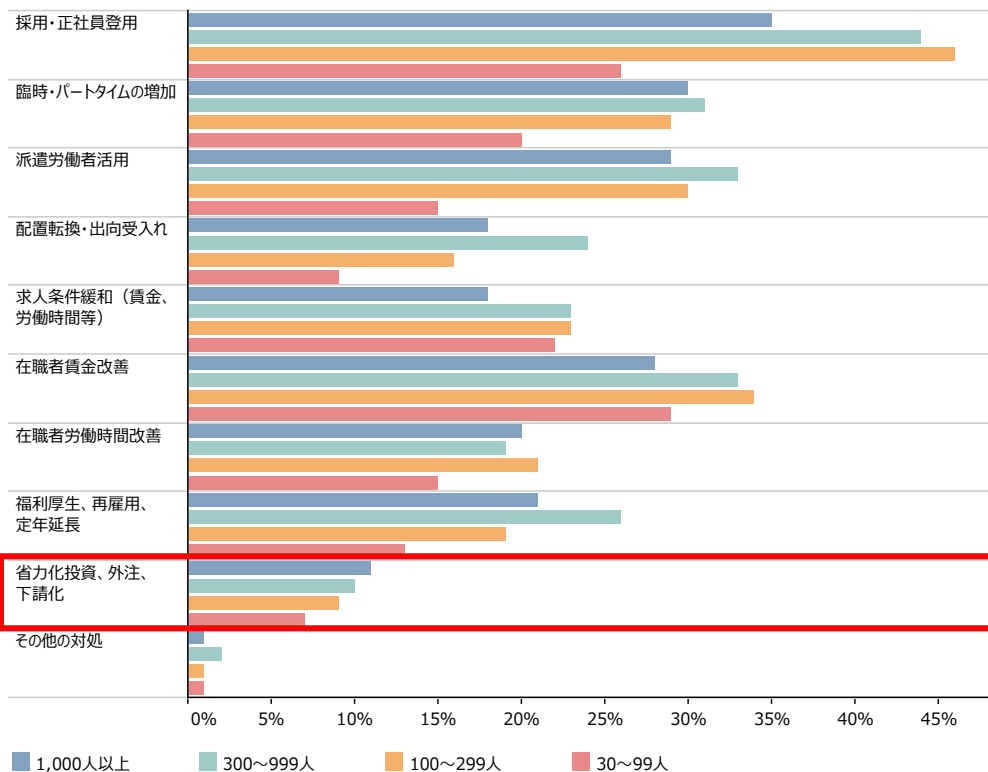
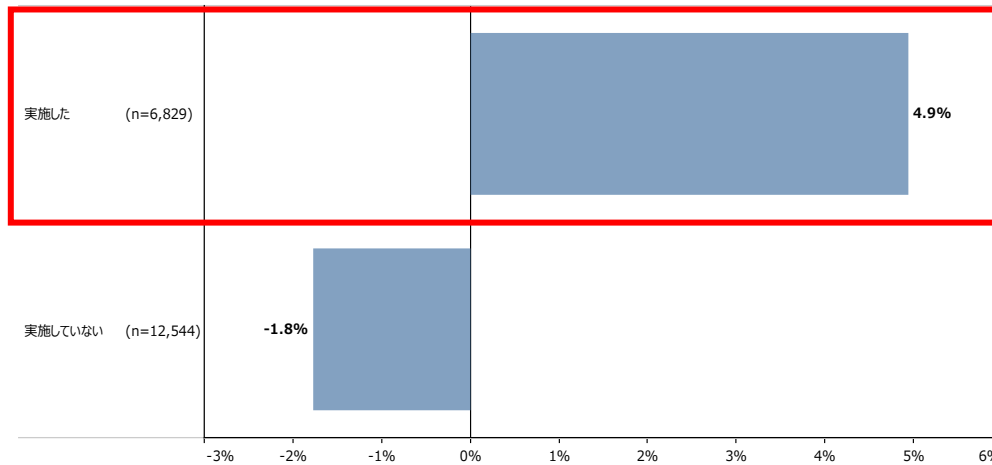


図2 省力化投資を実施した企業では、人手不足緩和に加えて売上高増加の効果も期待される

売上高の変化率（中央値、省力化投資の実施有無別）



資料：（株）帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」（2023年11～12月）  
 （注）1.直近5年間における「人手不足対応を目的とした設備投資」の実施有無を聞いたもの。  
 2.売上高の変化率は、2022年と2017年を比較して算出したもの。全体の中央値は0.1%。

資料：厚生労働省「令和5年労働経済動向調査年次報告書」（令和5年8月調査）より中小企業庁作成

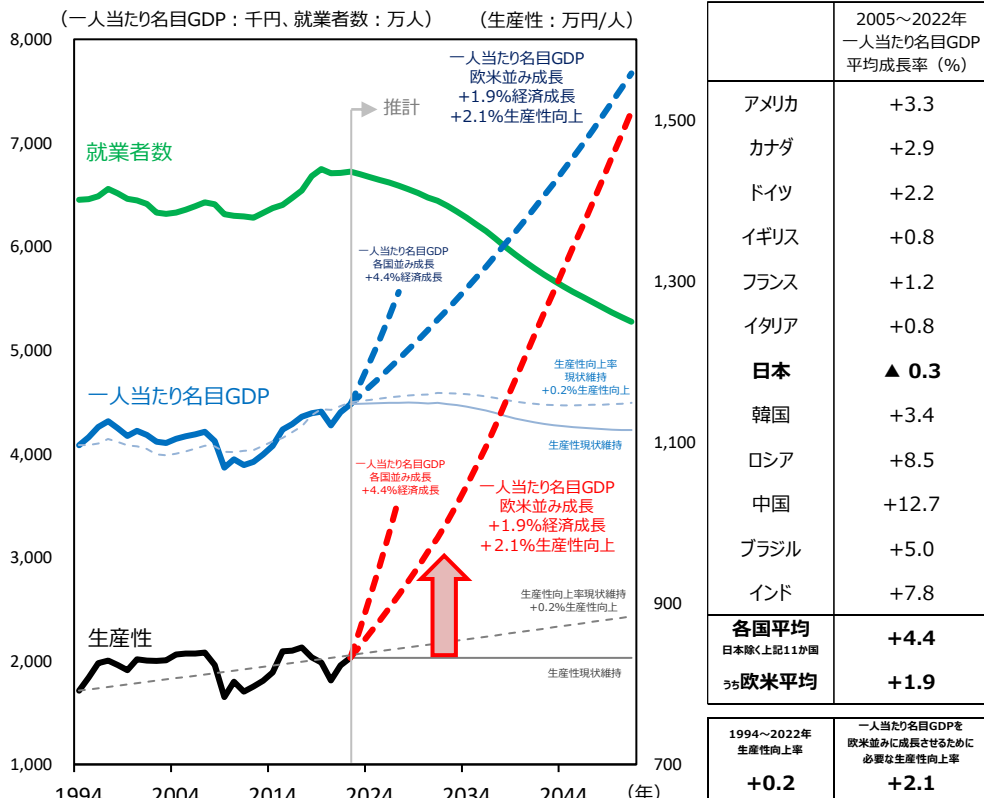
（注）1.調査対象事業所（人手不足対応を行っていない先も含む）における取組割合を算出。  
 2.人手不足対応の取組については複数回答。

# 【テーマ⑥ - 2】生産性

- ① 日本の経済成長は海外と比べ見劣りする中で、今後は**就業者数の減少**が本格化。
- ② 国際的に見ても日本の生産性は低く、日本の国際競争力を維持するためには**中小企業**の**生産性の引き上げが必要**。

**図1 就業者数が減少する中で、欧米と同等の成長を実現するためには生産性向上が必要**

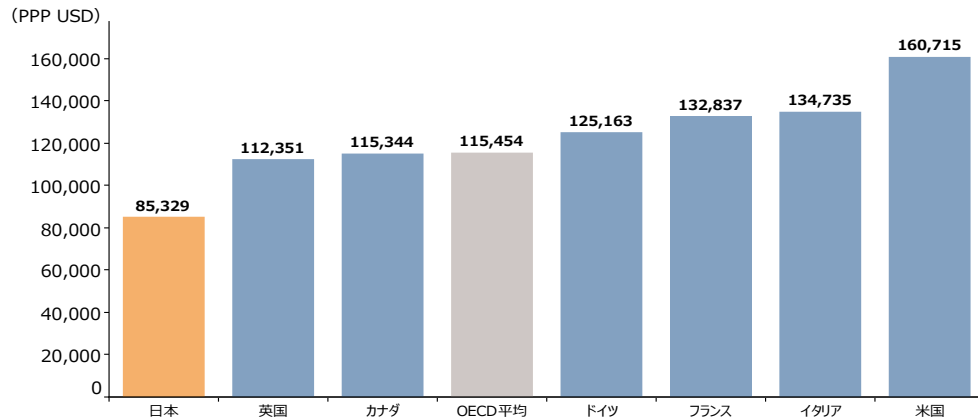
**就業者数の減少と国際競争に必要な生産性向上の試算**



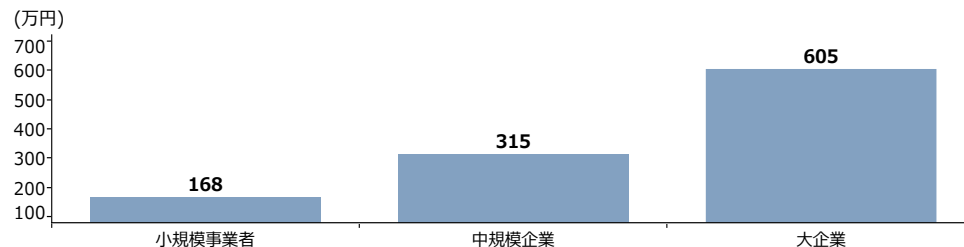
資料：(左図)総務省「労働力調査(基本集計)」、「人口推計」、内閣府「国民経済計算」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」、(右図)内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算年次推計(フロー編)ポイント 6. GDPの国際比較」(2023年12月)より中小企業庁作成

**図2 日本はOECD加盟国の中で労働生産性が低い。また、企業規模間での格差も存在**

**主要なOECD加盟諸国の労働生産性(就業者一人当たり、2022年)**



**企業規模別の労働生産性(日本、中央値)**



資料：(上図)日本生産性本部「労働生産性の国際比較2023」、(下図)総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工  
 (注) (上図) 1. 全体の労働生産性は、GDP/就業者数として計算し、購買力平価(PPP)によりUSドル換算している。  
 2. 計測に必要な各種データにはOECDの統計データを中心に各国統計局等のデータが補完的に用いられている。  
 (下図) 1. ここでいう「小規模事業者」とは、中小企業基本法に定める「小規模企業者」のことを指し、「中規模企業」とは、中小企業基本法に定める「中小企業者」のうち、「小規模企業者」を除いた者を指す。ここでいう「大企業」とは、「中規模企業」と「小規模事業者」以外の企業をいう。  
 2. ここの労働生産性とは、企業ベースの「純付加価値額/従業員数」とする。  
 3. 非一次産業の値を集計している。

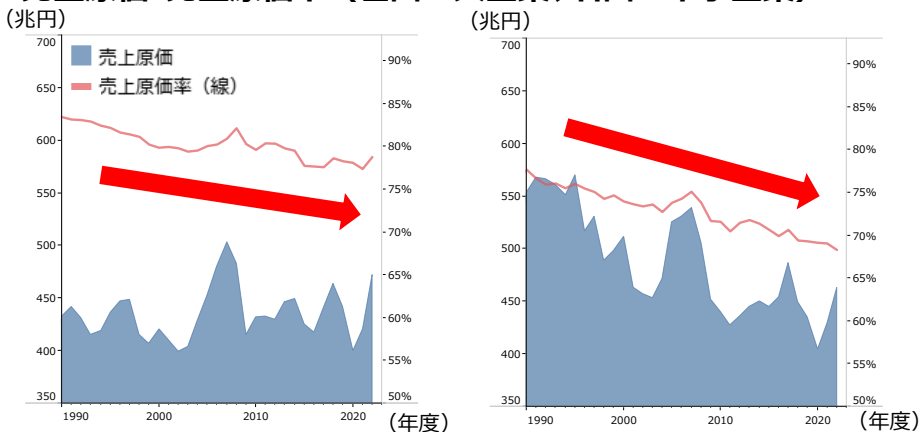
# 【テーマ⑥-3】生産性の分子・付加価値の向上に向けて

$$\frac{\text{付加価値 (売上高 (単価P} \times \text{数量Q) - 費用)}}{\text{労働投入}} = \text{生産性}$$

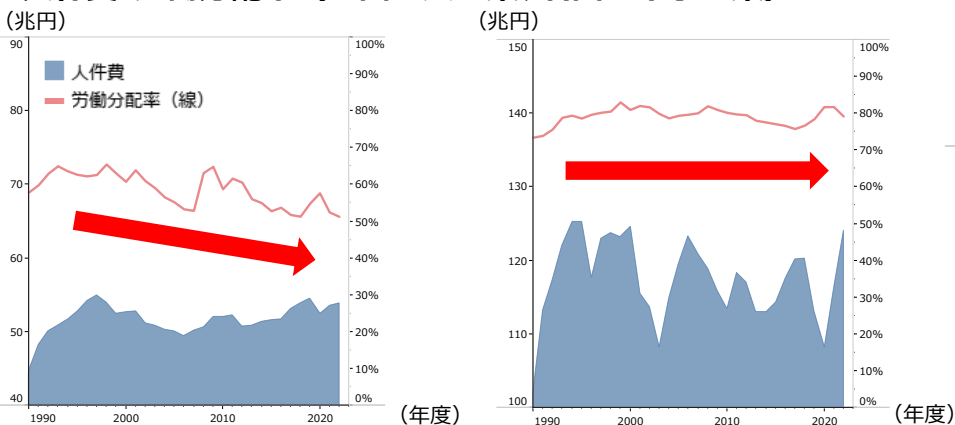
- ① 生産性向上に向けて、日本企業は低コスト化・数量確保の取組を続けてきた。この結果、売上高や利益率は大企業が増加する一方、中小企業は発注側の売上原価低減の動きの中で低迷。
- ② 今後は低コスト化・数量増加以上に、単価の引上げによる生産性の向上も追求する必要がある。

## 図1 費用（売上原価、人件費）の推移

売上原価・売上原価率（左図：大企業、右図：中小企業）

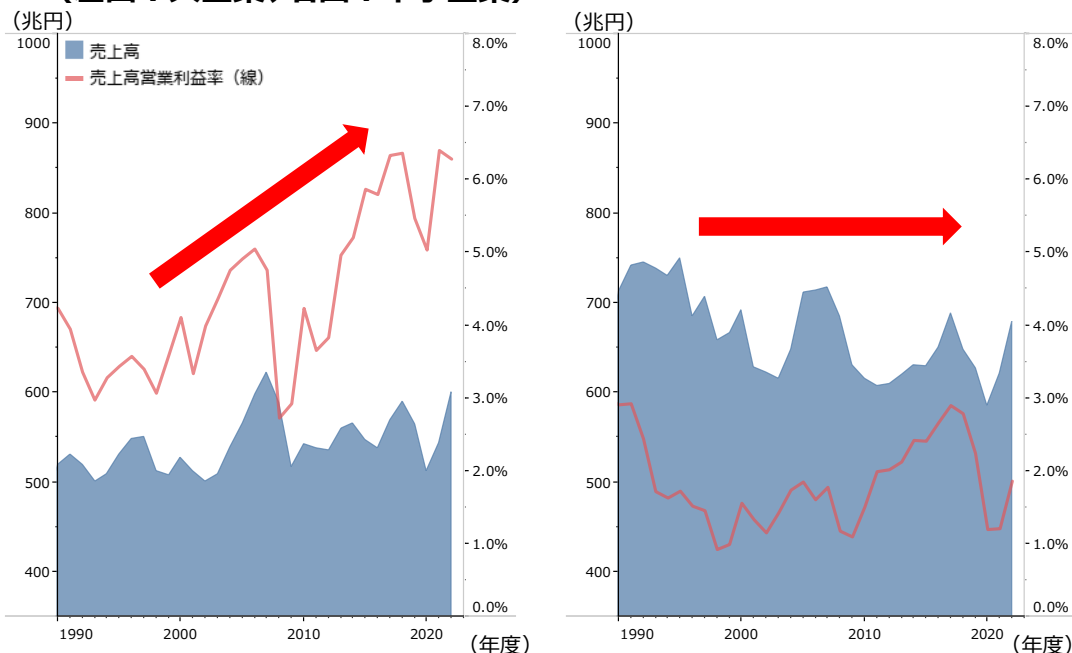


人件費・労働分配率（左図：大企業、右図：中小企業）



## 図2 売上高・売上高営業利益率の推移

（左図：大企業、右図：中小企業）



資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) 1. 大企業は資本金10億円以上、中小企業は資本金1億円未満の企業について集計したもの。

2. 金融業、保険業は含まれていない。

3. 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率 = 人件費 ÷ 付加価値額

付加価値額 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益

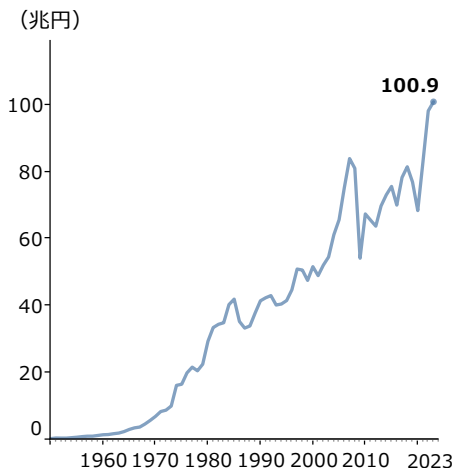
人件費 = 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費

※ 2006年度調査以前は「従業員賞与」が「従業員給与」に含まれている。

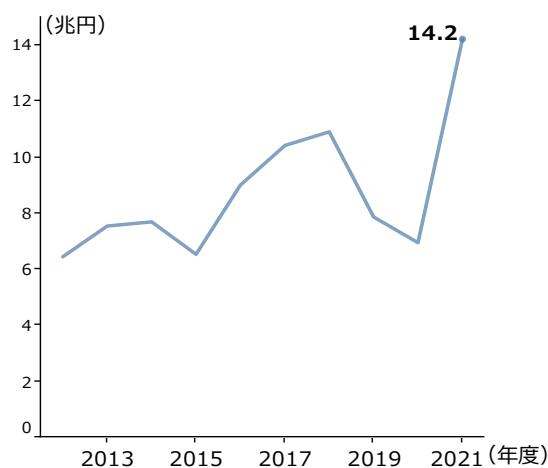
# 【テーマ⑦】海外需要と日本企業の決算状況

## 図1 輸出額は増加、株価は史上最高水準

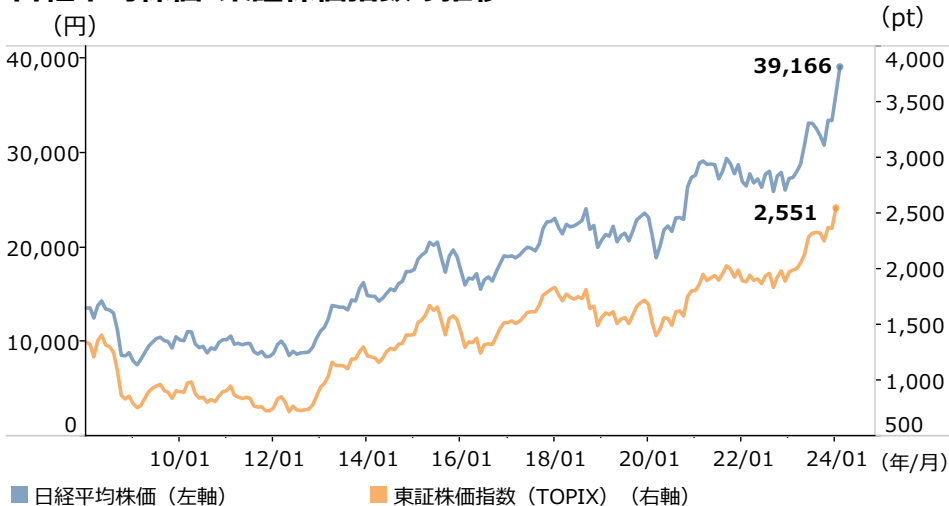
### 年間輸出総額の推移



### 海外現地法人の当期純利益の推移 (全産業)



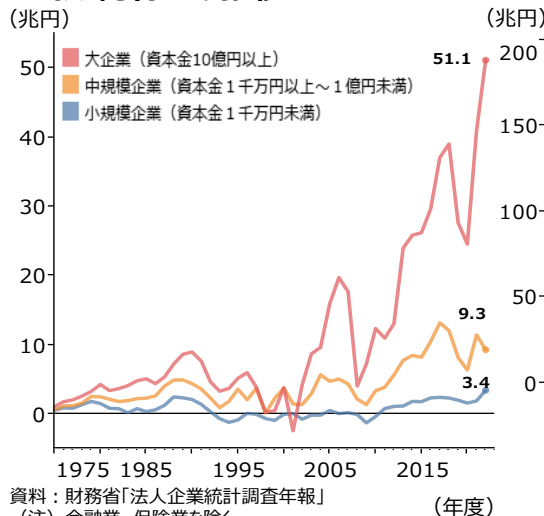
### 日経平均株価・東証株価指数の推移



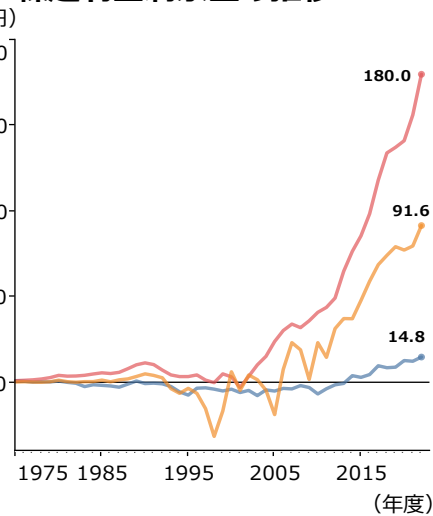
出所：総務省統計局「統計ダッシュボード」(<https://dashboard.e-stat.go.jp/>)  
(注) 東証株価指数は2024年1月、日経平均株価は2024年2月時点のデータを表示している。

## 図2 大企業中心に好決算、企業は貯蓄超過

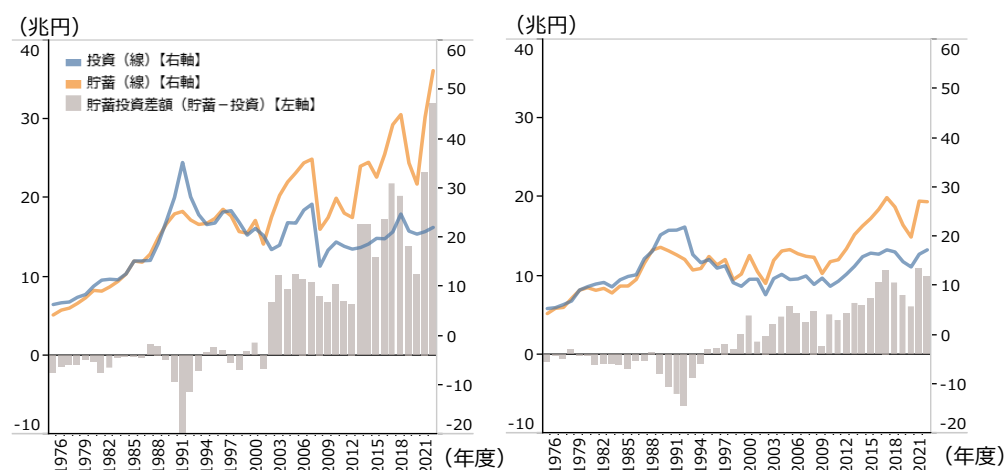
### 当期純利益の推移



### 繰越利益剰余金の推移



### 企業の投資・貯蓄バランス (左図：大企業、右図：中小企業)

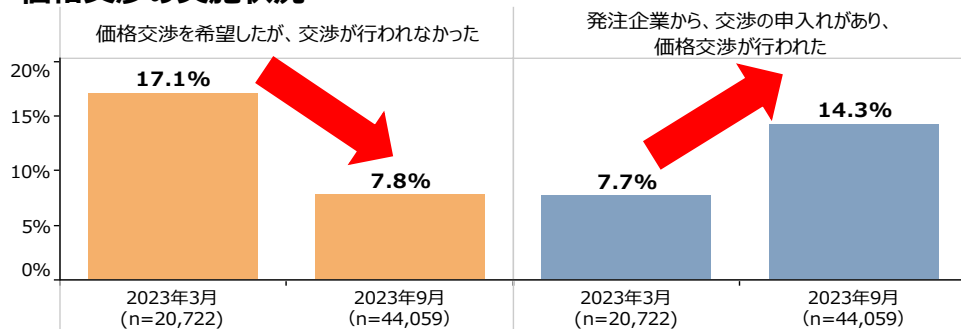


# 【テーマ⑧ - 1】価格転嫁

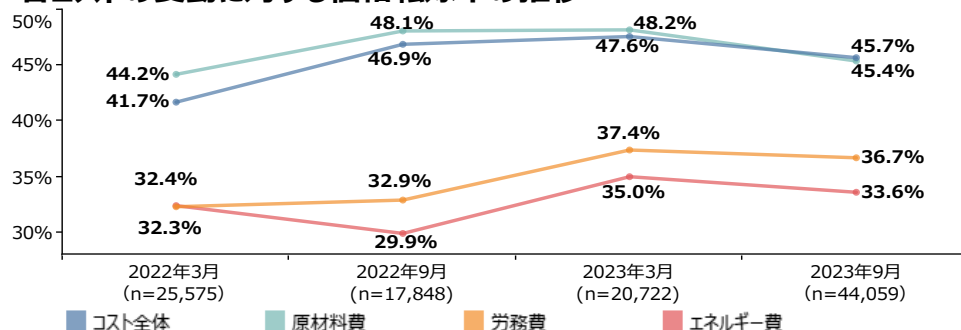
- ① 賃上げ原資の確保に向けては、価格転嫁の促進が重要。価格交渉が可能な取引環境が醸成されつつあるが、コスト増加分を十分に転嫁できておらず、転嫁率向上のための取組強化が課題。
- ② 十分な価格転嫁のためには、適切な価格交渉が重要。価格転嫁に関する協議の実施とともに、商品・製品の原価構成を把握して交渉を進めることが有効。

図1 価格交渉が可能な取引環境が醸成されつつあるが、コスト増加分を十分に転嫁できていない

## 価格交渉の実施状況



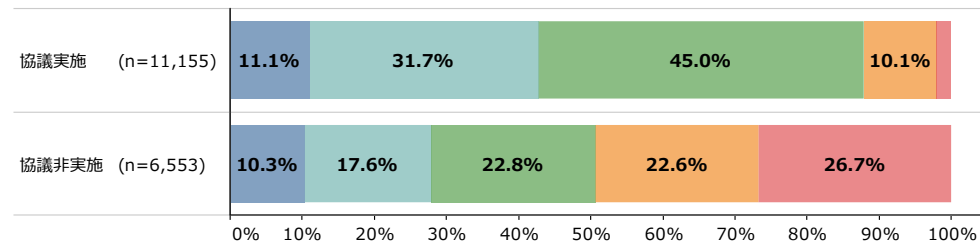
## 各コストの変動に対する価格転嫁率の推移



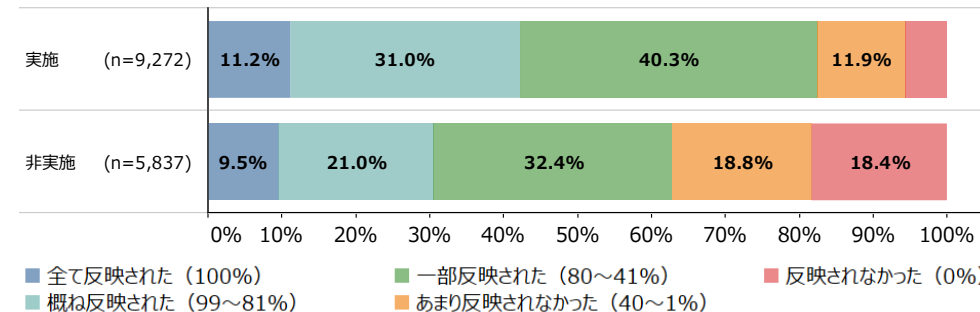
資料：中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」  
 (注) (上図) 1.各回のフォローアップ調査の回答項目は、同一ではない点に留意。  
 2.「価格交渉を希望したが、交渉が行われなかった」については、回答項目を複数統合して集計しており、「コストが上昇したが、発注企業から申入れはなく、発注減少や取引中止を恐れ、受注企業から交渉を申し出なかった」などの項目を含んでいる。  
 (下図) 主要な発注側企業（最大3社）との間で、直近6か月のコスト上昇分のうち、何割を価格転嫁できたかの回答について、発注側の企業ごとに名寄せ・単純平均したものを。

図2 価格転嫁に関する協議とともに、商品・製品の原価構成を把握して交渉を進めることが有効

## 価格転嫁に関する協議の場を設けることの効果



## 価格転嫁に関する協議の場に向けて、原価構成を把握する事前準備の効果



資料：(株)東京商工リサーチ「令和5年度取引条件改善状況調査」(2023年10~11月)  
 (注) 1.受注側事業者向けアンケートを集計したものを。  
 2.効果については、コスト全般の変動の価格反映状況を用いている。  
 3.「原価構成を把握する事前準備」は、価格交渉の際の取組のうち、「商品別・製品別の原価構成(材料費、加工費、管理費、粗利等)の把握」を対象として集計。「どちらともいえない」を除く回答のうち、「頻繁に行っている」「しばしば行っている」と回答した企業を「実施」、「あまり行っていない」「全く行っていない」と回答した企業を「非実施」として集計している。

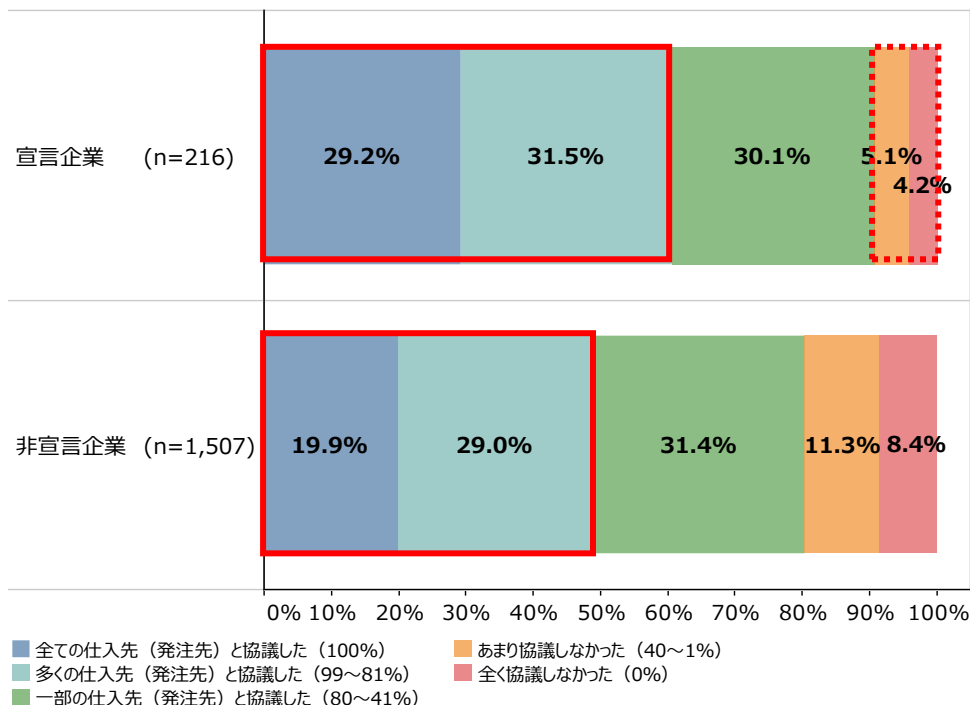


## 【テーマ⑧ – 2】パートナーシップ構築宣言と取引の実態

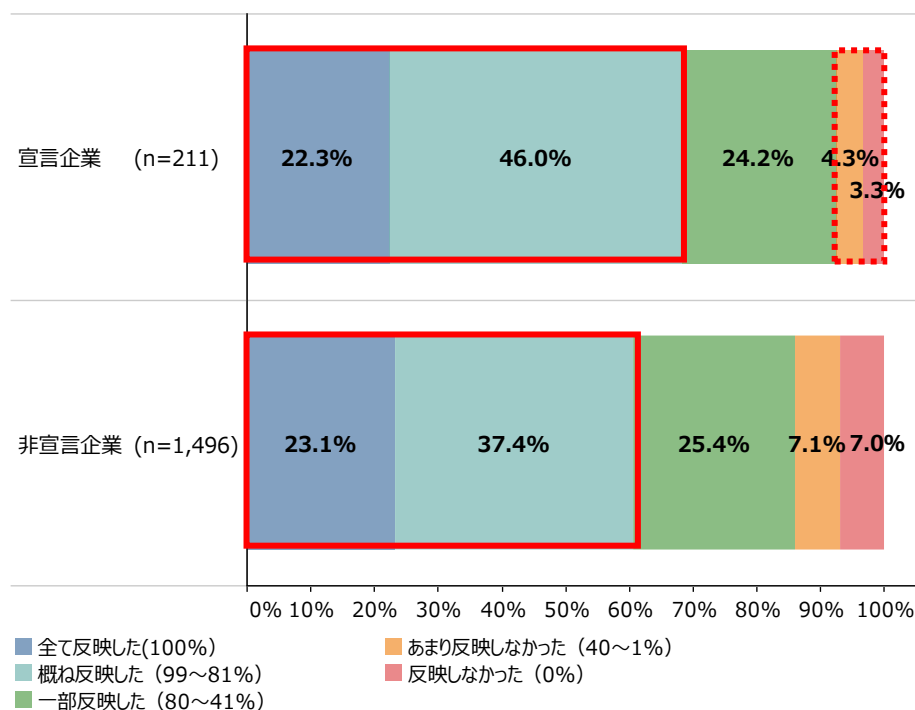
- ① パートナーシップ構築宣言企業は非宣言企業と比べて、より多くの発注先と価格協議を行っており、価格転嫁にもより高い水準で応じている傾向にある。
- ② ただし、価格協議に十分に応じていない企業も一定数存在するため、宣言の実効性向上のための取組も重要。

図1 パートナーシップ構築宣言の有無別に見た、取組状況

### 価格協議状況



### 価格反映状況



資料：（株）東京商工リサーチ「令和5年度取引条件改善状況調査」（2023年10～11月）

（注）1.発注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.パートナーシップ構築宣言の公表状況について、「公表している」を「宣言企業」、「当面の公表予定なし」を「非宣言企業」として集計している。

3.価格協議状況については、「取引を行う仕入先（発注先）から理解を得られるような十分な価格協議の実施状況」を集計したもの。

資料：（株）東京商工リサーチ「令和5年度取引条件改善状況調査」（2023年10～11月）

（注）1.発注側事業者向けアンケートを集計したもの。

2.パートナーシップ構築宣言の公表状況について、「公表している」を「宣言企業」、「当面の公表予定なし」を「非宣言企業」として集計している。

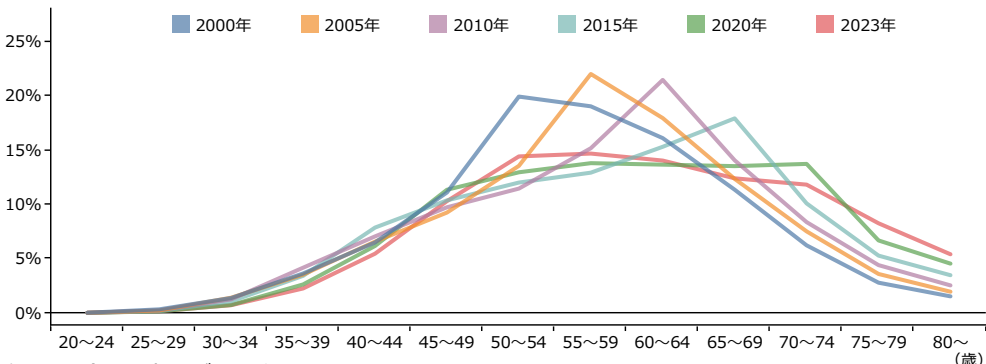
3.価格反映状況については、コスト全般の変動に対する価格反映状況を集計したもの。

# 【テーマ⑨】事業承継

- ① 足下では経営者年齢の分布が平準化しつつあるものの、半数近くの中小企業で後継者が不在。
- ② 一方、後継者が決まっている中小企業においても、承継の課題を抱えている企業が見られる。

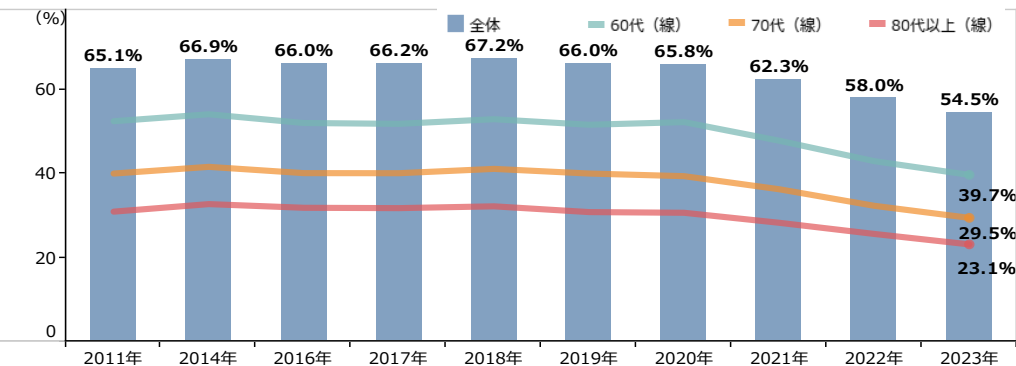
図1 足下では経営者年齢の分布が平準化しつつも、半数近くの中小企業で後継者が不在

中小企業の経営者年齢の分布（年代別）



資料：(株)帝国データバンク「企業概要ファイル」再編加工  
 (注) データの制約上、「2000年」については、2001年1月更新時点のデータを利用し、ほかの系列については毎年12月更新時点の企業概要ファイルを使用している。

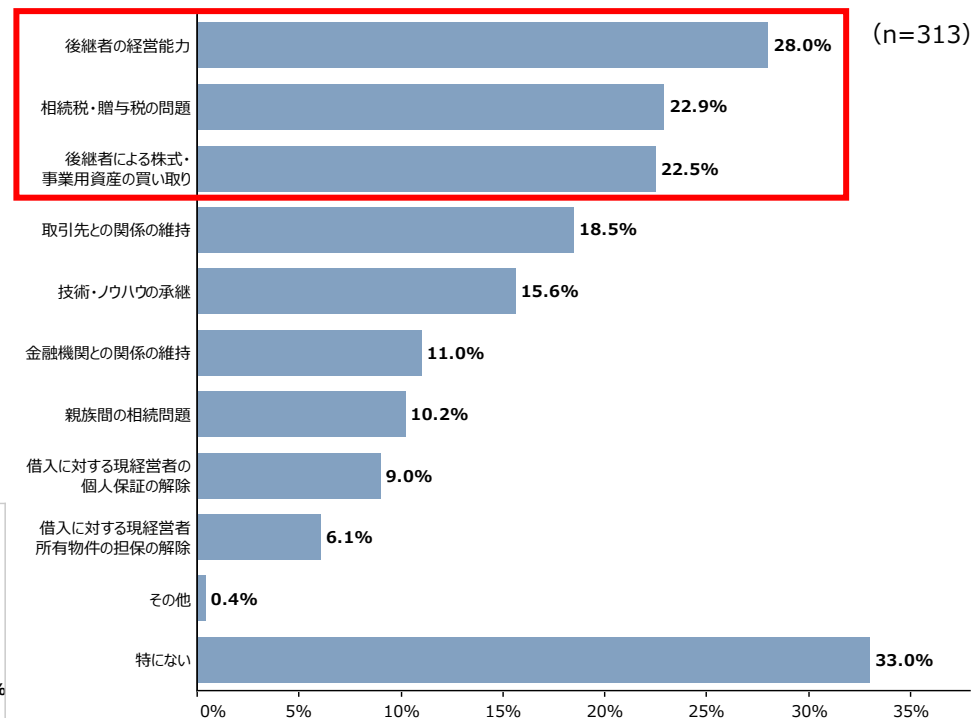
中小企業における後継者不在率の推移（年代別）



資料：(株)帝国データバンク「企業概要ファイル」、「信用調査報告書」再編加工  
 (注) 「全体」については、経営者年齢の情報がない企業も含んだ中小企業数に対する割合を示している。

図2 後継者決定企業においても、後継者の経営能力や相続税・贈与税といった課題がある

後継者決定企業における、事業承継の際に問題になりそうなこと



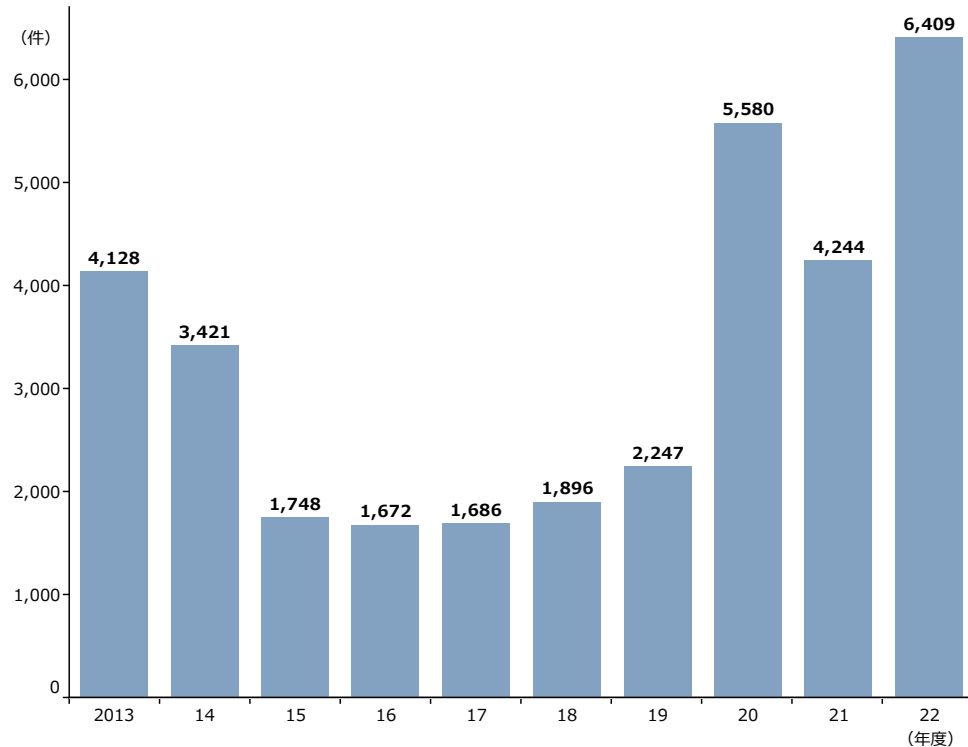
資料：(株)日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査（2023年調査）」  
 (注) 1.同調査の有効回答数は4,465件。そのうち、事業承継の見通しについて「後継者は決まっている（後継者本人も承諾している）」と回答した「後継者決定企業（n=313）」について集計。  
 2.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

# 【テーマ⑩】経営改善・再生支援

- ① 感染症の感染拡大以降、経営改善・再生支援のニーズが高まっている。
- ② 金融機関の経営支援により、財務内容の改善等の効果が期待できる。経営改善・再生支援の効果を高めるためには、関係機関が一丸となって経営改善・再生支援に取り組むことが求められる。

図1 再生支援に係る相談件数が増加

中小企業活性化協議会における相談件数の推移

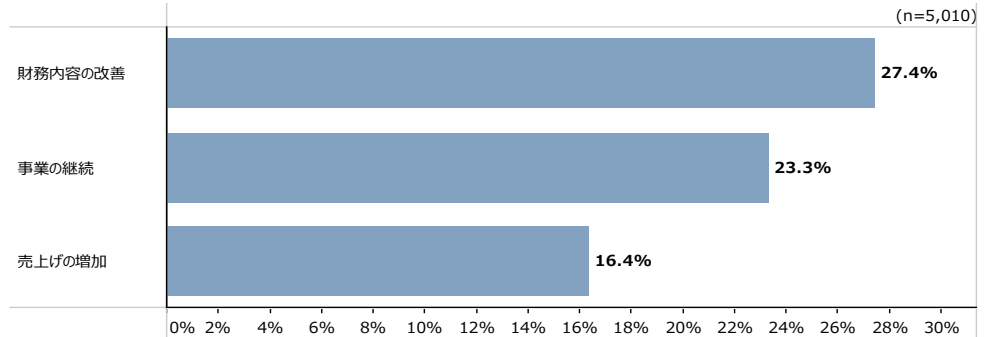


資料：中小企業庁調べ

(注) 中小企業再生支援協議会は2022年4月1日より中小企業活性化協議会として再編。上記実績は中小企業再生支援協議会における支援実績を含む。

図2 金融機関の経営支援により、財務内容の改善等の効果が期待できる

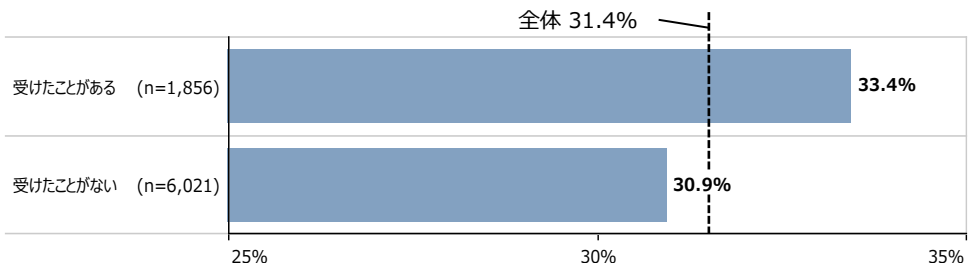
金融機関から受けた経営支援による効果（上位3項目）



資料：(株) 帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」(2023年11～12月)

(注) 1.直近3年間程度で金融機関から経営支援を「受けたことがある」と回答した企業に聞いたもの。  
2.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

経常利益の変化率（金融機関からの経営支援の有無別、中央値）



資料：(株) 帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」(2023年11～12月)

(注) 1.金融機関からの経営支援の有無とは、直近3年間程度における経営支援の利用状況を指す。  
2.経常利益の変化率は2022年と2017年を比較したものである。

## 環境変化に対応する中小企業

【テーマ⑪】中小企業の成長

【テーマ⑫】中小企業の成長投資

【テーマ⑬】中小企業の成長投資のための資金調達

【テーマ⑭】中小企業の成長に向けたM & A

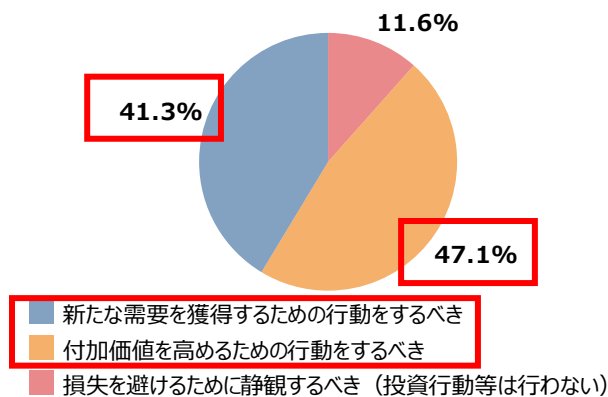
# 【テーマ⑪】中小企業の成長

- ① 足下では、約9割の中小企業が投資行動に意欲的な経営方針を示している。挑戦意欲のある中小企業は、域内経済の牽引や外需獲得に貢献し、賃上げを可能にする持続的な利益を生み出すような企業へ成長することが期待される。こうした投資行動に意欲的な企業は、日本経済全体の生産性向上の観点からもプラスの効果があるものと考えられる。
- ② 今は投資行動に積極的でない中小企業も一定数見られるが、刻々と変化する外部環境に対応するためには、小さな取組でも行動していく姿勢が、経営にとっても良い効果を与えるものと考えられる。

図1 約9割の中小企業が投資行動に意欲的

中小企業の経営方針（2023年）

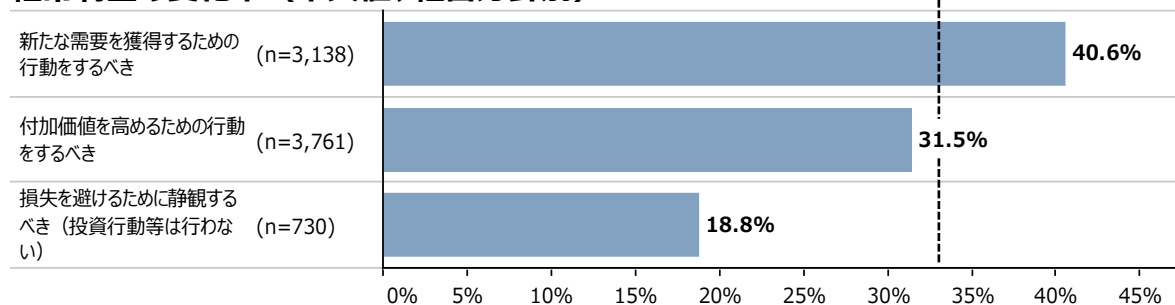
(n=19,025)



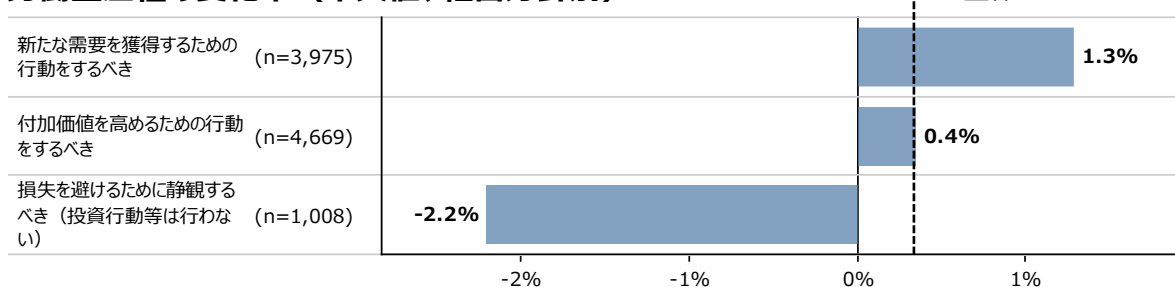
資料：（株）帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」（2023年11～12月）  
 （注）1.2023年における経営方針について、「当てはまるものはない」と回答した企業を除く。  
 2.経常利益、労働生産性の変化率は2022年と2017年を比較したものである。

図2 投資行動に意欲的な中小企業は経常利益、労働生産性共に高めている傾向

経常利益の変化率（中央値、経営方針別）



労働生産性の変化率（中央値、経営方針別）

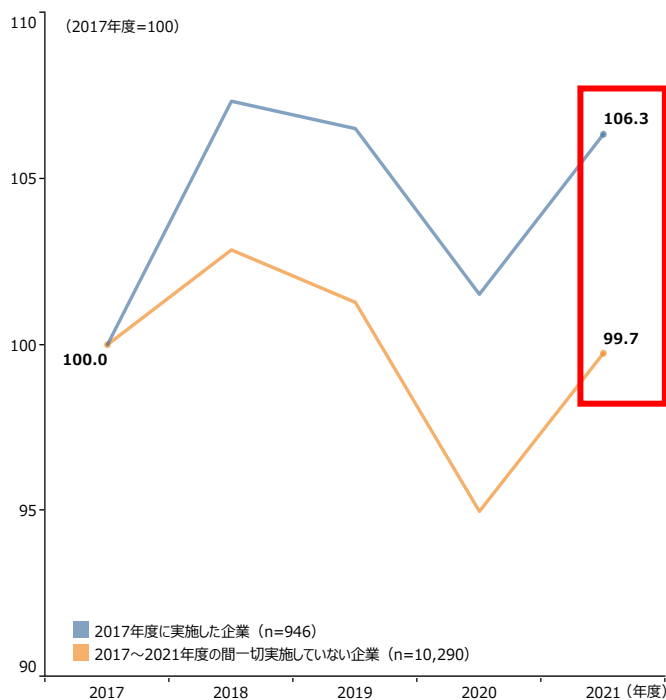


## 【テーマ⑫ - 1】中小企業の成長投資

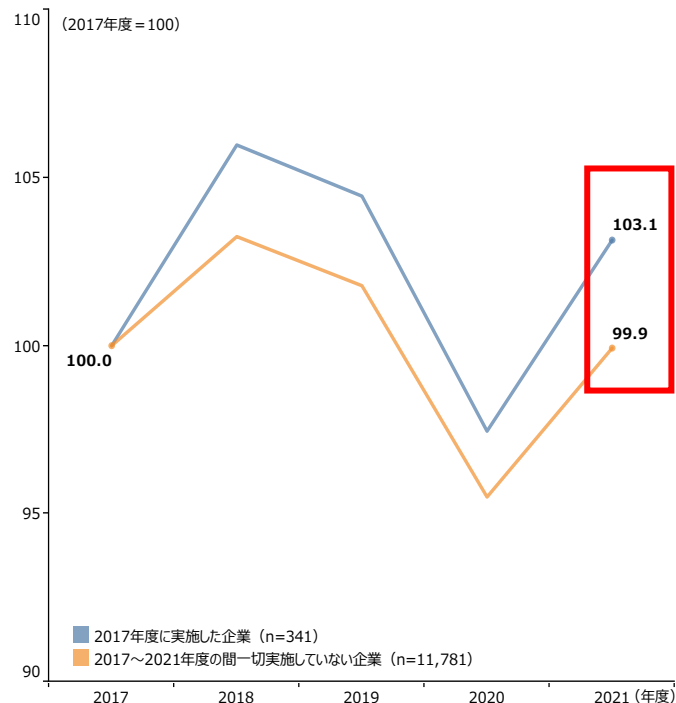
- ① 企業の**成長**には、人への投資（人材育成の取組等）のほかにも、**設備投資、M & A、研究開発投資**といった投資行動が有効である可能性がある。
- ② 成長に向けては、必要な経営資源を確保し、**外部の市場環境にも目を向けながら、自社にとって最適な成長投資を検討**していく戦略が求められる。

図1 投資行動を実施した企業は、実施していない企業と比較し、売上高が増加

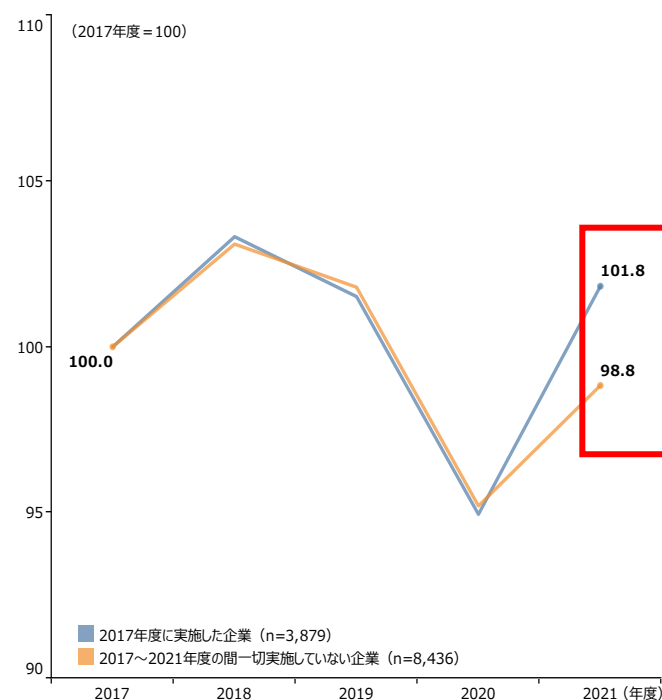
売上高の推移（設備投資の実施有無別）



売上高の推移（M & Aの実施有無別）



売上高の推移（研究開発投資の実施有無別）



資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注) 1. 2017年度と比較した、2021年度までの売上高の変化率を見たもの。

2. ここでいう設備投資の実施とは、「有形固定資産当期取得額」が同期の売上高の10%より大きい場合をいう。

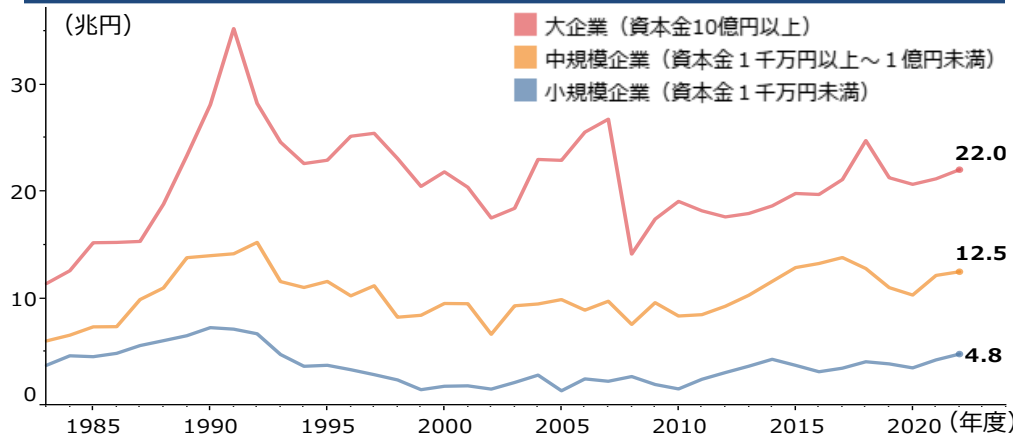
3. ここでいうM & Aの実施とは、「事業譲受」、「吸収合併」を実施した場合、及び「国内子会社」若しくは「海外子会社」を1社以上買収した場合をいう。

4. ここでいう研究開発投資の実施とは、「自社研究開発費」及び「委託研究開発費」の合計額が0（調査票上の単位はそれぞれ百万円）より大きい場合を指す。

5. 2017年度時点において、中小企業基本法による中小企業の定義に該当する企業について集計している。

# 【テーマ⑫ - 2】設備投資やM & A、研究開発、デジタル化に取り組む中小企業が増加

## 図1 設備投資額の推移（企業規模別）

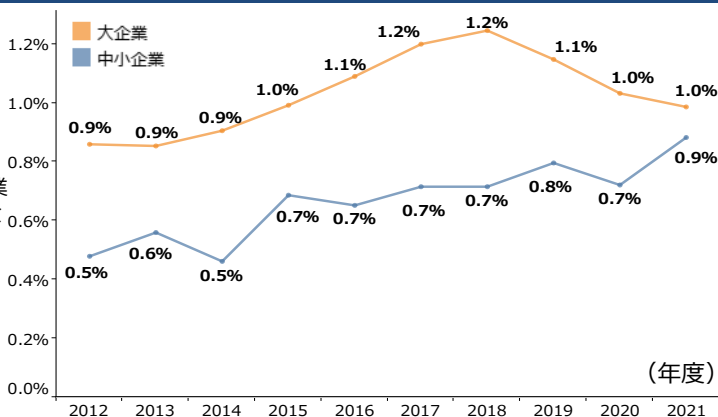


資料：財務省「法人企業統計調査年報」

(注) 1.金融業・保険業を除く。2.設備投資は、ソフトウェアを除く。

## 図2 M&A実施件数（左図）／M&Aにより子会社・関連会社が増加した企業割合の推移（右図）

	2021年度
譲渡側	3,403件
譲受側	3,275件

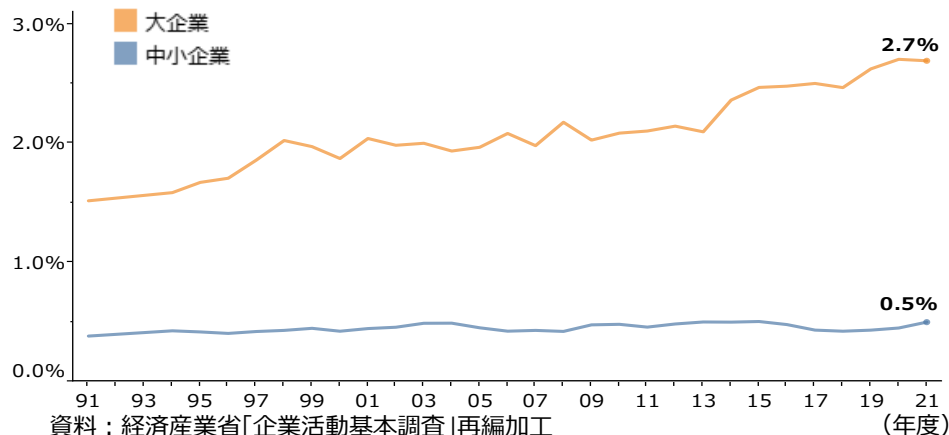


資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

1.調査対象企業（n=17,341）に占める、国内の子会社・関連会社を買収により1社以上増加させた企業割合の推移を見たもの。なお、2011年度から2021年度まで連続で回答している企業を調査対象企業としている。

2.「中小企業」は中小企業基本法における区分に基づく。

## 図3 売上高研究開発費比率の推移（企業規模別）

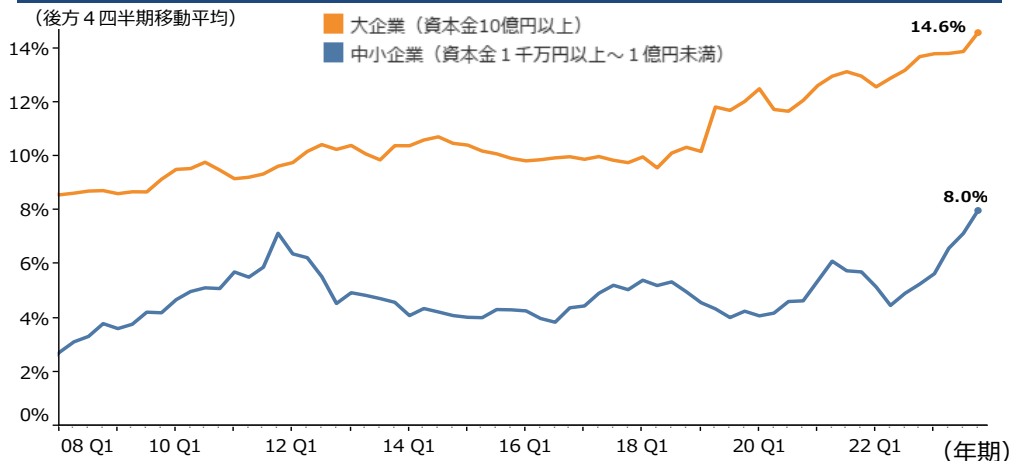


資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

(注) 1.「中小企業」は中小企業基本法における区分に基づく。

2.非一次産業について集計している。

## 図4 ソフトウェア投資比率の推移（企業規模別）



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) 1.金融業、保険業を除く。

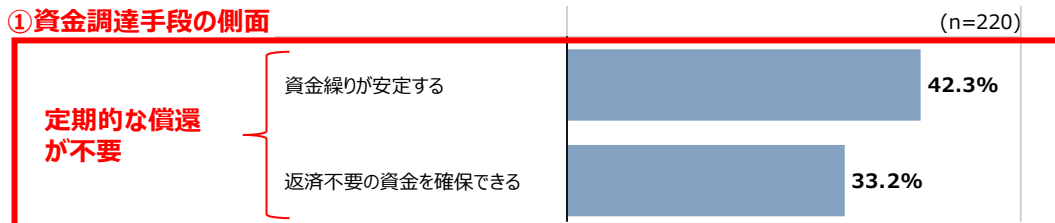
2.ソフトウェア投資比率は、ソフトウェア投資額を設備投資額で除し、100を乗じて算出している。

# 【テーマ⑬】中小企業の成長投資のための資金調達

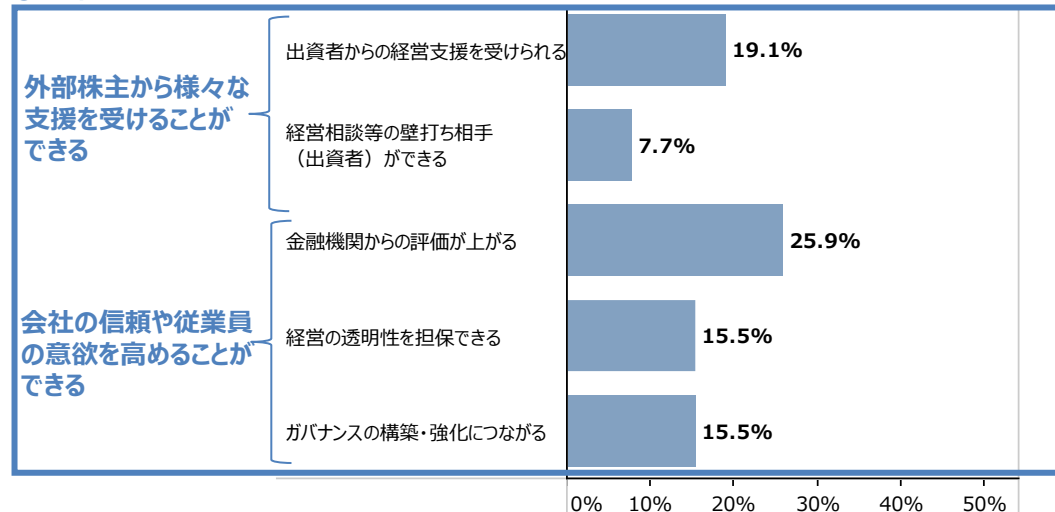
- ① 成長投資のための資金調達手段として、エクイティ・ファイナンスは、**定期的な償還が不要であり、成長に向けて経営・事業面の様々な支援を受けられる**といった効果がある。
- ② エクイティ・ファイナンスの活用にあたっては、ガバナンスの構築・強化を通じた**組織的な経営の仕組みを適切に導入することが求められる**。

図1 エクイティ・ファイナンスは成長資金に有効

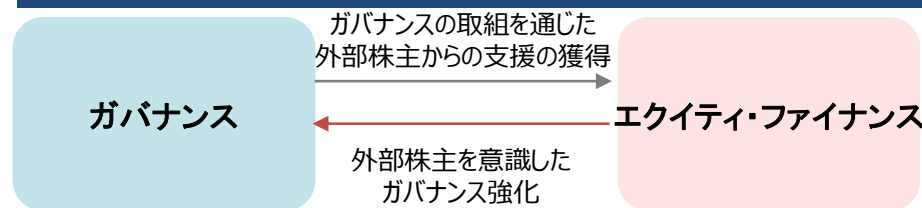
エクイティ・ファイナンスの活用により期待するメリット



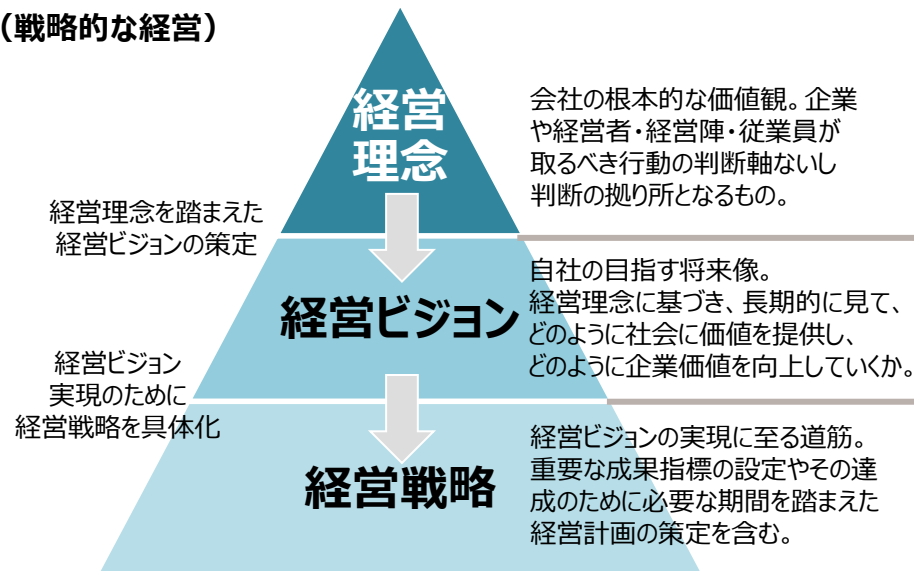
②外部株主が加わるという側面



参考 エクイティ・ファイナンスの活用にあたっては、**戦略的な経営等のガバナンスの強化が必要**



(戦略的な経営)



資料：中小企業庁「中小エクイティ・ファイナンス活用に向けたガバナンス・ガイドンス」(2023年6月22日)

資料：(株)帝国データバンク「中小企業の経営課題とその解決に向けた取組に関する調査」(2023年11~12月)

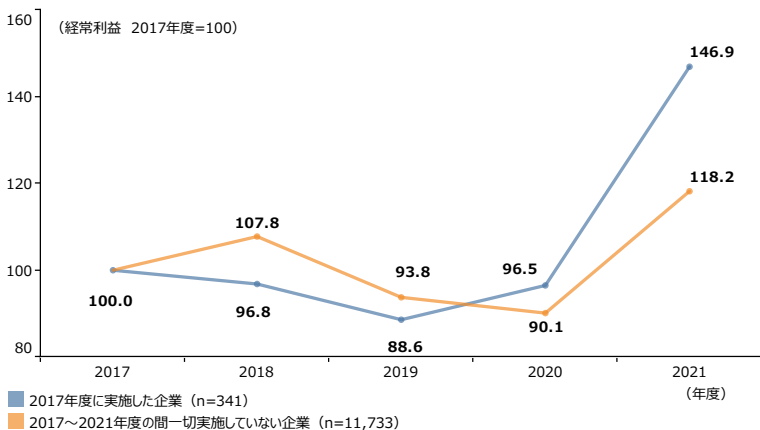
- (注) 1.エクイティ・ファイナンスの活用状況について、「活用したことがある」と回答した企業に聞いたもの。  
2.「その他」、「特になし」と回答した企業を含む合計に対する割合を集計。なお、「その他」、「特になし」は表示していない。  
3.複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。



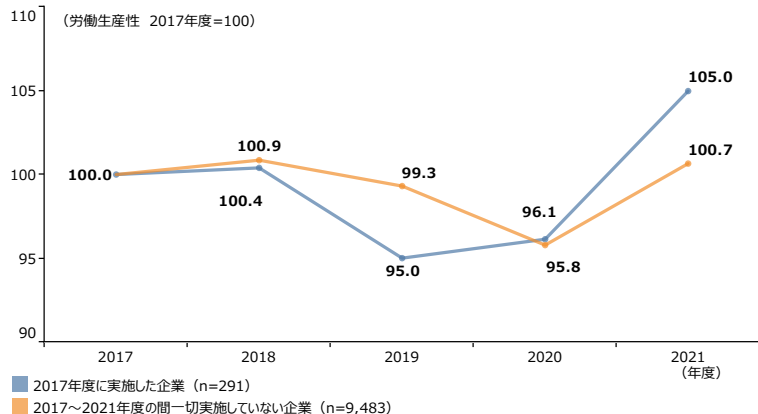
# 【テーマ⑭】中小企業の成長に向けたM&A

## 図1 M&A実施企業の業績推移

### 経常利益の推移（M&Aの実施有無別）



### 労働生産性の推移（M&Aの実施有無別）

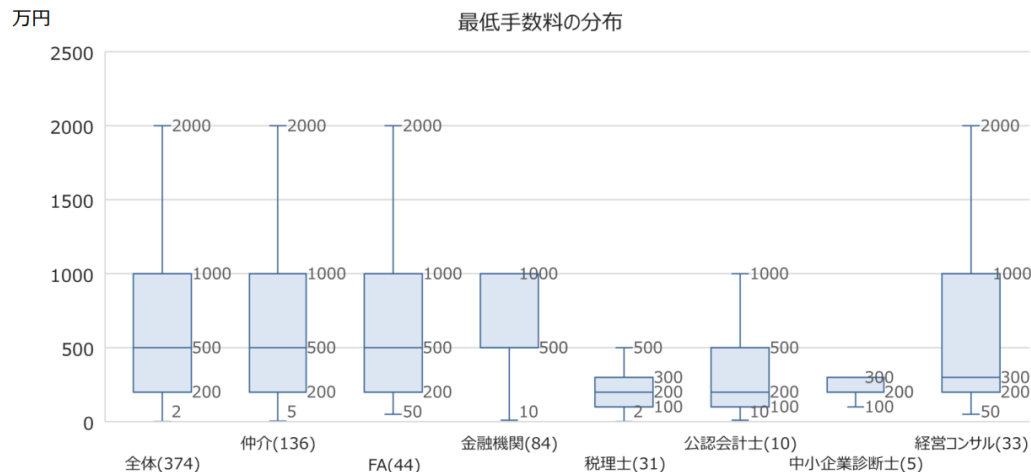


資料：経済産業省「企業活動基本調査」再編加工

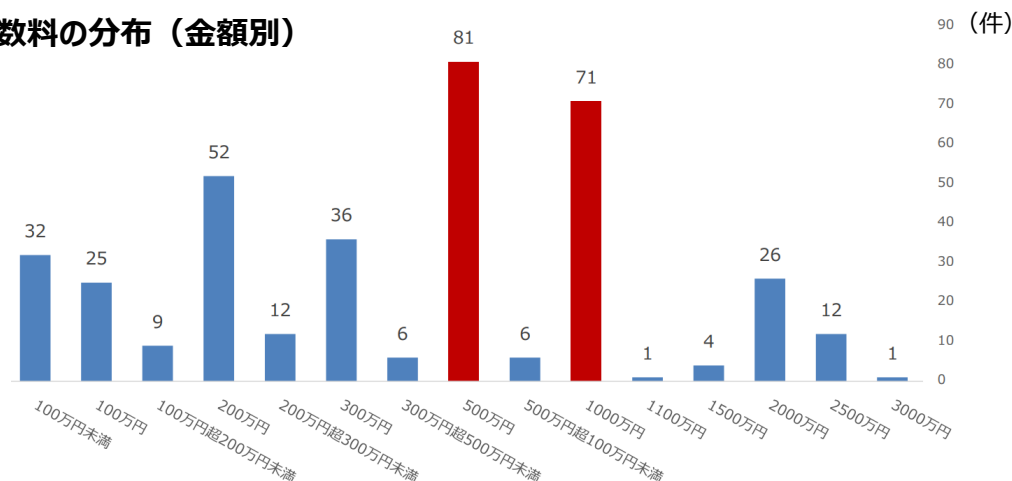
1. 2017年度と比較した、2021年度までの経常利益、労働生産性の変化率を見たもの。
2. 労働生産性 = 付加価値額 / 従業員数で計算している。
3. ここでいうM & Aの実施とは、「事業譲受」、「吸収合併」を実施した場合、及び「国内子会社」若しくは「海外子会社」を1社以上買収した場合をいう。
4. 2017年度時点において、中小企業基本法による中小企業の定義に該当する企業について集計している。

## 図2 最低手数料の分布（支援機関別、金額別）

### 最低手数料の分布（支援機関別）



### 最低手数料の分布（金額別）



資料：中小企業庁「手数料に関するアンケート調査」

(出所) 中小企業庁「中小企業の経営資源集約化等に関する検討会（第8回）資料1 M&A支援機関登録制度実績報告等について」（2023年3月16日）

1. M&A支援機関に登録しているFA・仲介業者2,823者のうち、実績報告のあった719者にアンケートを実施。（回答460者、回答率64%）
2. 最低手数料の分布（支援機関別）については、外れ値としてグラフ上に表示されていないが、最低手数料の最高額は3,000万円が1者、2,500万円の支援機関も12者存在している。

## 経営課題に立ち向かう小規模事業者

【テーマ⑮】小規模事業者の経営課題

【テーマ⑯】小規模事業者の売上げの確保

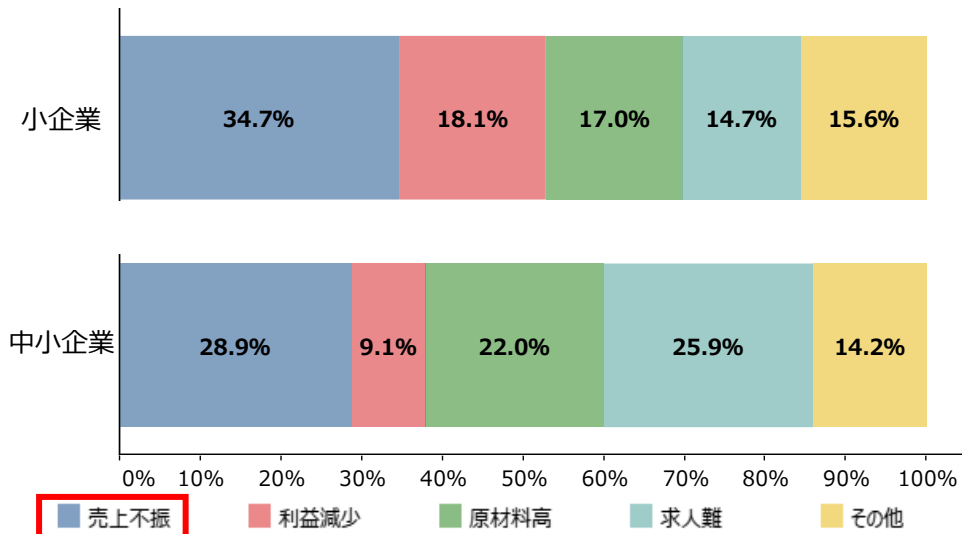
【テーマ⑰】起業・創業による新たな担い手

# 【テーマ⑮】小規模事業者の経営課題

- ① 小規模事業者は、中小企業と比べて売上不振の割合が高く、**厳しい経営環境にある。**
- ② 特に小規模事業者は**販路開拓や人手不足、資金繰り等の経営課題を重視**する傾向にあり、これらの課題に対応しながら、売上げを確保し事業を持続的に発展させていくことが重要。

図1 小規模事業者は中小企業に比べて売上不振の割合が高い

経営上の問題点（企業規模別、2023年10-12月）

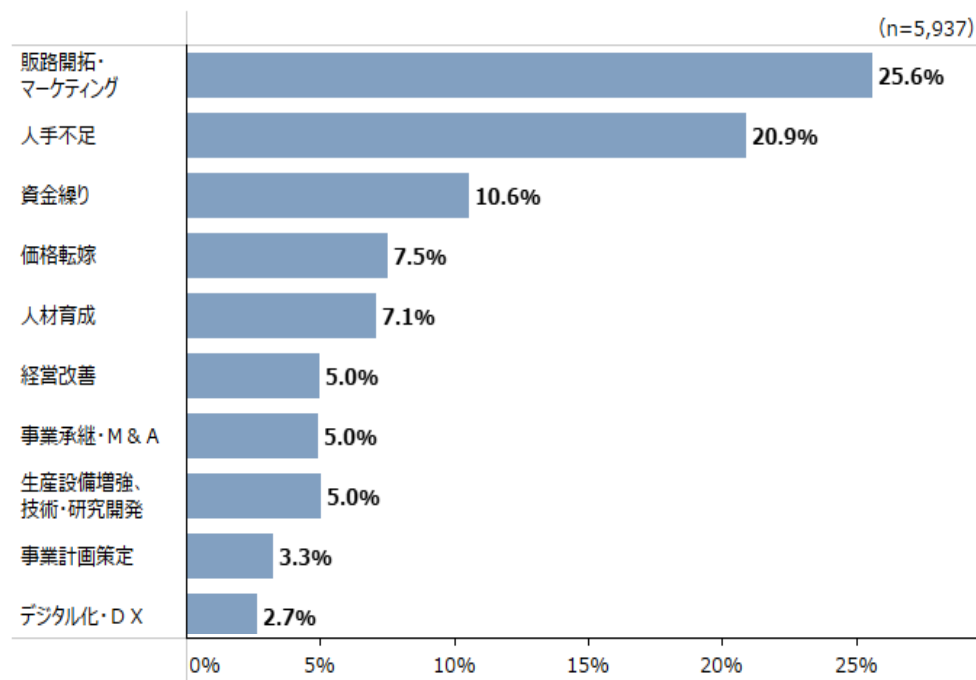


資料：(株)日本政策金融公庫総合研究所「全国中小企業動向調査（小企業編）」、「全国中小企業動向調査（中小企業編）」より中小企業庁作成

- (注) 1.ここでいう小企業とは、(株)日本政策金融公庫取引先のうち、原則として従業員20人未満の法人及び個人の事業者をいう。中小企業とは、(株)日本政策金融公庫取引先のうち、原則として従業員20人以上の企業をいう。
- 2.小企業における「その他」は、「設備老朽化等」、「代金回収条件の悪化」、「代金支払条件の悪化」、「借入難」、「その他」、「特に問題なし」を合計したものの。
- 3.中小企業における「売上不振」は、「売上・受注の停滞、減少」をいう。「利益減少」は、「製品安や値下げの要請」、「人件費や支払利息等の増加」を合計したものの。「その他」は、「生産能力の不足」、「合理化不足」、「代金回収の悪化」、「借入難」、「その他」を合計したものの。
- 4.小企業編（小企業）の有効回答数は5,888企業、回答率は58.9%。中小企業編（中小企業）の有効回答数は4,978社、回答率は39.6%。
- 5.小数点第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にならない。

図2 小規模事業者は、販路開拓・マーケティング、人手不足、資金繰り等の経営課題を重視

小規模事業者が重要と考える経営課題（上位10項目）



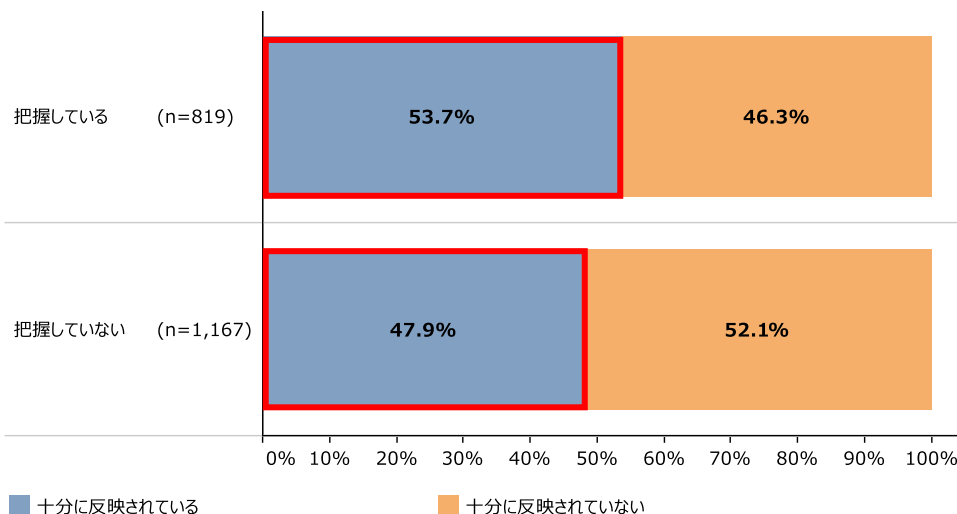
資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)「小規模事業者の事業活動に関する調査」（2023年12月）  
 (注)「特になし」を除く上位10項目を表示している。

# 【テーマ⑯】小規模事業者の売上げの確保

① コストを把握した適正な価格の設定や、顧客ターゲットの明確化を行った上で新規顧客の獲得に取り組むことで、売上高の増加につながることを期待される。

図1 コストを把握している事業者ほど、自社製品・サービスの優位性を価格に反映できている

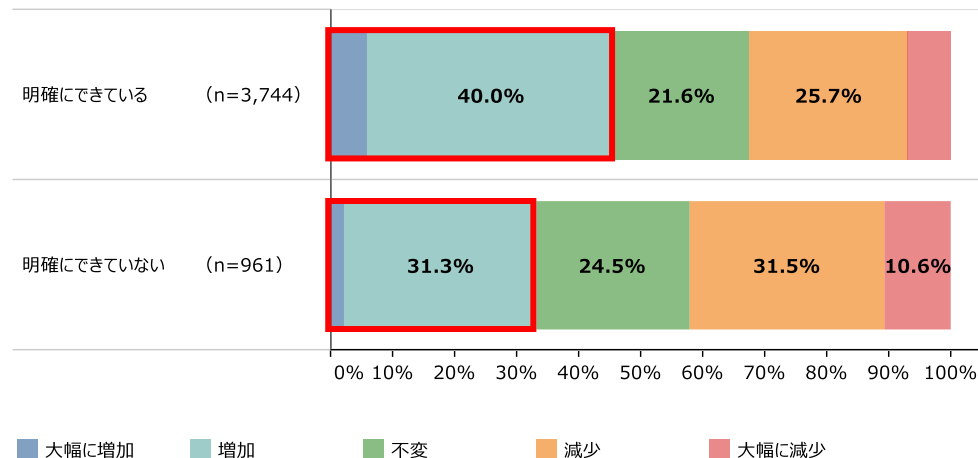
製品・サービスの優位性の価格反映状況  
(個々の製品・サービスごとのコスト把握状況別)



資料：(株)東京商工リサーチ「中小企業の付加価値向上に関するアンケート」  
(注) 1.競合他社と比較した際の自社の主な製品・サービスの優位性(総合評価)について、「大きく優位」又は「やや優位」と回答した企業に対して、優位性が価格に十分反映されているか聞いたもの。  
2.同調査は2019年11～12月にかけて、従業員5名以上の中小企業を対象に実施されたもの。

図2 顧客ターゲットの明確化を行っている事業者ほど、2023年の年間売上高が増加する見通し

2023年の年間売上高見通し  
(顧客ターゲットの明確化状況別、2019年比)



資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株)「小規模事業者の事業活動に関する調査」(2023年12月)

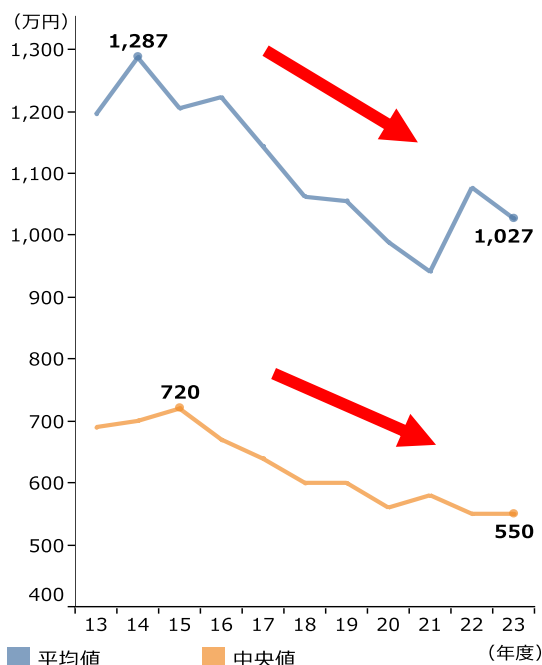
- (注) 1.2019年時点と比較した、2023年の年間売上高の見通しを確認したもの。  
2.ここでの「年間売上高」とは、1月から12月にかけての売上高の合計を指す。  
3.「2019年時点で事業を開始していない」と回答した事業者は除いている。  
4.ここでの「明確にできている」とは、顧客ターゲットの明確化の状況について、「十分明確にできている」、「ある程度明確にできている」と回答した事業者の合計を指す。ここでの「明確にできていない」とは、顧客ターゲットの明確化の状況について、「どちらともいえない」、「あまり明確にできていない」、「明確にできていない」と回答した事業者の合計を指す。  
5.販路開拓に向けた取組について、「取り組んでいない」と回答した事業者は除いている。

# 【テーマ⑰】起業・創業による新たな担い手

- ① 創業にチャレンジしやすい環境の中で、**起業・創業により新しい事業者が生まれ、新たな担い手が参入すること**も重要である。
- ② こうした新たな担い手の参入は、**労働生産性の向上につながる可能性**がある。

## 図1 開業費用の少額化が進んでいる

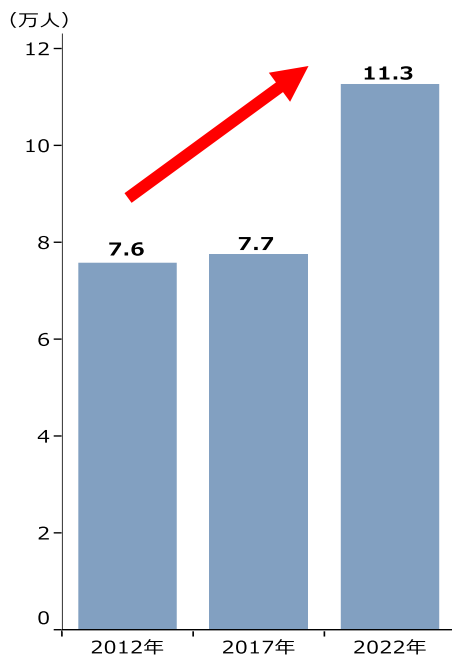
開業費用の平均値及び中央値の推移



資料：(株)日本政策金融公庫総合研究所「2023年度新規開業実態調査」  
 (注) 日本政策金融公庫国民生活事業が2022年4月から同年9月にかけて融資した企業のうち、融資時点で開業1年以内の企業7,032社(不動産賃貸業を除く)が対象。(回収率25.4%)

## 図2 29歳以下の起業者数は増加傾向

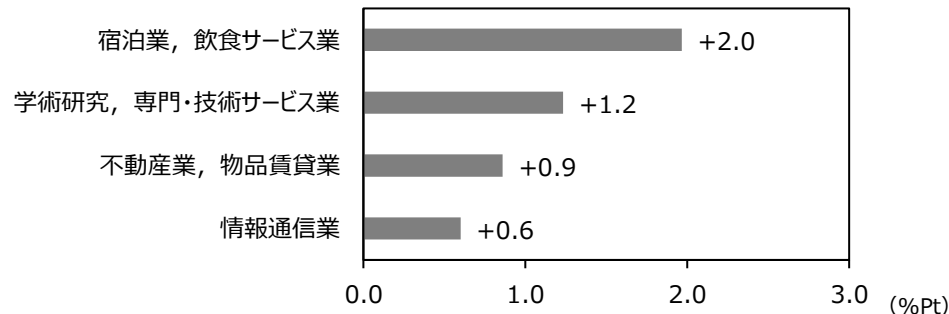
29歳以下の起業者数の推移



資料：総務省「就業構造基本調査」  
 (注) ここでの「起業者」とは、「自営業主」及び「会社などの役員」のうち、今の事業を自ら起こした者を指す。

## 図3 新規開業に占める構成比の変化

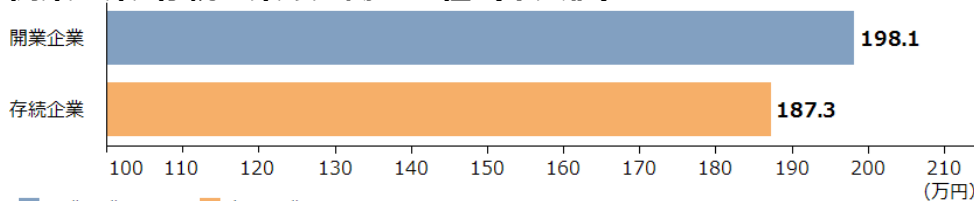
新規開業における業種別構成比の変化(上位4業種、2014~2022年度)



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」より中小企業庁作成  
 (注) ここでいう「新規開業」は、当該年度に雇用関係が新規に成立した新規適用事業所をいう。

## 図4 開業企業は存続企業と比較して労働生産性が高い傾向にある

開業企業・存続企業の労働生産性(中央値)



資料：総務省・経済産業省「平成28年、令和3年経済センサス活動調査」再編加工  
 (注) 1.ここでの「開業企業」とは、2021年に存在が確認できた企業のうち、2016年時点で存在が確認できなかった企業を指す。  
 2.ここでの「存続企業」とは、2016年と2021年の二時点で存在が確認できた企業を指す。

# 中小企業・小規模事業者を支える支援機関

【テーマ⑱】中小企業・小規模事業者を支える支援機関

# 【テーマ⑱】中小企業・小規模事業者を支える支援機関

- ① 支援機関の活用効果は高く、支援機関は地域の中小企業にとって重要な存在。
- ② 支援機関の活用が広がり、相談内容が高度化する中で、支援機関の人員不足や支援ノウハウ・知見の不足が顕在化。他の機関との連携も含め、支援体制の強化が必要。

図1 事業者の8割以上が、支援機関を「頻繁に活用している」、「ある程度活用している」と回答

事業者における支援機関の活用状況

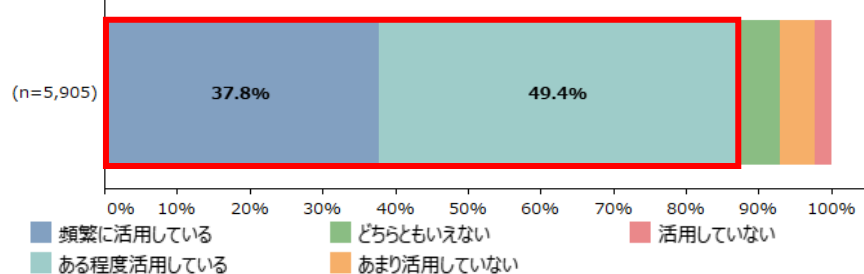


図2 支援機関を活用している事業者ほど利益は高い

2023年の営業利益の見通し（支援機関の活用状況別）

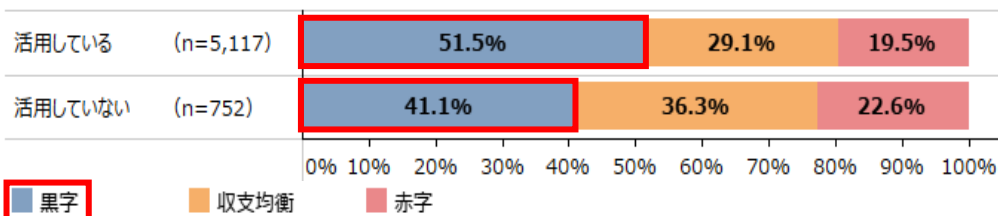


図3 「支援人員の不足」や「支援ノウハウ・知見の不足」が課題とされている

事業者に対して支援を行う際の課題（上位3項目）

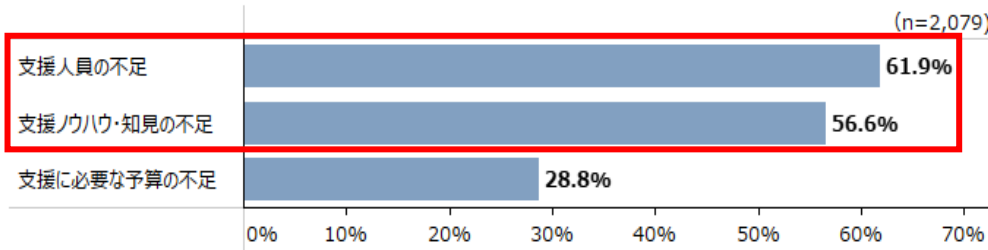
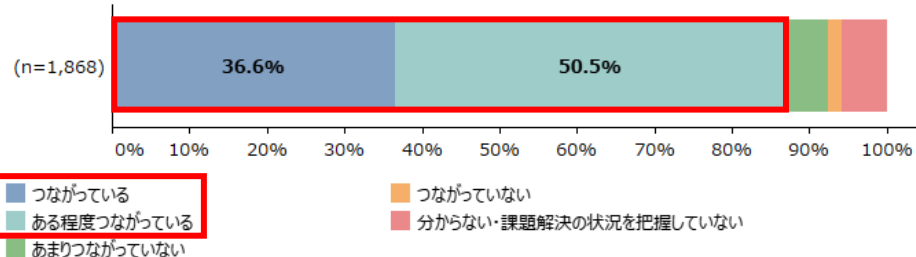


図4 支援機関の約9割が、他の支援機関との連携が経営課題の解決につながっていると回答

他機関との連携が経営課題全般の解決に与える効果



(図1、2) 資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「小規模事業者の事業活動に関する調査」（2023年12月）

(図3、4) 資料：EYストラテジー・アンド・コンサルティング（株）「中小企業支援機関の現状と課題に関する調査」（2023年12月）

(注) 1.ここでいう「支援機関」とは、商工会、商工会議所、よろず支援拠点、金融機関、税・法務関係士業、中小企業診断士、コンサルタント等の認定経営革新等支援機関等を指す。  
 2.図2について、ここでいう「活用している」とは、事業活動における支援機関の活用状況について、「頻繁に活用している」又は「ある程度活用している」と回答した事業者を指す。ここでいう「活用していない」とは、事業活動における支援機関の活用状況について、「どちらともいえない」、「あまり活用していない」又は「活用していない」と回答した事業者を指す。  
 3.図3について、複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

**2024年版  
中小企業白書・小規模企業白書  
参考事例集**

**令和6年5月  
中小企業庁**



## 参考事例集

【参考事例①】新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えた取組

【参考事例②】経営環境の変化に対応する取組

【参考事例③】事業承継と事業承継を支える取組

【参考事例④】省力化投資と人への投資の取組

【参考事例⑤】成長に向けた投資行動の取組

【参考事例⑥】売上げの確保と地域の経済・文化を支える取組

【参考事例⑦】支援機関の支援能力向上に向けた取組

## 【参考事例①】新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えた取組

### 休業を事業変革の機会と捉え、事業再構築を通じて黒字転換を実現した企業

#### 株式会社ホテル松本楼（群馬県渋川市）

- 株式会社ホテル松本楼は、同県中部の伊香保温泉で、温泉旅館の経営を行う企業。（資本金1,000万円、従業員数118名）
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による休業期間中も、**従業員の解雇や休職・減給は一切行わず**、従業員向けの多種多様な勉強会を実施し、接客スキル向上に注力。
- **感染拡大以降に生じた需要変化に目を付け、事業再構築補助金を活用**して地域内初のパン店「伊香保ベーカリー」を立ち上げ、**顧客ニーズに即した幅広い商品を展開して業績を拡大**。廃業ホテルを改修し、犬と宿泊できるホテルも開業。
- 全客室へのタブレット導入を行って個人向けサービスも強化し、従業員の負担軽減・勤務環境改善だけでなく、**顧客満足度向上やリピーター増加**に貢献。
- 事業の多角化が業績回復に寄与、現在では**総売上高が感染拡大前の水準まで回復、黒字転換を実現**。



松本光男社長とおかみの由起氏



伊香保ベーカリー

### 「ゼロゼロ融資」後の支援に取り組む支援機関

#### 岐阜県信用保証協会（岐阜県岐阜市）

- 岐阜県信用保証協会は、約2万4,000者が利用する信用保証協会。
- 「**民間ゼロゼロ融資**」の返済開始時期に向けて、2022年2月に「ポストコロナサポート室」を新設。**返済が始まる事業者に対し、訪問による経営支援に取り組んでいる**。
- 同会は、「経営者に腹を割って話してもらえる環境を整える」べく**金融機関との連携を重視**。2024年2月までに約1,600者を訪問した。「**オール協会体制**」を掲げ、職員の対話力や支援能力の向上に取り組みながら、同会のノウハウを集約し、**事業者に寄り添った支援**を行っている。

### ターゲティングにより売上増加を達成した企業

#### 珈琲ゆるりん（岐阜県岐阜市）

- 珈琲ゆるりんは、同市中心部の近隣で喫茶店等を営む事業者。（従業員数8名）
- **岐阜県よろず支援拠点の支援**を受けながら、既存の来店客の実態を調査し、現状を把握。40～50歳代の女性を**新たなターゲットとして明確に設定し、ターゲットを想定したメニューの拡充**に取り組むとともに、看板のデザイン変更や食器の刷新等を行った。
- 一連の取組の結果、ターゲット層の取り込みに成功し、集客力が向上。**感染症の感染拡大以降で売上増加**を達成し、感染症の影響を乗り越えた。

## 【参考事例②】経営環境の変化に対応する取組

### 「2024年問題」に向けた投資により、業務効率化や人材採用・定着の強化を実現した企業

#### 有限会社黒潮重機興業（宮城県多賀城市）

- ▶ 有限会社黒潮重機興業は、建設用の重機や資材の運搬サービスを専門に行う運送業の企業。（資本金3,000万円、従業員数18名）
- ▶ 2024年4月に運転手の時間外労働の上限規制の適用により、人手不足が深刻化するとされる「2024年問題」への対応を見据え、**独自の運行管理システム「KRSION（クロシオン）」を開発・導入**。全運転手がタブレットを活用し、GPS（全地球測位システム）による現在地確認や運行状況、搬送先の詳細情報の共有がリアルタイムで可能に。
- ▶ 配車効率の向上、運転手の業務や管理業務を一元化、**発注の即応力を高めたことで、大手顧客からの受注増と残業時間削減・人材採用・定着の強化を同時に実現**。
- ▶ また、同システムを全国の同業他社向けに外販するため、2024年にリリースを予定。



菅原隆太社長



タブレットを使う運転手

### 「脱炭素・廃棄物ゼロ」の取組で競争力を増す企業

#### 久保井塗装株式会社（埼玉県狭山市）

- ▶ 久保井塗装株式会社は、自動車部品、建築金物、航空宇宙部品等の工業塗装を手掛ける企業。（資本金5,300万円、従業員数20名）
- ▶ 揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制が求められる中、**環境負荷低減が競争力向上につながると考え、IoTを活用した高効率塗装技術の開発・実用化に成功**。
- ▶ **2035年までの脱炭素・廃棄物ゼロの実現**を目標に、再生可能エネルギーへの転換や、事業所内のエネルギー消費量を最小限に抑えるマネジメントシステム開発に取り組むなど、**ビジネスモデルの変革**を進めている。

### DXによる多角化経営で成長を続ける企業

#### グランド印刷株式会社（福岡県北九州市）

- ▶ グランド印刷株式会社は、シルクスクリーン印刷技術を基盤に、広告看板・サイン、壁紙などのデザイン・印刷を手掛ける企業。（資本金1,200万円、従業員数55名）
- ▶ 経営環境の変化を契機に、**ビジネスモデルの変革を進めるべくDXに着手**。情報の一元管理が可能となったことで、業務効率改善が進むとともに、**顧客データの蓄積・分析を通じて年間2～3件の新規事業創出が常態化**。
- ▶ 自社開発の基幹システムを活用して各事業を統合・連携する「**連邦多角化経営**」を掲げ、**新規事業で蓄積した販売データを更なる新規事業につなげる好循環を実現**。

## 【参考事例③】事業承継と事業承継を支える取組

早期から支援機関に相談し、M&Aを進めたことで、地域の伝統を守ることができた企業

### 株式会社山本味噌醸造場（新潟県上越市）

- 株式会社山本味噌醸造場は、味噌製造を手掛ける企業である。（資本金950万円、従業員数11名）
- 山本幹雄氏は、事業に従事する親族の高齢化や、後継者不在の状況から、地域の伝統の味を今後も守っていくことに不安を感じ、**47歳の時に事業承継を決意**。
- まず、**上越商工会議所に相談し、第三者承継を進め**、その後、マッチングの可能性を広げるため、新潟県事業承継・引継ぎ支援センターの勧めで、2022年4月にM&A総合支援プラットフォーム「BATONZ」へ登録。同年7月には株式会社PEAKSの金崎努社長と独占交渉に入った。
- 地域に密着した事業継続にこだわりを持つ山本氏と、既存事業の経営が確立された製造業者を求めていた金崎社長の意向が合致。**登録してから約1年後の2023年3月に成約に至った**。
- 成約後は、両者それぞれが専門性を持って取り組める業務分担とし、それぞれ力を発揮。**今後は、新しい商品や販売アプローチを取り入れつつ、地域の伝統の継続を目指す**。



味噌を醸造する工場の外観



地元名物の「雪ん子みそ」

## M&Aと経営統合の取組を通じ、成長する企業

### 長野テクトロングループ株式会社（長野県長野市）

- 長野テクトロングループは、主に入力装置の製造を手掛ける長野テクトロン株式会社を中核とする企業グループ。（資本金5,000万円、グループ計従業員数140名）
- 2023年9月現在で傘下のグループ企業は7社。今後も積極的なM&Aにより、**ニッチトップで独自のプロダクトを持った企業グループの形成を目指す**。
- 同社は経営統合に当たって、**頻繁に訪問して関係を深めつつ、買収先の経営方針を最大限尊重するという方針を貫く**。また、買収先の経営改善では、**グループ内の取引拡大など、売上げを高める支援を最優先**に取り組んでいる。

## 事業承継支援に取り組む地方公共団体

### 豊岡市（兵庫県）

- 豊岡市は、市内企業の**後継者不足による廃業が増加**する中、円滑な事業承継に向けて、より個別の事情に踏み込んだ事業承継支援に取り組む自治体。
- 同市は但馬信用金庫とココホレジャパン株式会社との間で三者間連携協定を締結、**事業を「継いでほしい人」の情報をWebサイト上に掲載し、「継ぎたい人」を全国から募集する「兵庫県豊岡市継業バンク」**を開設した。
- 2024年3月時点で**4件の事業承継が実現**。3者がそれぞれの強みをいかし、きめ細かな支援を行っている。

## 【参考事例④】省力化投資と人への投資の取組

### 積極的な省力化投資を図り、人手不足による生産制約の解消と、持続的な賃上げを実現した企業

#### 株式会社森清化工（東京都墨田区）

- ▶ 株式会社森清化工は、機械や配管で流体を密封するために使用されるゴム製部品「**Oリング**」を専業で製造する企業。（資本金5,000万円、従業員数150名）
- ▶ 製造技術者を中心に**人手不足が深刻化**する中、製造現場と販売管理の両面で積極的な設備投資を実施。**業務の標準化・自動化を進めて生産性の向上**を図るとともに、**勤務形態の多様化や賃上げ**を実施し、人材確保に向けて働きやすい職場環境づくりに取り組んできた。
- ▶ 同社では年間約2億個のOリングを生産し、品質保持のため全数検査において、**製品検査工程の約6割をカバーする自動検査装置**を導入。品質の安定化による製品の付加価値向上と同時に、**人手不足による生産制約を解消**。
- ▶ さらに、**EDIを活用した販売管理システム**にも投資。納期や製品在庫の管理、見積りや請求・納品書の作成といった属人化しやすい細かな販売管理業務を簡素化・標準化し、業務効率化・従業員への負荷軽減につなげている。



毛利栄希社長



多品種のOリング

### 従業員の技術力向上と自主性の醸成に取り組む企業

#### 株式会社九州電化（福岡県福岡市）

- ▶ 株式会社九州電化は、めっき加工を手掛ける企業。（資本金1,000万円、従業員数95名）
- ▶ 同社の強みは「現代の名工」を2名輩出した高度な技術力。そのような**高い技術力を維持・発展**させていくために、**人材育成**は同社において将来に向けた重要な命題。
- ▶ 基礎技術習得のために手動ラインを活用する「**めっき道場**」での育成、国家資格「電気めっき技能士」の取得に向けた**独自のe-ラーニング実施**などを行う。これらの取組が、従業員の**技術力の向上とモチベーションアップ**につながっている。

### 「人」への投資により人材を確保し、成長する企業

#### 二九精密機械工業株式会社（京都府京都市）

- ▶ 二九精密機械工業株式会社は、工業製品のコア機構部の開発と設計、製造を手掛ける企業。（資本金9,000万円、従業員数283名）
- ▶ 「**家庭が一番、仕事はその次！**」という理念の下、職場環境の整備を自社の大切な「人」への投資と捉え、従業員が「自分」を大切にできる職場づくりに取り組んだ。その結果、事業拡大とともにこの10年間で**従業員数は約3倍**に増加、**過去3年間の新卒定着率も約76%**と高水準を達成。
- ▶ 「事業の継続と発展には**若手人材の採用と育成**が重要である」と、若手人材の成長を自社の成長にもつなげている。

## 【参考事例⑤】成長に向けた投資行動の取組

### 買収先の早期収支改善とグループ人材の多様な活用を重視し、M&A・グループ化戦略で成長する企業

#### 磐栄ホールディングス株式会社（福島県いわき市）

- 磐栄ホールディングス株式会社は、物流事業を中核とした企業グループの持ち株会社。（資本金1,000万円、グループ計従業員数2,300名）
- 同社は、東日本大震災による危機を契機に、事業規模の拡大に乗り出した。2014年、金融機関の紹介で後継者不在の運送会社を買収したことを皮切りに、**同業種（物流業）のM&A**を積極的に進めるようになった。
- 同社は、**買収直後から、グループ企業の収支改善**に取り組むことを重視。まずは、**グループ企業への役員の派遣、間接部門の統合**などにより、経営の効率化・合理化を図り、**設備・拠点の共有や燃料・車両の共同購入によるコスト低減**などにより、早期の収支改善を実現してきた。
- 2023年度時点の**グループ企業数は63社**に上る。グループ規模の拡大により**グループ内で多様な人材を発掘、各人の経験や得意分野をいかしたグループ内横断的な人事配置や新規部署の立ち上げ**なども行い、成長を続ける。



村田裕之社長



グループ企業が保有する物流ビル

### グローバルニッチトップ志向で成長を実現した企業

#### 京西テクノス株式会社（東京都多摩市）

- 京西テクノス株式会社は、計測器・医療機器・通信機器など電子機器サービス、ネットワーク設計、構築、運用管理等を手掛ける企業。（資本金8,000万円、従業員数427名）
- **成長にはニッチ分野で勝ち抜くことが重要**と考え、自社の業界を分析し、メーカー横断的な修理等の**ワンストップ対応**に活路を見いだした。成長に向けた長期経営構想の下、人材育成、M&A、資金調達等に取り組んでいる。
- 成長の実績が更なる成長につながっており、**新たな技術を活用した省力化や、地域貢献の拡大**にも取り組んでいる。

### エクイティ・ファイナンスを活用し、成長する企業

#### 株式会社大都（大阪府大阪市）

- 株式会社大都は、DIY用工具等のECプラットフォームを展開する企業。（資本金5,000万円、従業員数27名）
- 同社は老舗工具問屋であったが、経営改善を図るべく**付加価値の出しにくい卸売業から全面撤退し、EC販売に転換**。
- **スピード感を持って事業拡大を進めていくため、大規模な資金調達を検討**。ガバナンスの構築と事業計画の洗練を進め、株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズなどを引受先とする、出資を受けるに至った。
- 調達資金を活用し、経営人材の確保とECプラットフォームを構築。**2017年に約38億円だった売上高は、2022年には約71億円に増加、飛躍的な成長を実現**。

## 【参考事例⑥ – 1】売上げの確保と地域の経済・文化を支える取組

### 製品の原価を把握しながら、価格設定を見直すことで収益改善を果たした企業

#### LEATHER WORK MAKE（沖縄県北谷町）

- LEATHER WORK MAKEは、皮革製品の製造・販売を行う事業者。（従業員数3名）
- 受注が順調に入る一方で、利益は赤字であり、事業継続に必要な運転資金が減少する状況にあった。
- **沖縄県よろず支援拠点の支援**を受けた際、原材料費に利益を乗せただけで、製品価格を設定しており、人件費や水道・光熱費等の製造にかかる費用を考慮していないことが課題と判明。
- よろず支援拠点の助言を受け、製品を作る際にかかった時間や費用を製造工程ごとに計測し、**製品の原価を把握**した上で、十分な利益を確保できるよう価格設定の見直しを図った。また、その**根拠を顧客に明示できるよう工夫**した。
- 商品単価は上がったものの、その根拠を適切に示したことで、顧客数への影響なく、**収益の改善を果たすことに成功した**。



山城良太氏



LEATHER WORK MAKEの皮革製品

### 住民の買い物需要に応えるなど、地域を支える企業

#### せちばるストアー（長崎県佐世保市）

- せちばるストアーは、地元の生鮮食品や総菜を主力商品とする食料品店を営む事業者。（従業員数6名）
- 佐世保市世知原町の中心部にあった食料品店の閉店を受け、**地域内に「買い物難民」が発生することを防ぐべく**、同店に野菜を卸していた西山寛子氏と、総菜を卸していた山本照江氏が共同経営者として、**佐世保市北部商工会の支援を受け、立ち上げた**。
- **地域に食料品店を存続させ、住民の買い物需要に応えることにつながっている**ほか、雇用創出、生産者の出荷先、住民の寄り合い所として地域を支える存在となっている。

### 地域の伝統文化の発信と、事業発展に取り組む企業

#### 株式会社京屋染物店（岩手県一関市）

- 株式会社京屋染物店は、1918年創業、祭り関連製品を取り扱う企業。（資本金500万円、従業員数13名）
- 半纏（はんてん）や浴衣などの**祭り商品が主な収入源であり売上げの季節変動が大きい**という課題を抱えていた。
- そこで、同社の蜂谷悠介社長は**伝統技術をいかし**、フランスの靴ブランド「コーランクル」やアウトドアメーカーの「スノーピーク」など、**他企業とのコラボによる新商品開発を実現**。
- 取組の結果、蜂谷社長就任時（2010年）と比較し、売上高は3倍に増加。今後も、**伝統文化の発信と、更なる事業発展を目指して取り組む方針**である。

## 【参考事例⑥ – 2】地域の経済・文化を支える取組

### 環境変化に対応し新たな書店の姿を模索する企業

#### 株式会社啓林堂書店（奈良県大和郡山市）

- 株式会社啓林堂書店は、「啓林堂書店」を中心として、奈良県内に5店舗の書店を運営する企業。
- 1974年の創業以来、同社は地域に根ざした書店として、文化拠点の役割を担ってきた。しかし、デジタル化が進展していく中で、3代目の林田幸一社長は「**本を買う場所にとどまらない書店の在り方**」が今後求められるようになって考え、2022年には**事業再構築補助金等**を活用しながら新規事業に取り組むなど、新たな書店の姿を模索し始めた。
- 2023年12月、同社は「何にもとらわれず読書を純粋に楽しめる空間」として、既存店舗を改装し**カフェ等を併設した「書院」**を開業。**落ち着いた環境で本を読むことそのものを心静かに楽しむ時間**を提供している。
- 書店が次々と閉店する現状に対し、今後も**本を中心に据えた新しい形**をつくり、書店の未来に少しでも明るい兆しを感じられるよう取り組んでいく。



心赴くままに本と過ごす場所「書院」



出所：啓林堂書店 (<https://www.books-keirindo.co.jp/%e5%a5%88%e8%89%af%e5%ba%97/992558/>)

### 地震の被害を乗り越え教科書販売を行う企業

#### 有限会社いろは書店（石川県珠洲市）

- 有限会社いろは書店は、同市で唯一、一般書を扱う「いろは書店」を運営する企業である。
- 1949年の創業以来、地域密着型の書店として、**同市の文化拠点**としての機能を果たしてきた。
- 2024年1月、**能登半島地震の被害**を受け、「いろは書店」店舗の1階部分が倒壊した。約1万冊の書籍が下敷きとなり、営業ができない状態に陥った。
- しかし、**教科書が必要な時期に営業を再開しなければならないとの使命感**から、知人のテナントを借りて同年3月下旬には**教科書販売に絞って営業を再開**。教科書以外も含めた「本屋」としては、同年4月の再開を目指した上で、2025年夏頃までの本格復旧を目指す考えだ。  
(2024年3月29日時点)



被災した旧店舗の外観



店主の八木久氏と仮店舗の外観



## 【参考事例⑦】支援機関の支援能力向上に向けた取組

### 支援能力向上と支援機関同士の連携を図り、多様な課題に対応する支援機関

#### 石川方部商工会広域連携協議会（福島県）

- 石川方部商工会広域連携協議会は、福島県石川郡の五つの商工会で構成されている。
- 同会の藤田達夫主任広域経営指導員は、事業者からの相談内容が多様化する中、組織としての支援能力の底上げや支援体制の強化が必要と考えていた。
- 2020年には、**経営指導員の業務を補助する経営支援員を対象とした研修**を実施。事業者の課題の把握につながる「対話と傾聴」や持続化補助金の相談・申請業務に関するスキル等を学んでもらったことで、**経営支援員の能力向上**が図られた他、**経営指導員がより高度な支援に集中**できるようになった。
- また、**外部の専門家とのネットワーク構築**にも注力。専門家と協議会の職員がチームを組み、**事業者に対して必要な支援を円滑に届けられる体制**を整えている。



藤田達夫主任広域経営指導員



研修会の様子

### 現場の支援機関の支援能力向上を支える広域機関

#### 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会（埼玉県）

- 一般社団法人埼玉県商工会議所連合会は、埼玉県内の事業者に対する経営面の支援活動を行う商工会議所の広域機関として、県内の広域課題や各商工団体が抱える困難案件の解決と職員の育成を実施している。
- **同会は、所属の広域指導員を中心として、県内の商工会議所を跨ぐ横断的なコーディネート**に取り組んでいることが特長。現場の商工会議所による支援先訪問に、**同会の広域指導員も同行**するなど、**実務を通じたノウハウの共有**等が、地域全体の**支援能力の向上**につながっている。

### 支援能力向上に外部研修を活用する支援機関

#### 土浦商工会議所（茨城県）

- 土浦商工会議所は、経営相談を始め、講習会や各種イベントなど、地域経済の発展に取り組む支援機関。
- **一定以上の規模の企業支援へのノウハウが乏しい**という課題に対し、2022年に関東経済産業局が開始した**「OJT事業」**を活用。経営指導員らは課題設定型支援の手法を実践的に学んだ。
- 事業終了後には、関東経済産業局、茨城県よろず支援拠点巻き込み、課題設定型支援の手法を学ぶグループワークを取り入れた**県内経営指導員研修カリキュラムを刷新**、更なる**支援能力の向上**に取り組んでいる。



令和6年9月25日版

※予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版を御確認ください。

# - 中小企業等経営強化法 - 事業継続力強化計画 認定制度の概要

## 目次

P1・・・制度概要

P2・・・制度活用の流れ

P3・・・申請に必要な書類

P4・・・金融支援について

P5・・・中小企業防災・減災投資促進税制について

P6・・・予算事業による措置等

P7・・・計画策定による損害保険料等の割引

P9・・・支援策、お問い合わせについて

※事業継続力強化計画の審査の標準処理期間は**45日**です。余裕を持って申請ください。

# 制度概要

「事業継続力強化計画」（以下、「計画」）とは、中小企業が自社の災害リスク等を認識し、防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、現在及び将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業は、防災・減災設備に対する税制措置、低利融資、補助金の加算措置等を受けることができます。

## 【計画認定のスキーム】

中小企業・小規模事業者

{ 連携して計画を実施する場合：  
大企業や経済団体等の連携者 }

①計画を策定し申請 ↓ ↑ ②認定

経済産業大臣  
(地方経済産業局)

## 認定を受けた企業に対する支援策

- ロゴマークの活用  
(HPや名刺等で認定のPRが可能)
- 低利融資等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金の加算措置
- 中小企業庁HPでの認定企業公表



## 認定を受けられる「中小企業者の規模」

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	又は 常時使用する従業員の数
製造業その他*	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業**	3億円以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下
	旅館業	5千万円以下

\* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します

\*\* 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

## 「中小企業者」に該当する法人形態等について

企業組合、協業組合、事業協同組合等についても、下記に該当する者は認定を受けることができます。

- ① 個人事業主
- ② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）
- ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

※税制措置の対象となる企業は、認定を受けられる対象企業の全てではありませんので、注意が必要です（詳細はP5を参照）。

# 制度活用の流れ

## 1. 制度の利用を検討／事前確認・準備

金融支援、税制措置を受ける場合には、関係機関（日本政策金融公庫、信用保証協会等）の審査が必要になりますので適用対象者の要件や手続き等を事前に確認することをお勧めします。  
※金融支援、税制優遇についてはP4～P5をご参照ください。

## 2. 計画の策定

①「単独型」「連携型」のどちらを提出するのかが判断いただきます。

※自社のみの場合は「単独型」、複数事業者間で連携して計画する場合は「連携型」となります。

②「基本方針」、「作成指針」及び「策定の手引き」を参照しながら事業継続力強化計画を作成してください。

※基本方針、作成指針、策定の手引き（中小企業庁HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html>

## 3. 計画の申請・認定

①「単独型」「連携型」とともに下記「事業継続力強化計画電子申請システム」から申請ください。

事業継続力強化計画電子システム：<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

・単独型

新規申請操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/resource/manual>

変更申請操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/resource/manualChange>

・連携型

連携新規申請操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/mypage/resource/manualRenkei>

連携変更申請操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/mypage/resource/manualChangeRenkei>

※令和6年4月からは、原則電子申請のみとなります。

②認定を受けた場合、認定通知書が交付されます。（審査の標準処理期間は**45日**です。）

※認定事業者は、中小企業庁HPに事業者名等が公表されますので、ご了承ください。

申請先		住所	電話番号	担当都道府県
北海道経済産業局	中小企業課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783	北海道
東北経済産業局	中小企業課	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(B棟)	022-221-4922	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局	中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0394	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局	経営支援課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0521	愛知、岐阜、三重、富山、石川
近畿経済産業局	経営力向上室	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6119	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局	中小企業課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5653	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局	産業振興課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8566	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局	復興・事業継続推進室	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5561	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局	中小企業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1755	沖縄

## 4. 計画の開始、取組の実行

認定計画の取組を実行していただきます。

# 申請に必要な書類

## 事業継続力強化計画の申請について

新規申請、変更申請共に「事業継続力強化計画電子申請システム」から電子申請ください。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html>

(電子申請システム) <https://www.keizokuryoku.go.jp/>

○新規申請用操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/resource/manual>

○変更申請用操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/resource/manualChange>

○連携新規申請操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/mypage/resource/manualRenkei>

○連携変更申請操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/mypage/resource/manualChangeRenkei>

※審査の標準処理期間は**45日**です。

※申請には、G BizIDアカウント(gBizIDプライムもしくはgBizIDメンバー)が必要となります。

※G BizIDアカウントの取得には原則2週間程度かかりますので、計画的な取得をお願いします。

※既に認定を受けた計画の実施期間満了後における2回目以降の認定のための申請を行う場合には、**電子申請システムから「新規申請(2回目以降)」を選択し、直近の計画に関する「実施状況報告」が必要**となります。また、直近の申請が紙による申請の場合は、**直近の「事業継続力強化計画認定書」の写しと「事業継続力強化計画書の写し」が添付書類として必要**です。

## 連携事業継続力強化計画の申請について

連携申請については、**電子申請用様式**に記入し、添付書類としてアップロードが必要です。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html#renkei>

### <新規申請>

(単独型・連携型共通)

- ① 申請書
- ② チェックシート
- ③ BCP等の参考書類がある場合は、その書類  
(連携型のみ)
- ④ 連携者に大企業がいれば、当該企業の同意書
- ⑤ 既に連携企業間での協定書が有る場合は協定書の写し

### <2回目以降の申請の場合>

(単独型・連携型共通)

上記①～⑤に加え、

- ⑥ 実施状況報告書
- ⑦ 直近の「(連携)事業継続力強化計画認定書」
- ⑧ 直近の「(連携)事業継続力強化計画」(直近が紙で申請の場合は、認定後返送されたもののコピー)

### <変更申請>

(単独型・連携型共通)

- ① 実施状況報告書
- ② 変更申請書(認定計画を修正する形で作成してください。変更・追加部分について変更点分かりやすいように下線を引いてください。)
- ③ チェックシート
- ④ 変更前の「(連携)事業継続力強化計画認定書」
- ⑤ 変更前の「(連携)事業継続力強化計画」(直近が紙で申請の場合は、認定後返送されたもののコピー)  
(連携型のみ)
- ⑥ (新たに参加する大企業がいる場合)当該企業の同意書

※資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、中小企業等経営強化法第56条第3項又は第58条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、申請不要です。

# 金融支援について

## 各種金融支援の概要

### ① 日本政策金融公庫による低利融資（BCP資金）

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができます。（融資のご利用にあたっては、別途日本政策金融公庫の審査が必要となります。）

#### 貸付金利

設備資金について、基準利率から0.9%引下げ（運転資金については基準利率）  
（※1）信用リスク・貸付期間などに応じて所定の利率が適用されます。

#### 貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円（※2）  
（※2）設備資金において、0.9%の引下げが適用となるのは、貸付限度額のうち4億円までです。

#### 貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

### ② 中小企業信用保険法の特例

中小企業者は、事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大が受けられます。

#### 保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒4億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	

### ③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

事業継続力強化計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も事業継続力強化計画の実行にあたり、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

### ④ 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット

事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者（国内親会社）の海外支店又は海外子会社が、日本政策金融公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本政策金融公庫による債務の保証を受けることが出来ます。

○保証限度額：1法人あたり最大4億5,000万円 ○融資期間：1～5年

## 適用対象者

事業継続力強化計画または連携事業継続力強化計画の認定を取得した中小企業者が対象となります。

（①及び②の普通保険、無担保保険については中小企業者と共に連携事業継続力強化計画に係る取組を行う中堅企業者※も法で定める者に限り対象となります。詳細は以下、問い合わせ窓口にお問い合わせください。）

※資本金の額が10億円以下または従業員数2,000人以下の法人

## 適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、事業継続力強化計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。※①～④の番号は上記の各種金融支援番号と一致。

番号	機関の名称/問い合わせ窓口	電話
①④	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120-154-505
①	沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班	098-941-1785
②	(一社) 全国信用保証協会連合会 各都道府県の信用保証協会	03-6823-1200 各都道府県の信用保証協会
③	東京中小企業投資育成株式会社 (新潟・長野・静岡以东の18都道府県に本社を置いている企業)	03-5469-1811 (代)
	名古屋中小企業投資育成株式会社 (愛知・岐阜・三重・富山・石川の5件に本社を置いている企業)	052-581-9541 (代)
	大阪中小企業投資育成株式会社 (福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業)	06-6459-1700 (代) (九州支社：092-724-0651)

# 中小企業防災・減災投資促進税制について

## 制度の概要

中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却）では、青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和7年3月31日までの間（以下「認定対象期間」といいます。）に、中小企業等経営強化法（以下「法」といいます。）第56条第1項又は法第58条第1項の認定を受けた中小企業者（同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者）が、**その認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に**、その認定に係る法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画又は法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画（法第57条第1項又は法第59条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却18%（令和7年4月1日以後に取得等をする対象設備は特別償却16%）が適用できます。

## 適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等（注）で、認定対象期間内に法第56条第1項又は第58条第1項の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者です。

（注）中小企業者等とは

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

※ただし、以下の法人は対象外

①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

③他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人

イ 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち①及び②に掲げる法人以外の法人

ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

④適用除外事業者（前3事業年度の平均所得金額が1.5億円超の法人）又は通算制度における適用除外事業者

➢ 事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合

➢ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

## 適用対象期間

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで。

※認定対象期間内に事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けることが必要です。

※適用対象期間内に対象設備を取得又は製作若しくは建設し、事業の用に供することが必要です。

## 対象設備

中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第29条の規定に基づき、自然災害（「器具及び備品」については、自然災害又は感染症）の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（※） (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品（※） (30万円以上)	自然災害：全ての設備 感染症：サーモグラフィ装置 (同等に、感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げるために取得等をするものに限る。）、防水シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げるための架台で、資金的支出により取得等をするものを含む。

## 適用手続

(1) 事業継続力強化計画の認定を受けた後、設備の取得及び事業の用に供してください。

(2) **税務申告の際は、「対象設備の償却限度額の計算明細書の添付」が必要**となります。

※認定通知書及び認定を受けた計画の写しについても、税務調査等の際に必要となりますので、大切に保管してください

※本税制の適用にあたっては、税理士又は最寄りの税務署等にお問合せください

# 予算事業等による措置等

計画の認定事業者は、以下予算事業において、加点措置を受けることが出来ます。また、被災した場合における復旧等の費用を補助する予算事業の申請の際には、本計画の認定が求められます。

詳細は各種予算事業のHP等を御覧下さい。

事業名	予算概要	補助率等	措置概要	担当部署	詳細URL
ものづくり補助金	中小企業等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援。	補助率：1/2又は2/3  補助上限； 750万円～5,000万円 ※補助上限や補助率は申請枠・類型や従業員数等によって異なる。	加点	中小企業庁 経営支援部 技術・経営 革新課	<a href="https://portal.monodukuri-hoio.jp/">https://portal.monodukuri-hoio.jp/</a>
事業再構築補助金 (サプライチェーン型強靱化枠)	海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化等に資する取組を行う中小企業等を支援。	補助率：中堅企業1/3 中小企業1/2  補助上限；最大5億円 (建物費を含まない場合は3億円)	加点	経済産業省 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課	<a href="https://iigyouseisakouchiku.go.jp/">https://iigyouseisakouchiku.go.jp/</a>
IT導入補助金 (セキュリティ対策推進枠)	中小企業等が、サイバー攻撃被害による潜在的な生産性低下を防ぐためにサイバーセキュリティ対策を強化するITツールの導入を支援。	補助率：1/2以内  補助額；5～100万円	加点	商務情報政策局 サイバーセキュリティ課	<a href="https://it-shien.sMRI.go.jp/applicant/subsidy/security/">https://it-shien.sMRI.go.jp/applicant/subsidy/security/</a>
事業承継・引継ぎ補助金 (経営革新事業・専門家活用事業)	事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援。	<経営革新事業> 補助率：2/3又は1/2  補助上限；600万円以内 ※一定の賃上げを実施する場合は補助上限を800万円に引き上げ  <専門家活用事業> 補助率：2/3又は1/2  補助上限；600万円以内	加点	中小企業庁 事業環境部 財務課	<a href="https://ish.go.jp/">https://ish.go.jp/</a>
地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金 (災害活用)	被災小規模事業者等の設備の復旧等に要する経費を補助。	補助率：3/4以内で自治体が設定  補助上限；自治体が設定	必須要件 (補助金申請の際に必須)	中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課	-
グループ補助金/なりわい再建支援補助金	被災事業者等の設備復旧等の費用を補助。	補助率：3/4、定額  補助上限；15億円以内	必須要件 (補助金申請の際に必須)	中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課	-



# 計画策定による損害保険料等の割引①

事業継続力強化計画の認定を取得した事業者のリスク実態に応じて、損害保険会社等では、保険料等の割引を行い、中小企業の事業継続力の強化を後押ししています。

詳細は各商品のHP等を御覧下さい。

(2024年9月現在)

事業名	対象商品	商品概要	措置概要
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	<a href="#">タフビズ事業活動総合保険</a>	建物や設備・什器等に生じた損害に加え、事故や災害による休業時の損失等を補償します。事故発生前から営業再開まで事業活動をトータルでバックアップします。	認定事業者等において、物件の規模や過去の保険金支払い実績等の一定の要件を満たす場合に、リスク実態に応じて保険料の割引を個別に検討します。  保険契約締結日時点で、認定事業者等において、優良事業者として保険料を割引します。
	<a href="#">タフビズ業務災害補償保険</a>	業務従事者の業務に起因するケガや病気により事業者が支出する費用を補償します。	
	<a href="#">タフビズ工事補償保険</a>	請負工事中の「もの損害」リスクに対して、1証券でしっかりと備えることができる保険です。	
	<a href="#">タフビズ賠償総合保険</a>	記名被保険者（建設業・販売業・製造業・サービス業）の事業の遂行によって生じた偶然な事故に起因する、対人・対物事故等による賠償損害や費用を包括的に補償する商品です。	
AIG損害保険株式会社	<a href="#">企業財産保険（プロパティガード）</a>	事業者の皆様の財産についてさまざまなリスクに対する補償を提供します。	認定事業者等に対し、リスク実態（過去の保険金支払い実績や、リスク管理体制等）に応じて保険料の割引を個別に検討します。
	<a href="#">業務災害総合保険（ハイパー任意労災）</a>	万一の労災事故発生時に、従業員への見舞金として、入院補償・死亡補償などを提供します。 事業者の訴訟対策として、弁護士費用や損害賠償責任も補償します。	
	<a href="#">事業賠償・費用総合保険（ALL STARS）</a>	国内賠償、海外賠償、生産物品質補償を、一度の手続きで契約可能な保険商品です。 日々変化する時代の多様化するリスクに応じた、カスタムメイドの補償をワンストップで提供します。	
共栄火災海上保険株式会社	<a href="#">ビジまる（企業財産補償特約付普通火災保険）</a>	店舗、事務所、作業所等の建物やその収容動産、屋外設備等について、火災のほか、自然災害や不測かつ突発的な事故、電氣的・機械的事故等による損害を補償します。	認定事業者等に対して、リスク判断（過去の保険金支払い実績、リスク管理の条件等）に基づいた保険料の割引を個別に検討します。
	<a href="#">商売の達人（企業総合賠償責任保険）</a>	事業活動に関する賠償リスクに起因する事故により他人の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合に備える保険です。	
損害保険ジャパン株式会社	<a href="#">ビジネスマスター・プラス</a>	事業活動をとりまく様々なリスクに対して、1つの保険でまとめて補償できます。	認定事業者等に対して、リスク判断（過去の保険金支払い実績、リスク管理の条件等）に基づいた保険料の割引を個別に検討します。
	<a href="#">企業総合補償保険</a>	建物や設備等の財物の損害から、休業による利益の減少まで、リスクをまとめて補償できます。	

## 計画策定による損害保険料等の割引②

事業継続力強化計画の認定を取得した事業者のリスク実態に応じて、損害保険会社等では、保険料等の割引を行い、中小企業の事業継続力の強化を後押ししています。

詳細は各商品のHP等を御覧下さい。

(2024年9月現在)

事業名	対象商品	商品概要	措置概要
大同火災海上 保険株式会社	<a href="#">DAYJ-PRO! 賠償総合保険</a>	事業活動を取り巻く様々な賠償リスクに備える保険です。	認定事業者等に対し、リスク実態（過去の保険金支払い実績やリスク管理態勢等）に応じた保険料の割引を個別に検討します。
Chubb 損害保険 株式会社	<a href="#">業務災害安心総合保 険（GPA Pro）</a>	企業の役員、従業員の業務中における労災事故や病気の補償を包括的に1保険証券で契約できます。 労災・企業防衛リスクだけでなく治療と仕事の両立支援のサポートに役立つ業務災害安心総合保険です。	地震や津波等における従業員の安否を確認する、安否確認システムやストレスチェックサービス、健康に関する付帯サービスも充実しています。 企業の安全管理等の内容に応じて保険料設計を個別に検討します。
	<a href="#">企業財産総合保 険（Property Pro Advance）</a>	法人が所有する物件をまとめて1証券で契約し、様々な災害に備え、合理的なプランが選択できる法人向け火災保険です。	認定事業者等に対して、リスク実態（防火設備、防火管理・訓練等による新体制の構築等）に応じて保険料設計を個別に検討します。
東京海上日動 火災保険 株式会社	<a href="#">超ビジネス保険（事 業活動包括保険）</a>	事業を取り巻く様々なリスクを1つの保険でまとめて補償します。	認定事業者等に対し、リスク実態（過去の保険金支払い実績やリスク管理態勢等）に応じた保険料の割引を個別に検討します。
日新火災海上 保険株式会社	<a href="#">ビジネスプロパティ （企業財産総合保 険）</a>	事業活動を取り巻くさまざまなリスクをカバーします。選べる補償で最適な保険を設計できます。	認定事業者等に対し、リスク実態（過去の保険金支払い実績やリスク管理態勢等）に応じた保険料の割引を個別に検討します。
	<a href="#">ビジサボ（統合賠償 責任保険）</a>	お客さまの事業活動に関わる様々な賠償リスクをまとめて補償します。	
	<a href="#">労災あんしん保険 （業務災害総合保 険）</a>	従業員の方の業務上のケガ・病気に備える保険です。	
	<a href="#">工事の保険（工事の 保険特約付帯建設工 事保険）</a>	工事の際に発生した事故による建築資材等の損害を補償します。	
三井住友海上 火災保険 株式会社	<a href="#">ビジネスキーパー （事業活動総合保 険）</a>	事業活動をとりまくさまざまなリスクに備える火災保険です。	認定事業者等に対し、リスク実態（過去の保険金支払い実績やリスク管理態勢等）に応じた保険料の割引を個別に検討します。
	<a href="#">ビジネスJネクスト （業務災害補償保 険）</a>	事業活動にかかわる従業員のケガなどの様々なリスクに備える保険です。	認定事業者等に対し、保険料の割引を適用します。
	<a href="#">ビジネスプロテク ター（企業総合賠償 責任保険）</a>	事業活動にかかわる損害賠償などのリスクを包括的に補償する保険です。	
全日本火災 共済協同組合 連合会	<a href="#">普通火災共済</a>	店舗、事務所、作業所等の建物や収容されている動産について、火災・風・ひょう・雪災などで生じた損害を補償します。	認定事業者等に対して、物件の規模やリスク管理体制などの一定の条件を満たす場合に、リスク実態に応じた共済掛金の割引を個別に検討します。
	<a href="#">総合火災共済</a>		
	<a href="#">新総合火災共済</a>		

# 計画策定支援、お問い合わせについて

中小機構では、感染症や自然災害の発生時にも事業を継続できる力を強化するため、事前対策の重要性や具体的な方法に関する普及啓発や専門家派遣による計画の策定の支援を実施しています。



◎詳しくはこちらをご覧ください。

<https://kyoujinnka.smri.go.jp/> (中小機構強靱化ポータルサイト)

## 理解する

### 関連情報の発信

特設サイト等を通じて、自然災害や感染症の発生時やサイバー攻撃時等における事業の継続に関するノウハウや支援施策の情報等をお伝えします。

### セミナー・シンポジウム

事前の計画策定の重要性、事業継続力強化計画の制度等について学ぶためのセミナーを開催します。また、危機を経験した経営者やリスク管理の専門家などを招いて、台風や水害、地震といった緊急事態を乗り越えるのに必要な考え方や対策を学ぶためのシンポジウムを開催します。

## 策定する

### 計画策定支援

計画を策定する事業者に対して、専門家を派遣して計画策定の支援を行います。

## 改善する

### フォローアップ

策定した計画の実施期間満了に伴い、実行性の高い計画策定し2回目以降の申請等を希望する事業者に対して、専門家を派遣して計画策定の支援を行います。

## <策定支援に関するお問い合わせ>

○独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）

北海道本部	011-210-7473	中国本部	082-502-6555
東北本部	022-716-1751	四国本部	087-823-3220
関東本部	03-5470-1606	九州本部	092-263-0323
中部本部	052-201-3009	沖縄事務所	098-859-7566
北陸本部	076-223-5546	本部	03-6459-0042
近畿本部	06-6264-8621		

## <申請に関するお問い合わせ>

北海道経済産業局	産業部 中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局	産業部 中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	産業部 中小企業課	048-600-0394
中部経済産業局	産業部 経営支援課	052-951-0521
近畿経済産業局	産業部 経営力向上室	06-6966-6119
中国経済産業局	産業部 中小企業課	082-224-5653
四国経済産業局	産業部 産業振興課	087-811-8566
九州経済産業局	産業部 復興・事業継続推進室	092-482-5561
沖縄総合事務局	経済産業部 中小企業課	098-866-1755

# 経営セーフティ共済

「経営セーフティ共済」は、中小企業倒産防止共済制度の愛称です。

**取引先の倒産!** もしものときの資金調達  
しっかりサポートします。

## 安心サポート宣言

掛金の10倍の範囲内で  
**最高8,000万円**まで貸付け  
貸付条件は **無担保・無保証人**

掛金の積立限度額は**800万円**

掛金月額の上限は**20万円**  
掛金は **損金または必要経費に**

償還期間は **貸付額に応じて設定**

早期完済時は **早期償還手当金を支給**



## ご加入いただく前にお読みください。

- 取引先事業者の「倒産」とは、次のいずれかの事態が生じることをいいます。
  - 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、又は、特別清算開始の申立てがされること。(この場合の倒産発生日は開始決定日ではなく申立て日となります)
  - 手形交換所またはでんさいネットに参加する金融機関によって取引停止処分を受けること。(この場合の倒産発生日は取引停止処分日となります)
  - 債務整理の委託を受けた弁護士等によって、共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。(この場合の倒産発生日は、通知がされた日となります)
  - 甚大な災害の発生によって、手形交換所において、所持する取引先の手形等が「災害による不渡り」となること、またはでんさいが「災害による支払不能」となること。(この倒産発生日は当該手形等の手形交換日・表示日またはでんさいの支払期日)
  - 特定非常災害により取引先の代表者が死亡・行方不明となり、債務者自らでは債務整理手続を行うことが困難な場合で、弁護士等によって共済契約者に対し支払を停止する旨の通知がされること。(この場合の倒産発生日は通知がされた日)
 なお、「夜逃げ」は倒産には含まれません。
- 「売掛金債権等」とは、売掛金債権及び前渡金返還請求権をいいます。
  - 回収が困難となった売掛金債権等の額(いわゆる被害額)とは、契約者と倒産した取引先事業者との取引によって生じた売掛金債権、前渡金返還請求権の合計額のうち、回収が困難なものの額をいいます。したがって、**一般消費者に対する債権は対象となりません。**
  - また、商品又は役務の取引に該当しない貸付金債権、融通手形に基づく債権などは、回収が困難となっても、被害額には含まれません。
- 次のような場合、共済金の貸付けを受けることができます。
  - 取引先事業者の倒産発生日が、契約の日から6か月未満に生じたとき。
  - 取引先事業者の倒産発生日までに、6か月分の掛金を納付していないとき。
  - 共済金の貸付請求が、取引先の倒産発生日から6か月を経過した後に行われたとき。
  - 契約者が貸付請求時点で中小企業者でないとき。
    - ※ただし、中小企業者の範囲を超えている場合でも、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、その計画実施期間中の事業者は、中小企業者とみなします。
  - 貸付金額が、50万円(原則)または、契約者の月間の総取引額の20%に相当する額のいずれか少ない額に達していないとき。
  - 契約者が貸付請求時点で自ら倒産または、これに準ずる事態にあるとき。
  - 契約者が既に貸付けを受けた共済金の償還を怠っているとき。
  - 倒産した取引先事業者に対し売掛金債権等を有すること、またはその回収が困難になったことにつき契約者に悪意もしくは、重大な過失があったとき(取引先の倒産を十分に予知した上で売掛金を累増する場合、取引先事業者の倒産を予知した後、納入製品の回収を怠るとき等)。
  - 上記のほか、共済金の貸付請求者と当該倒産に係る取引先事業者との取引額、代金の支払方法等が確認されない限り、貸付けが受けられません。

- 取引事業者に対する売掛金債権等が生じないのが一般的である業種(一般消費者を取引先とする事業者、金融業者及び不動産賃貸業者など)については通常、貸付けの対象となりませんので、加入にあたってはご注意ください。

- 一時貸付金の貸付け
  - 契約者に、臨時に事業資金を必要とする事態が生じた場合は、共済金の貸付けを受ける事態が生じなくても解約手当金の範囲内で一時貸付金の貸付けを受けることができます。
  - (1)一時貸付金の貸付条件

①貸付限度額	(注)機構解約の場合にお受け取りいただく解約手当金額(掛金総額が800万円に達している場合は任意解約の場合にお受け取りいただく解約手当金額)の95%の範囲内。ただし、一時貸付金の請求の時に共済金又は一時貸付金の貸付けを受けている場合は、これらの額は控除されます。
②貸付額	30万円以上で5万円の整数倍
③貸付金の使途	事業資金(運転・設備)
④貸付期間	1年
⑤償還方法	期限一括償還
⑥利率	有利子(金融情勢に応じて変動します)
⑦利息支払方法	貸付時に一括前払い
⑧違約金	年14.6%
⑨担保・保証人	不要

(注)一時貸付金の貸付限度額は、掛金納付月数に応じ次表のとおりとなります。

掛金納付月数	一時貸付金の貸付限度額
1か月～11か月	0円
12か月～23か月	掛金総額×75%×95%
24か月～29か月	// ×80%×95%
30か月～35か月	// ×85%×95%
36か月～39か月	// ×90%×95%
40か月以上	// ×95%×95%
掛金総額が800万円の場合	800万円×100%×95%(760万円)

※一時貸付金の償還期日を経過した場合の取扱い  
償還期日後、5か月を経過した後、なお償還すべき一時貸付金又は納付すべき違約金がある場合、これらの額は納付した掛金から控除します。

- (2)一時貸付金の借入申込み
  - 中小機構に直接お申込みください。

制度の詳しい内容については「**経営セーフティ共済 制度のしおり**」をご覧ください。  
なお、資料請求については、下記共済相談室にお問い合わせください。

加入の申込みは？

貴社の事業活動の内容が確認できる以下の所でお手続きください。

- 中小機構の委託団体で会員(組合員)となっている商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業の組合など
- 現に融資取引等のある金融機関の本店

取扱機関名

中小機構ホームページのご案内

中小機構のホームページで、共済に関するよくあるお問い合わせや手続きの流れについても説明しております。

経営セーフティ

詳しいお問い合わせはこちらまで

共済相談室 **050-5541-7171**

[受付時間] 平日 9:00～17:00

経営者の退職金  
ゆとりある生活を応援する安心の共済です。

**小規模企業共済制度**

# 経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済制度)

経営セーフティ共済は、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった場合に、貸付けが受けられる共済制度です。「もしも」のときの資金調達手段として当面の資金繰りをバックアップします。

## Q1 ほんとうに安心なの?

経営セーフティ共済は、法律(中小企業倒産防止共済法)に基づく制度であり、国が全額出資している独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。現在約54万社が加入され、貸付累計件数約27万件、貸付累計額は約1兆9千億円にのぼっています。

## Q2 どんな企業が加入できるの?

加入できる方は次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

■個人の事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

■企業組合、協業組合  
■事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている組合

## Q3 毎月の掛金はどのくらいなの?

掛金月額は、**5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます**。加入後も掛金月額は増額・減額できます(ただし、減額には一定の要件が必要です)。掛金は、掛金総額が800万円になるまで積み立てられ、掛金総額が掛金月額の40倍に達した後は、掛金の掛止めもできます。また、掛金の前納もできます。

## Q4 掛金は税法上どんなメリットがあるの?

掛金は、**税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に算入できます**。

※個人事業の場合、事業所得以外の収入(不動産所得等)は掛金の必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。

## Q5 どんなときに貸付けが受けられるの?

**取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となったときに貸付けが受けられます**。

※貸付けを受ける際の注意点については、裏面を参照

## Q6 どれだけの貸付けが受けられるの?

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。

※貸付けを受ける際には、倒産した取引先事業者との商取引の内容・方法がわかる書類が必要になります。

## Q7 共済金の貸付条件は?

共済金の貸付けは、「**無担保・無保証人**」「**無利子**」です。ただし、**共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます**。

償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

なお、共済金を繰上償還により完済し、一定の条件を満たす場合には、早期償還手当金をお支払いします。

## Q8 取引先事業者が倒産しなくても貸付けが受けられるの?

取引先事業者に倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる「**一時貸付金**」の制度があります。

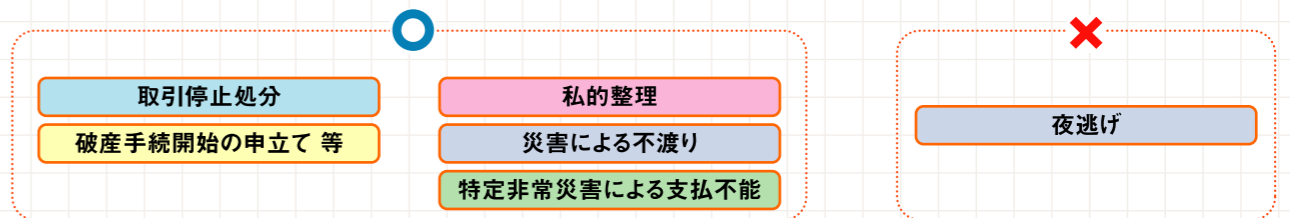
※詳しくは、裏面を参照

## Q9 掛金は掛け捨てなの?

12か月分以上掛金を納付していれば、自己都合の任意解約でも掛金総額の80%以上の解約手当金が受け取れます。

## ■ 共済金の貸付けが受けられる取引先の「倒産」

でんさいネット(株式会社全銀電子債権ネットワーク)の取引停止処分、災害によるでんさい(でんさいネットが記録する電子記録債権)の支払不能についても、取引先事業者の「倒産」として認められ、貸付けを受けられます。



## ■ 共済金の貸付額

共済金の貸付額は、回収困難となった売掛金債権等の額と掛金総額(前納掛金は除く)の10倍に相当する額のいずれか少ない額の範囲内で請求した額となります。

**共済金の貸付けを受けた場合、共済金貸付額の10分の1に相当する掛金の権利は消滅します。**

※「掛金総額」とは、納付した掛金の合計額から次に掲げる額を差し引いた額となります。

- 既に共済金の貸付けを受けている場合は、その共済金の貸付額の10分の1に相当する額
- 償還期日を3か月以上経過した共済金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額
- 償還期日を5か月経過した一時貸付金の未償還額または違約金でその償還または納付に充てられた掛金の額
- 倒産の発生の日の前日の6か月前の日から、貸付け請求があった日までの間の掛金月額の増額部分
- 倒産の発生日の翌日以後に納付した掛金のうち、2か月を超える延滞があったものの合計額

### ● 貸付額(上限)の算定例

**例1** 掛金総額100万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等1,500万円の焦げつきが発生した場合



掛金総額から100万円が控除 従って、掛金総額の残高は0円

**例2** 掛金総額800万円の契約者が取引先事業者の倒産に遭い、売掛金債権等5,000万円の焦げつきが発生した場合



掛金総額から500万円が控除 従って、掛金総額の残高は300万円

## ■ 償還期間および償還方法

貸付額に応じて**償還期間がかわります**。

貸付額	償還期間(※)	償還方法
5,000万円未満	5年	54回均等分割償還
5,000万円以上6,500万円未満	6年	66回均等分割償還
6,500万円以上8,000万円以下	7年	78回均等分割償還

(※)償還期間には据置期間6か月を含みます

**早期償還手当金は、次の条件にすべて該当する共済契約者に支給されます。**

- 繰上償還によって当初の約定完済日より12か月以上早く完済していること。
  - 完済日において共済契約を解約(脱退)していないこと。
  - 繰上償還した共済金貸付契約の償還を一度も延滞していないこと。
- ※早期償還手当金の額は、「共済金の額(貸付額) × 早期償還月数別の手当金率」で計算します。

## ■ 解約と解約手当金

### 共済契約の解約

- 任意解約 契約者が任意に行う解約
- 機構解約 契約者が12か月以上の掛金の滞納をしたとき、または不正行為によって共済金の貸付けを受けようとしたときなどに機構が行う解約
- みなし解約 契約者が死亡(個人事業の場合)、会社解散、会社分割(その事業の全部を承継させるものに限る)、事業全部譲渡のときは、その時点で解約されたものとみなします。(ただし、共済契約の承継が行われたときは解約になりません)

### 解約手当金

掛金を12か月分以上納付した方には、解約手当金が支給されます(掛金納付月数が12か月未満の場合は、掛け捨てとなります)。解約手当金の額は、掛金の納付された月数に応じて、掛金総額に右表の率を乗じて得た額となります(不正行為による機構解約の場合は、支給されません)。税法上、解約した時点での益金の額(法人の場合)、または事業所得の収入金額(個人の場合)に算入することになります。共済貸付金・一時貸付金の残高がある場合は、解約手当金からこれらの額を差し引いて支給します。

掛金納付月数	任意解約	機構解約	みなし解約
1か月~11か月	0%	0%	0%
12か月~23か月	80%	75%	85%
24か月~29か月	85%	80%	90%
30か月~35か月	90%	85%	95%
36か月~39か月	95%	90%	100%
40か月以上	100%	95%	100%

## ご加入にあたっての注意事項

- 積立期間が6か月未満で、廃業した場合や死亡した場合などは、掛け捨てとなります。
- 積立期間が12か月未満で、上記以外の理由で、共済金の請求や解約を行う場合は掛け捨てとなります。
- 積立期間が240か月未満の場合で、任意に解約される場合※は、解約時にお支払いする解約手当金がそれまでの掛金合計額を下回ります。

※ 65歳以上で180か月以上掛金を納付している方が、事業継続しながら共済金を請求する場合は老齢給付という共済金が支払われます。

## お問い合わせ

### ホームページ

チャットボットなら24時間・365日  
お問い合わせにお答えします。



小規模共済

検索

<https://www.smrj.go.jp/kyosai/skyosai/>  
当機構ホームページより申込書のお取り寄せもできます。

### お電話

共済相談室  
受付時間 | 平日9:00~17:00

**050-5541-7171**

## お申し込み

下記取扱機関からお申し込みください

- 金融機関（銀行・信用金庫・信用組合など ※） ■ 商工会 ■ 商工会議所
- 中小企業団体中央会、中小企業の組合 ■ 青色申告会

※ 金融機関の支店によっては小規模企業共済の加入業務を取り扱っていない場合がありますので、あらかじめ当該金融機関にご確認ください。

取扱機関名

独立行政法人  
**中小企業基盤整備機構**  
〒105-8453  
東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

2023.1

# 小規模企業共済

退職後のゆとりある生活を応援します

あ  
備  
え  
て  
ん

3  
っ  
の  
ポ  
イ  
ン  
ト



安心確実  
な運営

掛金全額  
所得控除

経営者の  
退職金



# 備えてあんしん ゆとりある未来

小規模企業共済は、  
事業の廃止・退職後の生活安定資金を  
積み立てて準備する共済制度です。

## 得しながら未来の準備をはじめませんか



どんな人が  
加入できるの？

常時使用従業員20名以下の個人事業主・会社等の役員・個人事業主と  
共同して事業を行う共同経営者（2名まで）が加入できます。  
\*サービス業（除 宿泊業・娯楽業）・商業の場合は、常時使用従業員5名以下

毎月の掛金は  
いくらから？

月額1,000円～70,000円の範囲内  
(500円単位)で自由に設定可能。  
加入後もいつでも変更できます。



事業資金の借入れ可能

納付した掛金の範囲内で借入れ可能です。

受給権は差し押さえ禁止

あんしんを守ることができます。

### Point 1

安心確実  
な運営

国が**全額出資**している独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）が  
小規模企業共済法に基づき運営しています。  
多くの経営者の方に支持されている実績のある制度です。

国が作った  
共済制度

在籍者数  
**159万人**  
2021年度末時点



### Point 2

掛金全額  
所得控除

掛金全額「小規模企業共済等掛金控除」として**課税対象所得**から**控除**。  
税制上優遇措置があり大変お得です。

掛金全額所得控除後の例 <課税対象所得 400万円の場合>

掛金月額 3万円	加入前税額	785,300 円
	加入後税額	675,800 円

20年続けると・・・

109,500円 お得

2,190,000円 お得

### Point 3

経営者の  
退職金

事業をやめられた後の生活の備えとなる「**経営者の退職金**」です。  
廃業・退職時に受取可能です。 共済金一括受取：退職所得扱い  
満期や満額はありませぬ。 共済金分割受取：公的年金等の雑所得扱い

共済金額の例 <掛金月額 3万円の場合>

掛金年数 20年 (240月)	掛金合計	7,200,000 円
	事業の廃止・会社の解散	8,359,200 円
	65歳以上かつ事業継続中	7,976,400 円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることがあります。



オンライン  
シミュレーション  
できます！



小規模共済 シミュレーション

検索

# 「ものづくり・商業・サービス補助金」で 新製品・サービスの開発や生産プロセス改善等を支援！

## 事業環境変化に合わせた支援を用意！

補助上限額 750万円～5,000万円、補助率 1/2～2/3

## 特に、賃上げやグリーン、海外市場開拓の支援を拡充！

賃上げに取り組む  
事業者に、  
補助上限を  
引き上げて支援！



グリーン枠を拡充し、  
3段階の上限設定  
で幅広い省エネ  
ニーズを取込み！



海外市場開拓に取り組む  
事業者ブランディング  
・プロモーション等の費用を  
支援！



## 生産性向上を目指すなら、誰もが使える！

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する中小企業等※なら、どなたでも応募可能。

- 付加価値額 + 3%以上/年
- 給与支給総額 + 1.5%以上/年
- 事業場内最低賃金 地域別最低賃金 + 30円

※業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。また、革新性や事業性等の審査がございます。公募締切毎に異なりますが、2倍程度の採択倍率です。

## 「使いやすさ」が向上！



切れ目ない公募により  
最適なタイミングでの申請、  
十分な準備・事業期間の確保が可能に！



あらゆる補助金の手続を  
一つのポータルサイトに集約！  
(J-Grants)

※詳細は裏面をご確認ください。



# 様々なメニューで、生産性向上を目指す取組を支援！

※赤字で記載されている内容は、令和4年度第2次補正予算分から新たに加わった内容です。

概要	補助上限 <small>※補助上限額は従業員数に応じて異なる。</small>	補助率
<b>通常枠</b> 革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	1/2、 2/3(小規模・ 再生事業者)
<b>回復型賃上げ・雇用拡大枠</b> 業況が厳しい事業者*が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 <small>※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。</small>	750万円～ 1,250万円	2/3
<b>デジタル枠</b> DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	750万円～ 1,250万円	2/3
<b>グリーン枠</b> 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。	エントリー 750万円～ 1,250万円	2/3
	スタンダード 1,000万円～ 2,000万円	
	アドバンス 2,000万円～ 4,000万円	
<b>グローバル市場開拓枠</b> 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。 <u>海外市場開拓（JAPANブランド）</u> 類型では、 <u>海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援。</u>	3,000万円	1/2、 2/3(小規模 事業者)



## 大幅賃上げに係る補助上限額引上の特例

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に上乘せ。（回復型賃上げ・雇用拡大枠などは除く）

### 通常枠

- ・複数形状の餃子を製造可能な餃子全自動製造機を開発
- ・「食べられるクッキー生地のコーヒーカップ」の製造機械を新たに導入

### デジタル枠

- ・属人的な作業を省力化するため、顧客・受注・作業員を一体的に管理するシステムを導入
- ・AIを導入した高精度な自律移動式無人搬送ロボットの試作開発

### グリーン枠

- ・炭素生産性向上が図れる製造装置を導入しつつ、従来から製造していた部品の高品質化
- ・「エコマテリアル」素材を導入し、環境負荷が少ないクリーンな製品の試作開発

### グローバル市場開拓枠

- ・海外市場獲得を目的とした新製品開発のため、製造機械の導入や展示会への出展
- ・日本に来日する外国人をターゲットとした予約システムの開発

## <今後のスケジュール>

2023年7月28日（金）第16次公募開始

8月18日（金）電子申請システムでの応募受付開始

11月7日（火）応募締切

応募方法等の詳細は  
こちらからご確認ください



ものづくり補助金総合サイト

**重要！** 本補助金の申請にはGBizID（アカウント）の取得が必要です。  
ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

jGrants（ID取得）



# 「IT導入補助金」でIT導入・DX (デジタルトランスフォーメーション) による生産性向上を支援！

- 業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援！
- **インボイス対応に活用可能！** 安価なITツールの導入にも活用可能で、**小規模事業者は最大4/5補助！**
- **補助額は最大450万円/者、補助率は1/2～4/5！**

## 通常枠

- ・生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- ・クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

## インボイス枠 インボイス対応類型

- ・10月1日に開始されたインボイス制度への対応に特化した支援枠で、**会計・受発注・決済ソフト**に加え、**PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援**します。
- ・**小規模事業者は最大4/5補助**し、補助下限は無く安価なITツール導入も支援します。

## インボイス枠 電子取引類型

- ・取引関係における発注者(大企業を含む)が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、**受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援**します。

## 複数社連携IT導入枠

- ・**10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援**します。連携のための事務費・専門家費も補助対象です。

## セキュリティ対策推進枠

- ・独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されている**セキュリティサービスの利用料**を支援します。

※詳細は裏面をご確認ください。



<詳細> (赤字は令和5年度補正予算での拡充点です)

枠/類型	通常枠		インボイス枠 (インボイス対応に活用可能!)		複数社連携IT導入枠	セキュリティ対策推進枠		
			電子取引類型	インボイス対応類型				
補助事業者	中小企業・小規模事業者等		大企業等		中小企業・小規模事業者等			
補助額	5万円～150万円未満	150万円～450万円以下	インボイス制度に対応した受発注ソフト ～350万円	インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト 50万円以下 50万円超～350万円	PC・タブレット等 ～10万円 レジ・券売機等 ～20万円	(1)インボイス枠インボイス対応類型の対象経費(左記同様) (2)消費動向等分析経費(※1) (上記(1)以外の経費) 50万円×参画事業者数 補助上限: (1)+(2)で3,000万円 (3)事務費・専門家費 補助上限:200万円	5万円～100万円	
補助率	1/2		2/3	1/2	4/5、3/4(※2) 2/3(※3)	1/2	(1)インボイス枠インボイス対応類型と同様 (2)・(3) 2/3	1/2
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費		クラウド利用料(最大2年分)	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費		サーバ・セキュリティサービス利用料(最大2年分)(※4)		

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象。

(※2)小規模事業者については補助率は4/5。中小企業については補助率は3/4。

(※3)補助額50万円超の際の補助率は、補助額のうち50万円以下については3/4(小規模事業者は4/5)、50万円超については2/3。

(※4)(独)情報処理推進機構(IPA)「サーバ・セキュリティお助け隊サービス」に掲載されたサービス

<活用例>

インボイス枠

- ・インボイス発行の手間を効率化するため、「会計ツール」を導入。  
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

通常枠

- ・タイムカードによる勤怠管理のため、本社出勤後の現場移動、帰社後の帰宅が必要であったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ!

<今後のスケジュール>

・通常枠、セキュリティ対策推進枠、  
インボイス枠(電子取引類型)  
第7次締切 10月15日(予定)

・インボイス枠(インボイス対応類型)  
第12次締切 10月15日(予定)

・複数社連携IT導入枠  
第4次締切 10月15日(予定)

サービス等生産性向上  
IT導入支援事業  
事務局ポータルサイト



※詳しくは、事務局ポータルサイトをご確認ください。

応募方法等の詳細は  
こちらからご確認ください

例えば、飲食サービス業 × 配膳ロボット



例えば、製造業 × 無人搬送車



中小企業の**人手不足解消**に効果のある「**省力化製品**」を導入するための補助金

# 中小企業 省力化投資補助金

補助率

1/2

随時公募受付中!



例えば、小売業 × 自動精算機



例えば、宿泊業 × スチームコンベクションオーブン

## 中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、自社の課題に合わせて製品を選択できます!
- 「販売事業者」が製品の導入を支援! 申請・手続もサポートします。
- 補助率は1/2! 補助上限額は従業員数ごとに異なります。



Be a Great Small.  
中小機構

## ● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画<sup>※1</sup>に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件<sup>※2</sup>を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。  
 ※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

## ● 補助対象製品のカテゴリ

- ▶ 清掃ロボット
- ▶ 飲料補充ロボット
- ▶ 配膳ロボット
- ▶ デジタル紙面色校正装置
- ▶ 自動倉庫
- ▶ 測量機
- ▶ 検品・仕分システム
- ▶ 丁合機
- ▶ 無人搬送車(AGV・AMR)
- ▶ 印刷用紙高積装置
- ▶ スチームコンベクションオープン
- ▶ インキ自動計量装置
- ▶ 券売機
- ▶ 段ボール製箱機
- ▶ 自動チェックイン機
- ▶ 近赤外線センサ式プラスチック材質選別機
- ▶ 自動精算機
- ▶ デジタル加飾機
- ▶ タブレット型給油許可システム
- ▶ 印刷紙面検査装置 など
- ▶ オートラベラー

## ● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下	<b>1/2</b>	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

※補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

## ● 申請から事業完了までの流れ



※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。 ※2. 中小企業のみなさまは、販売事業者からメールにて【招待(インビテーション)】していただいた後、専用フォームからの申請が可能です。 ※3. 購入した製品の売却や転用、破棄などには制限が課され、残存簿価相当額などを返納いただく必要があります。 ※4. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。 ※5. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから  
 中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで  
 あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからのお問い合わせ **03-4335-7595**

省力化製品に関わる  
 工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録  
 サポートセンター

**03-6746-1530**  
 でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

# 労働基準法の基礎知識

労働基準法は、正社員、アルバイトなどの名称を問わず全ての労働者に適用されるルールです。このリーフレットは、労働基準法のポイントを分かりやすくまとめたものです。

## ポイント1 労働条件の明示

労働者を採用するときは、以下の労働条件を明示しなければなりません（労働基準法第15条第1項、労働基準法施行規則第5条）。

### 必ず明示しなければならないこと

原則、書面（※）で交付しなければならないこと

- ① 契約期間に関する事
- ② 期間の定めがある契約を更新する場合の基準に関する事
- ③ 就業場所、従事する業務に関する事
- ④ 始業・終業時刻、休憩、休日に関する事
- ⑤ 賃金の決定方法、支払時期などに関する事
- ⑥ 退職に関する事（解雇の事由を含む）
- ⑦ 昇給に関する事

### 定めをした場合に明示しなければならないこと

- ① 退職手当に関する事
- ② 賞与などに関する事
- ③ 食費、作業用品などの負担に関する事
- ④ 安全衛生に関する事
- ⑤ 職業訓練に関する事
- ⑥ 災害補償などに関する事
- ⑦ 表彰や制裁に関する事
- ⑧ 休職に関する事

（※）労働者が希望した場合は、FAXやWebメールサービス等の方法で明示することができます。ただし、書面として出力できるものに限られます。

厚生労働省のホームページに、モデル労働条件通知書が掲載されていますのでご活用ください。



## ポイント2 賃金

賃金は通貨で、直接労働者に、全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払わなければなりません（労働基準法第24条）。また、労働者の同意があっても最低賃金額を下回ることはできません（最低賃金法第4条）。

賃金支払の5原則	① 通貨払い	賃金は通貨で支払う必要があり、現物支給は禁止されています。労働者の同意などがあれば銀行振込も可能です。
	② 直接払い	労働者本人に直接支払う必要があります（労働者の代理人や親権者等への支払いは不可）。
	③ 全額払い	賃金は全額を支払う必要があります。所得税など法令に定めがあるものや、労使協定で定めたもの以外は控除できません。
	④ 毎月1回払い	毎月少なくとも1回は賃金を支払わなければなりません（賞与等は除く）。
	⑤ 一定期日払い	「毎月15日」というように、周期的に到来する支払期日を定めなければなりません（賞与等は除く）。

⚠️ 最低賃金は都道府県ごとに定められています。

### ポイント3 労働時間、休日

労働時間の上限は、**1日8時間、1週40時間**（10人未満の商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業は44時間）です（※1）（労働基準法第32条、第40条）。

また、少なくとも**1週間に1日**、または**4週間を通じて4日以上**の休日を与えなければなりません（労働基準法第35条）。

この労働時間の上限を超えてまたは休日に働かせるには、あらかじめ労使協定（**36協定**）を結び（※2）、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります（労働基準法第36条）。

（※1）変形労働時間制などを採用する場合は、この限りではありません。

（※2）過半数労働組合、または過半数組合がない場合は労働者の過半数代表者との書面による協定

#### ▶ 時間外労働及び休日労働の上限について

36協定で定めることのできる時間外労働の上限は、原則として**月45時間・年360時間**（対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制の対象労働者は、月42時間・年320時間）です。

臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（**特別条項**）には、年6か月まで月45時間を超えることができますが、その場合でも

- ・ **時間外労働が年720時間以内**
- ・ **時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満**

としなければなりません。

なお、いずれの場合においても、以下を守らなければなりません。

- ・ **時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満**
- ・ **時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間以内**

#### 時間外労働の上限規制のイメージ

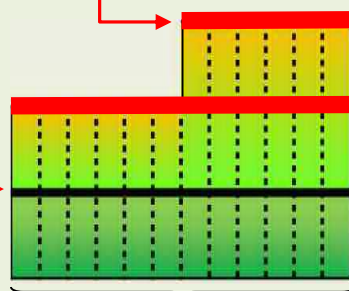
##### 法律による上限

（特別条項/年6か月まで）

- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間\*
- ✓月100時間未満\*
- \* 休日労働を含む

##### 法定労働時間

- ✓1日8時間
- ✓週40時間



1年間 = 12か月

◆以下の事業・業務は、**2024年3月31日まで**上限規制の適用が猶予されます。

- ・建設事業 ・自動車運転の業務 ・医師
- ・鹿児島・沖縄砂糖製造業（複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります）

◆新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

##### 法律による上限（限度時間の原則）

- ✓月45時間
- ✓年360時間

### ポイント4 休憩

1日の労働時間が6時間を超える場合には**45分以上**、8時間を超える場合には**1時間以上**の休憩を、勤務時間の途中で与えなければなりません（労働基準法第34条）。



労働者が休憩中でも電話や来客の対応をするように指示されている場合、労働時間となる場合があります。

## ポイント5 割増賃金

時間外労働、休日労働、深夜労働（午後10時から午前5時）を行わせた場合には、割増賃金を支払わなければなりません（労働基準法第37条）。

### ➤ 割増賃金の算定方法

$$\text{割増賃金額} = \text{1時間当たりの賃金額} \times \text{割増賃金率} \times \text{時間外労働などの時間数}$$

割増賃金率	時間外労働	2割5分以上 (1か月60時間を超える時間外労働については5割以上(※))
	休日労働	3割5分以上
	深夜労働	2割5分以上

(※) 中小企業には、2023年3月31日まで適用が猶予されています。

## ポイント6 年次有給休暇

雇い入れの日（試用期間含む）から6か月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者には年次有給休暇が与えられます。  
また、年次有給休暇が10日以上付与される労働者については、年5日の年休を取得させることが使用者の義務となります（労働基準法第39条）。

### ➤ 通常の労働者の付与日数

継続勤務年数（年）	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	10	11	12	14	16	18	20

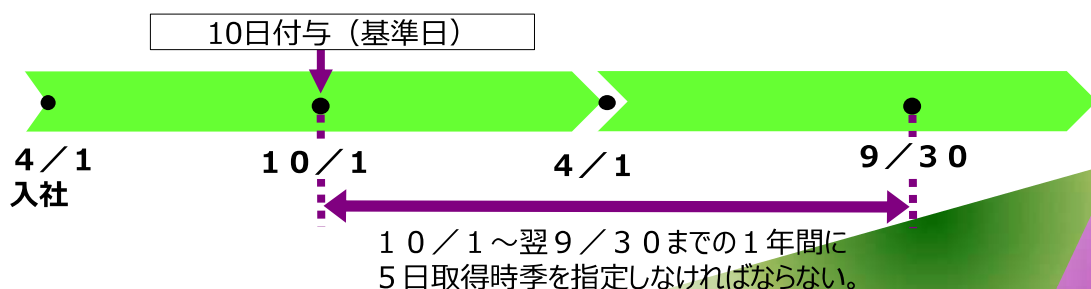
### ➤ 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数(※)	継続勤務年数（年）						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

(※) 週以外の期間によって労働日数が定められている場合

### ➤ 年次有給休暇の取得の義務の例


(例) 4/1入社の場合





## ポイント8 解雇・退職

やむを得ず、労働者を解雇する場合、**30日以上前に予告するか、解雇予告手当（平均賃金の30日以上）を支払わなければなりません**（労働基準法第20条）。  
また、業務上の傷病や産前産後による休業期間及びその後30日間は、原則として解雇できません（労働基準法第19条）。

 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合、無効となります（労働契約法第16条）。

## ポイント9 就業規則

**常時10人以上**の労働者を使用している場合は、就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添えて、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません。また、就業規則を変更した場合も同様です（労働基準法第89条、第90条）。  
就業規則は、作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により労働者に周知しなければなりません。

### 必ず記載しなければならないこと

- ① 始業・終業時刻、休憩、休日などに関すること
- ② 賃金の決定方法、支払時期などに関すること
- ③ 退職に関すること（解雇の事由を含む）

厚生労働省のホームページにモデル就業規則が掲載されていますのでご活用ください。



### 定めた場合に記載しなければならないこと

- ① 退職手当に関すること
- ② 賞与などに関すること
- ③ 食費、作業用品などの負担に関すること
- ④ 安全衛生に関すること
- ⑤ 職業訓練に関すること
- ⑥ 災害補償などに関すること
- ⑦ 表彰や制裁に関すること
- ⑧ その他全労働者に適用されること

## その他の関係法令の基礎知識

### ➤ 労働時間の状況の把握


タイムカードによる記録、パーソナルコンピュータなどの電子計算機の使用時間（ログインからログアウトするまでの時間）の記録などの客観的な方法その他の適切な方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければなりません（労働安全衛生法第66条の8の3）。

### ➤ 健康診断

労働者の採用時と、その後毎年1回、定期的に健康診断を行わなければなりません（労働安全衛生法第66条）。

### ➤ 労災保険・雇用保険

労働者を1人でも雇用する事業主は労働保険（労災保険と雇用保険）に加入しなければなりません。

 業務上・通勤途上での災害に健康保険は使えません。労災保険を使いましょう。

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署